

麗澤大学大学院

平成 28 年度 博士論文

利益概念の展開を通じた財務報告の再検討
—英米日の財務報告の比較を中心にして—

経済研究科 博士課程

経済学・経営学専攻

学籍番号 1131410047

高 欽 虹

指導教員 長谷川泰隆 教授

副指導教員 倍 和博 教授

目 次

第1章 序論.....	1
1. 本博士論文の目的.....	2
2. リサーチクエスションの設定.....	3
3. 本博士論文の構成.....	4
第2章 先行研究レビューー利益概念の検討と整理を通じてー.....	6
1. 先行研究の必要性.....	7
2. 財務報告を巡る先行研究.....	7
2.1 資産負債アプローチに基づく財務報告に関する先行研究.....	8
2.2 収益費用アプローチに基づく財務報告に関する先行研究.....	10
2.3 混合アプローチに基づく財務報告に関する先行研究.....	12
3. まとめ.....	16
第3章 経済システムの多様化を巡る財務報告のあり方.....	18
1. 問題の所在.....	19
2. 分析視角.....	20
2.1 「計算」と「開示」を巡る財務報告のあり方.....	20
2.2 市場環境の変化と財務報告の関係.....	22
2.3 ガバナンスシステムと財務報告の関係.....	23
3. 市場とガバナンスを巡る財務報告の類型化.....	24
3.1 英国における財務報告モデル.....	26
3.2 米国における財務報告モデル.....	30

3.3 日本における財務報告モデル	33
4. まとめ.....	36
第4章 英米における財務報告モデルの理論的考察	38
1. 問題の所在	39
2. 研究方法.....	39
3. 英米における財務報告の理論的考察	41
3.1 「S-N」型モデルの成立.....	41
3.2 「D-C」型モデルへの移行.....	48
3.3 「A-F」型モデルへの進展	53
4. 新たな動向：「K-C」型モデルの登場.....	56
5. まとめ.....	59
第5章 日本における財務報告モデルの理論的考察	61
1. 問題の所在	62
2. 「利害調整」から「情報提供」への移行	62
2.1 2つの財務報告目的を巡って	62
2.2 「利害調整」と「情報提供」との関係.....	65
3. 財務報告モデルと利益概念との関係：利益の質の違い	67
3.1 「計算」から「開示」へ.....	68
3.2 利益概念を巡る2つのアプローチ	70
4. まとめ.....	72
第6章 会計上の利益概念とキャッシュ・フロー情報の意義と役割	74
1. 問題の所在	75

2. 2つの利益概念を巡る諸問題	75
2.1 Hicks の利益概念の検討	75
2.2 Beaver の利益概念の検討	79
2.3 日本に求められる利益概念	81
3. 2つの利益概念の有用性	84
3.1 利益を巡る測定問題	84
3.2 顧客との契約から生じる収益	86
4. まとめ	88
第7章 終論	89
1. 従来 of 財務報告の枠組みとの比較	90
1.1 現行の日本会計基準に基づく財務報告との比較	90
1.2 『討議資料』に基づく財務報告との比較	92
2. 本博士論文の提案：4つの財務諸表の係関係	93
2.1 4つの財務諸表の係関係	94
2.2 「直接法」に基づくキャッシュ・フロー計算の可能性	97
3. 本博士論文の結論	99
引用・参考文献	102

表目次

表 1 2つの財務報告に関わる目的の特徴	21
表 2 市場環境の変化と財務報告との係関係	23
表 3 直接法に基づくキャッシュ・フロー計算書	98

目次

図 1	市場とガバナンスを巡る財務報告の類型化	25
図 2	商法における時価評価導入－開示規制と配当規制の調整方式－	63
図 3	財務報告の目的の分類	64
図 4	現行の財務報告の枠組み	65
図 5	2つの計算枠組みに関する包括利益	70
図 6	事前・事後の利益とウィンドフォール	78
図 7	発生主義会計のプロセス	80
図 8	ストックとフローの規定関係	81
図 9	財務報告の仕組みの新たな構造	83
図 10	包括利益と純利益との関係	85
図 11	従来 of 会計基準に基づく財務報告の係関係	91
図 12	『討議資料』で提示された財務諸表の係関係	93
図 13	4つの財務諸表の係関係	95

第 1 章 序論

1. 本博士論文の目的

現在、世界各国の経済状況を俯瞰すると、英米をはじめとするアングロサクソン型の資本市場、日本型のプロダクトアーキテクチャを中心とする資本市場、中国などの国家資本を中心に据えた資本市場など経済システムは多様化の様相を呈している。そうした中、市場環境の変化に伴う国際的な動きとして、企業活動の状況を示す財務報告のあり方に変化が求められている。ここで問題となるのが、変貌を遂げる市場環境において、財務報告の再編成をどのような枠組みから財政状態と経営成績を見直すかという点である。

具体的には、産業資本主義¹（実物経済）が根付く日本型の財務報告目的は株主への分配可能利益「計算」に重点を置く「利害調整」目的が優先されるが、金融資本主義²（金融証券経済）が浸透するアングロサクソン型の財務報告目的では投資家への情報「開示」に主眼を置く「情報提供」目的が優先される³。しかし、現実の経済環境を概観すると産業資本主義と金融資本主義とが混在した状態となっており、どちらかの市場モデルに準拠した財務報告では現実的な対応は難しくな

¹ 生産設備や原材料に資金を投下して製品を製造・販売する事業活動のような継続性を前提とする産業資本的な実物経済を指す。

² 事業投資とは異なる金融投資に基づく資金の運用・回収が評価される金融経済を指す。

³ 本博士論文で想定する産業資本主義と金融資本主義が要請する財務報告モデルを整理すると、以下の通りである（古賀智敏（2011）『グローバル財務会計』森山書店、pp.77-79）。「製造業＝生産財」重視の産業経済を背景とする伝統的なプロダクト型会計と、金融革命と金融経済を背景とするファイナンス型会計とは、各モデルが焦点をあてる財貨の特性によって異なった測定属性（ルール）を有する。（1）プロダクト型会計は、原価の集合体（材料費・労務費・諸経費の原価集合）としての有形財を主たる財貨として原価・対応アプローチに基礎づいた財務報告モデルである。すなわち、機械・設備等の生産財は生産プロセスでの使用によって価値創出を図ろうとするものであり、それ自体を個別に売却することを目的としない点に特徴を有する。（2）ファイナンス型会計の中核を形成する金融財の本質は、将来キャッシュ・フローのボラティリティ（変動可能性）と、容易に処分可能であるという換金可能性（清算可能性）に特性がある。

っている。その意味では時代に適合する財務報告の姿は、「何が不適合となったのか」、さらには「どの点を修正すべきか」という点を検討することから見えてくるものと推察される。かかる財務報告の目的観の相違は経済システムの多様性（主に「市場」（経済の視点）と「ガバナンス」（経営の視点））に起因しており、多様化する経済システムを踏まえて財務報告目的を設定しなければ、今後の市場経済を見据えた適正な財務報告は構築できないというのが著者の問題意識である。

2. リサーチクエスチョンの設定

上記の内容を踏まえ、本博士論文は以下のリサーチクエスチョン(以下、RQ)を設定する。

RQ1: 多様化する経済システムを前提とした場合、現在の英米日の財務報告に関わる目的はどのような観点から設定され、どう展開されているのか。「市場」と「ガバナンス」の視点に立つと、現在の財務報告はどのように類型化できるか。

RQ2: RQ1の検討結果を受け、現在の会計基準を牽引する英米の財務報告は、いかなる史的変遷プロセスを辿って今日の体系に至っているのか。

RQ3: 英米両国と異なる変遷プロセスを辿る日本の財務報告の2つの目的は、どのような関係を有するのか。さらに、これらの目的と利益概念との関係はどうなっているのか。

RQ4: 従来損益計算書のボトムラインに位置づけられた「純利益」から現在の国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS)

における包括利益計算書に表示される「包括利益」へと移行が進む中、これら 2 つの利益概念とキャッシュ・フロー情報とをどのように連携させれば 2 つの財務報告目的を充足できるか。

3. 本博士論文の構成

本博士論文の構成を上記のリサーチクエスチョンに対応させれば、以下の通りとなる。

第 1 章では本論文の問題意識と目的を提示し、適正な財務報告モデルの構築を目指していかなる観点から研究を展開すべきかを明らかにしている。第 2 章では現在の経済社会に適合する新たな財務報告のあり方を巡って、先行研究を整理する。すなわち、資産負債アプローチに基づく財務報告、収益費用アプローチに基づく財務報告、さらに両者を融合した混合アプローチに基づく財務報告に関わる先行研究の整理を通して今後の財務報告の方向性を模索している。

第 3 章では RQ1 への回答を導出すべく、現在の英米日の財務報告に関わる目的はどのような観点から設定され、どう展開されているのか、財務報告の類型化を試みている。

続く第 4 章は RQ2 に対応しており、英米における財務報告の変遷プロセスを目的観の違いに着目して理論的な側面から考察している。第 5 章は RQ3 に対応している。日本における 2 つの財務報告目的が二律背反的ではなく共存共栄の関係にあり、キャッシュ・フロー情報を中核に据えた新たな財務報告の仕組みに加えて、評価損益などを含む「包括利益」概念と「純利益」概念を重視する計算構造が両

立する新たな構造である点を指摘する。

以上の内容を踏まえて、第 6 章では RQ4 に応えるべく、「包括利益」と「純利益」という 2 つの利益概念とキャッシュ・フロー情報との関係を図る新たな財務報告モデルが、「情報提供」と「利害調整」という財務報告の目的を充足できるか、異なる財務報告の目的を有する枠組みを融合させる仕組みを提案したい。そして、最後の第 7 章では本博士論文を総括し、著者が考える利益概念の展開を通じた財務報告の役割を再検討したい。

第2章 先行研究レビュー

—利益概念の検討と整理を通じて—

1. 先行研究の必要性

財務報告目的の意義と役割を整理する前に、多様化する市場経済に適合する財務報告を再編成するための準備作業として、どのような財務報告目的を設定してその枠組みを構築すべきかを検討する必要がある。

そこで、これまで財務報告目的を充足するために採用されてきた各種の利益概念に着目し、先行研究の整理を通して新たな財務報告のあり方を検討することにした。その理由は、利益概念が会計情報としての重要な位置を占めていることに起因する。

利益概念に関する多様な定義を再検討すると概ね 2 つの類型、すなわち資産負債アプローチに基づく「包括利益」概念と収益費用アプローチに基づく「純利益」概念の 2 つに類型化できるが、以下においては、(1) 資産負債アプローチを支持する先行研究、(2) 収益費用アプローチを支持する先行研究、(3) 両者を混合的に採用する混合アプローチを支持する先行研究に分けて検討する。

2. 財務報告を巡る先行研究

上記の 2 つの利益概念を踏まえ、本章の第一の視点は現在、金融資本市場が主役となったことから、これまでの純利益の報告を中心としてきた財務報告が包括利益の報告をメインとした体系へと変化する資産負債アプローチである。

第二の視点は、従来の産業資本主義を中心とする経済社会において、企業の継続性を維持するための純利益計算を主体とする収益費用アプローチである。

第三の視点は、上記 2 つの視点では金融資本主義ないしは産業資本主義のいずれかの環境にしか適合できないという点を解消すべく、従来の財務諸表とキャッシュ・フロー計算書とを関係させ、新たな企業価値の評価の方向性を明らかにする混合アプローチである。

2.1 資産負債アプローチに基づく財務報告に関する先行研究

資産負債アプローチに基づく財務報告とは、1 期間における企業の正味資源の増分の測定値、具体的には純資産（持分）の期首と期末の差額をもって利益を報告する形態であり、ここで測定される包括利益は 1 期間における純資産の変動（資本取引を除く）として定義される。この包括利益は経済的な意味での所得であるとする見解や、資産や負債を時価ないし公正価値で統一的に評価すればするほど経済上の利益に近づくと見られてきた。

英国では Hicks（1946）の経済上の利益概念に基づいて理想的な利益測定の構築が試みられてきた。Hicks の第 1 の利益概念の考え方にしたがえば、経済上の利益概念から IFRS が主張する「公正価値」で測定した「包括利益」の計算の基礎として用いられていると解釈できる。しかし、時価測定によって把握される「包括利益」を会計情報として財務報告することが投資家の意思決定に必要であることまでは言及していない。この点に関する具体的な考察は第 6 章で行う。

他方、米国では Ball & Brown（1968）に代表される会計情報の投資意思決定に関わる実証研究から、1970 年代になると資本市場研究への関心が高まる。1980 年代に入ると「意思決定有用性アプローチ」が財務報告の問題にも適用される。これらの研究は 1980 年代の米国において主流となった財務会計の実証的研究を

象徴し、そこでは公正価値（時価主義）によって把握される「包括利益」を財務報告の情報として開示することが意思決定に有用であるとする資産負債アプローチがとられている⁴。その経緯や理由について、Storey, R. K. and Storey, S. (1998) もどのように収益と費用を対応させるべきかという問題に対して、収益費用アプローチでは十分にそうした疑問に答えられないと指摘している⁵。

英国では 1999 年の『財務報告原則書』(Statement of Principles for Financial Reporting : SPFR) までにいくつかの報告書が公表されている。会計基準設定機関である会計基準審議会 (Accounting Standard Board : ASB) が 1992 年に公表した財務報告基準 (Financial Reporting Standard : FRS) 第 3 号『財務業績報告』では、包括利益計算書、すなわち総認識利得損失計算書 (Total recognized gains and losses) を主要財務諸表の 1 つとして情報開示を行うことを規定している。この計算書は、現在英国を中心として設定された IFRS における企業の経済的実態を反映するための利益の測定方法に近いといわれる。上記第 3 号では、貸借対照表に示されるその他の包括利益累積額が包括利益と合致していること、つまり資産の増減が損益を経由して純資産の変動に反映されるという思考が伺える。このように考えると、資産負債アプローチに基づく財務報告にはそれなりに妥当性があるといえる。

20 世紀半ばを過ぎた頃から英国の産業資本市場は次第に金融資本市場へと移行し、財務報告に関わる基準として資産負債アプローチを重視する動きが活発化している。つまり、時価主義に基づく包括利益概念を中心とした財務報告の体系

⁴ FASB (1978). *Elements of Financial Statements; SFAC No.1*, FASB. (平松一夫, 広瀬義州 (1994) 『FASB 財務会計の諸概念・改訳新版』中央経済社)

⁵ Storey, R. K. and Storey, S. (1998). *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB Special Report, (財・企業財務制度研究会訳 (2001) 『財務会計の概念および基準のフレームワーク』COFRI 実務研究叢書, 中央経済社)

への移行である。その後、IFRS という形で全面公正価値による「包括利益」概念に基づく財務報告の流れが加速することは避けては通れない成り行きであった。

しかし、すべての取引において従来の収益費用アプローチが本流から外れ、資産負債アプローチを採用した利益測定がその流れを加速化させることは、会計測定および財務報告にとって極めて難しい問題であった。例えば、従来の商品売買取引に見られる損益取引の会計処理に関しては明確なルールは存在しておらず、収益費用アプローチを完全に放棄することは厳しい問題であった。そこで、次に収益費用アプローチが支持する「純利益」概念の報告を主張する先行研究を整理しておきたい。

2.2 収益費用アプローチに基づく財務報告に関する先行研究

収益費用アプローチに基づく財務報告とは、アウトプットを獲得し販売するためにインプットを収益的に活用する企業の活動成果の測定値、具体的には期間的に発生し実現した収益と発生費用の差額をもって純利益の報告を行う考え方である。ここで算出される差額は純利益として定義される。その特徴である歴史的原価会計に基づく処分可能利益にはすべての企業は利益の実現を目指して活動を行い、会計はこれを測定して伝達する目的が求められている。

米国会計原則の基盤とされた Paton, W.A. & Littleton, A.C. (1940) の共著『社会計基準序説』では、原価と収益の対応という用語が用いられ、そこでは「事業活動の継続性すなわちゴーイング・コンサーンの概念は期間的報告に重要な関連を持っている。継続性の概念は収益力という概念を補い、また強める意味においても重要である。…企業の価値の重要な基礎は、原価価格、取替価格または販

売、ないし清算価値ではなく実に収益力なのである。それゆえにこそ、損益計算書が、最も重要な財務報告である」と述べられている⁶。すなわち、収益費用アプローチに基づいて計算される利益は、従来企業の期待価値（純利益）を求めており、こうした状況において収益・費用（費用の期間配分）が先に決まり、その後で資産・負債が決まるという規定関係が示されている。上記の期待価値は発生主義利益概念の理論的な基盤を形成するとともに期間別財務報告の役割を果たしており、会計利益計算において最も重要性が高いと主張されている⁷。

さらに、1960年代の終わりに Beaver は理論と実務の両方において発生主義会計の効果を考慮した会計上の利益概念を提唱している。この点に関する具体的な考察は第6章で行う。また、その利益概念は財務諸表の比較可能性を確保する観点から導出されたものであり、損益計算書に基づく会計上の純利益の重要性を明示するものと受け止められる。つまり、このような計算の仕組みは継続企業の前提に立っており、継続的営業活動⁸を前提としている。ここで測定され報告される財務数値は、投資家が将来の利益を予測する出発点として利用すると想定される。

しかし、同じ期間でも発生主義会計と現金主義会計ではキャッシュ・フローに差異が生じる。これについては、1985年から1986年のFASBの公開草案によると繰延税金や減価償却などの多くの恣意的な配分手続の結果、純利益の数値が企業の利益獲得能力とは必ずしも関係のない数値となってしまう点からも明

⁶ Paton, W.A. and Littleton, A.C. (1940). *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA Monograph No. 3, AAA, pp.10-12 (中島省吾訳 (1985)『ペイトン＝リトルトン会社会計基準序説・改訳版』森山書店, p.16-17)

⁷ Richard, G.S. and Myrtle, W.C. and Jack, M.C. (2001). *Financial accounting Theory and Analysis: Text Readings and Cases, 7th edition* John Wiley & Sons, Inc. (加古宜士・大塚宗春「監訳」(2004)『財務会計の理論と応用』中央経済社, p.103)

⁸ 継続的営業活動利益を算定する過程で開示される金額は、同社の正常かつ経常的な収益および費用である。その結果、利益の数値は将来経常的に得ることが期待される金額、すなわち、持続可能利益を示している。

らかである⁹。また、Scott, W. R. (2006)によれば、損益計算書アプローチに基づいて計算された純利益は、価値の未実現の増加は貸借対照表上で認識されることはなく、利益は実体経済の業績よりも遅れることとなり、認識の遅れが生じることになる¹⁰。その結果、従来の企業の期待価値が捉えられなくなり、このことが新たな企業価値の見方の再検討という結果を招くことになった。このような経緯を辿って、資産負債アプローチと収益費用アプローチとの混合アプローチに基づく財務報告が登場することになる。

2.3 混合アプローチに基づく財務報告に関する先行研究

前述までの議論を整理すると、資産負債アプローチや収益費用アプローチに基づく財務報告では多様化する市場経済をすべて網羅した会計測定モデルを構築することには限界があるように思われる。ここで混合アプローチに基づく財務報告とは、資産負債アプローチと収益費用アプローチが併存する仕組みである。この混合アプローチに基づく考え方の原点がどこにあるのかを、以下の先行研究の検討を通じて考察したい。

まず、Edwards & Bell (1961)は現在の会計手続を若干変えるだけで、4つの種類の利益が識別できると指摘している。これらの測定値は、(1) 当期営業利潤－生産に使用され、かつ売却された投入物の現在原価を超過する売上収益の額、(2) 実現可能原価節約－当該期間において保有された資産価格の増加額、(3) 実現原価節約－売却された財の歴史的な原価と現在購入価格との差額、および(4) 実

⁹ FASB (1985). *Elements of Financial Statements, SFAC No.6*, FASB. (平松一夫, 広瀬義州 (1994) 『FASB 財務会計の諸概念・改訂新版』中央経済社)

¹⁰ Scott, W. R. (2006). *Financial Accounting Theory, 4th ed.* Pearson Education Canada, Inc. (太田康広・椎葉淳・西谷順平訳(2008) 『財務会計の理論と実証』中央経済社, p.56)

現資本利得－長期資産の処分に生じた歴史的原価を超過した売却収入の額、として定義している。Edwards & Bell は、これらの測定値が、裕福さのよりよい指標となり、利用者が企業活動の結果を分析する上でより多くの情報を提供すると主張している¹¹。ここでは営業利益と保有利得の認識が区別され、現状に見合わない評価方法になると指摘する。

次に、AAA が 1966 年に刊行した ASOBAT の報告書では、(歴史的原価と時価という) 2つの情報が 1枚の多元的評価報告書に示されることを勧告した。この財務報告書ではそれら 2種類の情報は並列した欄に記載されるが、具体的には「歴史的取引に基づく情報は市場取引によって検証されているので、検証可能性が強調される場合には非常に有用である。他方、時価は企業の取引のみならず、完了した取引を超えて環境が企業に及ぼした影響をも反映している。かくて時価は予測が顕著な多くの用途に対して高度の適合性をもっている。歴史的原価による情報の報告だけでは企業に対する環境の影響を完全に排除することになるし、他方、時価による情報の報告だけでは完結した市場取引の記録があいまいになってしまう」と述べる¹²。

さらに、資産負債アプローチと収益費用アプローチのどちらか一方の立場に立脚して財務報告を考えるのではなく、あくまでも財務報告の目的の達成に主眼を置いて両方のアプローチを併存させるハイブリットな構造が採用されることが『討議資料』(2006年)でも繰り返し主張されている¹³。

¹¹ Edwards, E.O. and Bell, P.W. (1961). *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press., p.111.

¹² AAA (1966). *Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, A Statement Of Basic Accounting Theory*, AAA. (飯野利夫訳 (1969)『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房, p.46)

¹³ 辻山栄子 (2007)「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳

以上から、2つの異なるアプローチは両者とも現在の市場経済において必要不可欠な会計計算の仕組みであり、二律背反的なものと捉えるべきではない。しかし、純利益とキャッシュ・フローが一致しなければ包括利益にはキャッシュ・フローを伴わない資産の評価損益が含まれるという問題が残されてしまう。そこで2つのアプローチの対立問題を解決すべく、混合アプローチを採用してキャッシュ・フローをベースとして財務諸表を連係するという考え方が浮上する。この考え方は会計上の利益情報の提供において純利益と包括利益の両者を含意しており、キャッシュフローをベースとして貸借対照表の資産評価と損益計算書における利益の測定を連係させる新たなアプローチである¹⁴。

この混合アプローチは、斎藤（2013）によると、原価配分とはいえずキャッシュ・フローをアンカーとした事業投資と共通する期間配分のメカニズムに包摂されるものでもある。また、「資産や負債のように実在性のあるものと違い、収益や費用などの抽象的な概念はそれが、指示する対象を直接に観察したり測定したりすることはできない。そこで資産・負債の認識と測定に先立って収益・費用を決めるにあたり、それらをもたらす財やサービスの収入および流出に、その対価となる現金ないし現金同等物の収入や支出、すなわち広義キャッシュ・フローを割り当てる方法がとられた」とも述べている¹⁵。ここでは利益の期間配分を批判するのではなく、正味のキャッシュ・フロー金額の計上が求められるなか、収益費用アプローチに基づく計算擬制項目（繰延資産）や費用計算においても経営者の恣意性が介在するなどの問題から、企業の成果と正味のキャッシュ・フローの間に

解討議資料・財務会計の概念フレームワーク（第2版）』中央経済社、p.141.

¹⁴ 斎藤静樹（2013）『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社、p.230.

¹⁵ 斎藤静樹（2016）『企業会計入門：考えて学ぶ〔補訂版〕』有斐閣、p.55.

ギャップが生じてしまう。このギャップを埋めるためにキャッシュ・フローの実現を待つ時間が必要となる。その一方で、資産負債アプローチに基づいて測定される評価損益などは、「純利益」に算入されずにその他の包括利益（OCI）に含まれることになり、OCI がどれだけキャッシュ・フローに結びついたのか、すなわち利益の質に関する有用な会計情報を提供することが可能となる。このように利益の背後にはキャッシュ・フローの存在そのものが前提となっている。

FASB が公表した SFAC 第 5 号では、キャッシュ・フロー計算書の目的を、投資家、債権者等が行う将来のキャッシュ・フローの予測に役立ち、実際のキャッシュ・フローに関するフィードバックを提供し、当該企業が内部資金によって企業成長のための資金を調達する能力、ひいては配当および投資のために現金を利用することができる程度について評価し、かつ、純利益と純キャッシュ・フローの差異の原因を明らかにすることにあると述べている¹⁶。加えて、Scott, W. R. (2006) は、「財務会計は価値の増加を売上やキャッシュ・フローの増加として実現するまで待つということである。したがって、利益計算は、収益とそれを稼得するための費用を対応させるプロセスとなる。損益計算書は、企業が生み出した価値の現在の実現分についての情報を提供するので、より重要な役割を果たすものと考えられている」と主張している¹⁷。つまり、企業価値の評価においてはキャッシュ・フロー情報の有用性が非常に重要な鍵を握っているのである。

さらに、斎藤（2013）は、現行の財務会計使用されてきた仕組みは、キャッシュフローをベースとして、貸借対照表の資産評価と損益計算書における利益の測

¹⁶ FASB (1985). *Elements of Financial Statements, SFAC No.5*, FASB. (平松一夫・広瀬義州 (1994) 『FASB 財務会計の諸概念・改訂新版』中央経済社)

¹⁷ Scott, W. R. (2006) *Financial Accounting Theory, 4th ed.* Pearson Education Canada, Inc. (太田康広・椎葉淳・西谷順平訳(2008) 『財務会計の理論と実証』中央経済社, p.57)

定とを連係させる新たなアプローチであったと指摘している¹⁸。ここでは資産評価と純利益のギャップはキャッシュ・フローの視点から解消されていると理解され、資産・負債が先に決まり、収益・費用（費用の期間配分）は後から決まるという規定関係においては、両計算書をキャッシュ・フローによって連係しなければならないとしている。その理由は、資産負債アプローチによる「包括利益」の測定は、キャッシュ・フローを伴わない評価益が含まれているために企業価値を評価する役割を果たしてないからである。したがって、「包括利益」の構成要素であるOCIの実現を待ち、そこから同一期間に得られたキャッシュ・フロー情報と収益費用アプローチに基づく相対的に信頼性の高い純利益情報を提供できる仕組みを構築することが求められることになる。

3. まとめ

本章の内容をまとめると、財務報告問題を資産負債アプローチか収益費用アプローチか、純利益か包括利益か、原価主義か時価主義かなどという二項対立関係で考えるのではなく、これらすべてが両立する財務報告こそが重要であることを提案したい。つまり、2つのアプローチの対立問題を解決するために混合アプローチに基づく財務報告の作成を採用し、キャッシュ・フローを基軸として両アプローチを連係する仕組みが必要であると考え。こうした考え方は、会計上求められる利益情報として、純利益と包括利益の両者を含意した新たな財務報告の枠組みの必要性を示唆するものである。

¹⁸ 斎藤静樹（2013），前掲書，p.230.

混合アプローチに基づく財務報告のもとでは、当然 2 つのアプローチの二者択一を行うのではなく、多様化する市場経済のもとで、従来の財務会計の本質である収益費用アプローチに基づく分配可能利益（純利益）の算定と、継続的な企業活動（一定期間）を支援する財務報告のあり方を維持しながら経済環境に応じて資産負債アプローチに基づく包括利益の必要性も視野に入れることにつながる。

本章の考察を通して、これら 2 つのアプローチが融合する財務報告の枠組みに基づき、キャッシュ・フローが連結環の役割を担う新たな企業価値評価のあり方を検討し、財務報告のあり方を模索すべきことが明らかとなった。

第 3 章 経済システムの多様化を巡る財務報告のあり方

1. 問題の所在

現代の会計学の使命は、経済社会において事業活動を展開する個々の企業の活動状況を忠実に描写して、各種の利害関係者（ステークホルダー）¹⁹に対して伝達する点にある。かかる使命観を踏まえると、財務報告目的として掲げられる「利害調整」と「情報提供」を二項対立的に捉えるのではなく、これら 2 つの目的の果たすべき役割を両立させながら新たな財務報告の設定を目指す指針が求められる。こうした点を勘案すると、多様化する資本市場を前提とする財務報告の目的をどのような観点から設定すべきか、再検討が求められる。

上記の問題意識を踏まえた本章の目的は、現在提起される 2 つの目的を有する財務報告が多様化する経済システムにどのように対応できるのか、史的変遷過程の考察を通じて両者の意義と役割を検討して今後の方向性を模索する点にある。具体的には、今日に至るまでの財務報告の変遷プロセスを目的観の違いに着目して明らかにすべく、財務報告を年代別に市場環境とガバナンスに照らして類型化し、市場経済に対応できる財務報告の構築に向けた今後の方向性の検討である。

¹⁹ 本博士論文で想定する利害関係者（ステークホルダー）とそのそれぞれが要請する会計情報を整理すると、以下の通りである（飯野利夫（1993）『財務会計論・第3版』同文館，pp.1-10）。

1. 株主…配当可能利益や企業の収益力・安全性などに関する会計情報
2. 債権者（主として金融機関等）…債務返済能力や利息支払能力などに関する会計情報
3. 従業員（労働組合等）…企業の生産性や利潤等、賃金・給与・賞与等の割合などに関する会計情報
4. 取引先…特に企業に対する商品・原材料・その他物品の納入者は、売上代金の支払能力やその支払期限などに関する会計情報
5. 税務官庁…適正な課税を行うための資料としての所得などについて会計情報
6. 監督官庁…生産物の価格や料金等の基礎としての原価の算定、補助金等の交付の要・不要または交付した補助金の使途などに関する会計情報

2. 分析視角

財務報告を財務報告たらしめるもっとも根本的な命題は”Accountability”(会計責任)であろう。この会計責任は、財務報告が一般的に掲げる目的としての「利害調整」と「情報提供」とどのように関わるのか。この点を検討するために、「市場」条件と「ガバナンス」条件に注目し、これらをスクリーンとして英国、米国、そして日本の財務報告モデル²⁰の検討を行なう。そこでは、財務報告の類型が試みられ、さらに財務報告の展開のプロセスを明らかにしながら、今後の財務報告のあり方を巡る研究の枠組みを提示することになる。

2.1 「計算」と「開示」を巡る財務報告のあり方

財務報告の目的として掲げられる「利害調整」（計算）と「情報提供」（開示）に関して、両者の特徴を整理しておきたい（表 1 を参照）。

まず、前者の「利害調整」目的に関して、桜井（2010）²¹は「例えば大規模な株式会社での所有と経営の分離に起因して、経営者と株主の間にエージェンシー関係が生じると、株主が経営者の受託責任の遂行状況を評価できるようにするために、経営者から株主宛の財務報告が不可欠となる。また株主の有限責任に対応して債権者を保護するため、剰余金の分配制限を通じて資本充実に資するには、適正な利益計算がその前提となる。これらの側面で財務会計に期待される役割は、利害調整目的と呼ばれることが多い」と指摘する。財務報告に関わる目的を利益剰

²⁰ 本章で使用する財務報告モデルとは、「市場」と「ガバナンス」の視点に立脚し、財務報告の目的（「利害調整」と「情報提供」）と利益測定メカニズム（「原価主義」と「時価主義」）との関係から財務報告を類型化することを意味する。

²¹ 桜井久勝（2010）「資本市場研究の課題と研究」伊藤邦雄・桜井久勝編『体系現代会計学第3巻 会計情報の有用性』中央経済社、pp.38-68.

余金の分配制限—処分可能利益の計算を基本とする「利害調整」目的に見出すことができる。

表 1 2つの財務報告に関わる目的の特徴

	利害調整目的（「計算」重視）	情報提供目的（「開示」重視）
利用者 視 点	・ステークホルダー（主として現在株主の視点）	・現在・将来の投資家および債権者等（主として投資者の視点）
課 題	・経済的業績並びに経営者の評価・モニタリング（経営者の報酬、関連当事者取引等）：コーポレート・ガバナンスの一環	・資源配分決定のための事業体の将来キャッシュ・インフロー/アウトフローの金額、タイミング、および不確実性の評価：市場と株価形成：開示主義
法的 ²² 基盤	・会社法（組織法）	・金融商品取引法（取引法・市場法）
情 報 の 質 的 特 性	・信頼性・写像の検討可能性 ・正確性の重視	・目的適合性（レリバンス）の最優先：表示の忠実性（経済的実質主義と現実の取引実態の経済的現象の把握）
認 識 ・ 測 定 基 準	・取引アプローチ：歴史的原価測定	・評価アプローチ：公正価値測定
利 益 計 算 方 法	・収益費用アプローチ（P/L 指向） ・純利益指向	・資産負債アプローチ（B/S 指向） ・包括利益計算指向

（出所）古賀（2011），p.58 に基づき筆者作成。

次に後者の「情報提供」目的に関しては、市場法とも呼ばれる「金融商品取引法」と財務報告目的との関係を桜井（2010）は次のように指摘する。「財務報告を通じて高収益力をもつ企業が識別され、その企業の株価が上昇すると、その企業

²² 「法的基盤」：投資者による意思決定有用性会計は、米国証券取引法会計に代表されるように、その法的基礎が証券取引法（日本金融商品取引法）であるのに対し、英国会社法に例示されるスチュワードシップ会計の法的基礎は会社法ないし商法である（古賀（2011），前掲書，p.58）

は新株発行を通じよりいっそう多額の資本を調達することができるから、望ましい結果が資本市場で達成されるのである。株式や社債などの証券投資または企業への融資を行うとする投資者の意思決定を促進するような財務報告を通じて、この目的達成のために財務会計に期待される役割は、一般に情報提供目的と呼ばれている」²³。こうした見方を通して、財務報告は「情報提供」目的を中核に据え、さらに企業価値評価へと展開する。

以上の見解を踏まえると、上記 2 つの財務報告目的を巡る両者の考え方の違いは、議論の出発点をどこに置くのかという点に起因するものと考えられる。

2.2 市場環境の変化と財務報告の関係

上記 2 つの目的の区別を踏まえ、市場環境の変化という観点から財務報告の属性を敷衍しよう。

表 1 では、「認識－測定基準」として「歴史的原価測定」と「公正価値測定」が示された。前者は原価主義²⁴とも呼ばれ、その財務報告では「当期純利益－分配可能利益」の算定という一連の過程が株主からの資金受託責任を解除することになる。それに対して、後者は時価主義²⁵とも呼ばれ、その財務報告では「包括利益－意思決定有用性」という組み合わせが投資家への基本的な会計責任を果たすことになる。通説的には、前者は主に産業資本市場、後者は金融資本市場に適合的であるといわれている(表 2)。

²³ 伊藤邦雄・桜井久勝，前掲書，p.38.

²⁴ 企業の期間損益と期末資産額の測定を原価（取得原価）に基づいて行う会計測定の枠組みを指す。

²⁵ 原価主義との対比において、時価主義は資産と負債またはそのいずれかについて公正価値評価を原則とする体系と見ることができる。

表 2 市場環境の変化と財務報告との関係

	原価主義	原価・時価 混合主義	時価主義
市場	産業		金融
財務 報告 目的	利害調整		情報提供
測定 基準	主に 取得原価	取得原価、取替原価、公正 価値、現在価値など	主に 公正価値
利益 概念	純利益 重視	純利益と包括利益の併存	包括利益 重視

(出所)筆者作成。

さらに、原価・時価混合主義は産業資本と金融資本が交錯する市場を対象として、原価主義と時価主義の中間に位置する「評価」(資産負債観)と「配分」(収益費用観)のハイブリット的な思考を充足するために構築された財務報告モデルであり、複合的な市場を前提とした会計思考と位置づけられる。

以上のように、財務報告は多様化する市場環境に対応する新たな視点が常に要請されており、市場環境の変化に即応する形でそのあり方にも変化が要請されるのである。つぎに、財務報告の変化の要因と考えられるガバナンスシステム²⁶と財務報告との関係について確認しておきたい。

2.3 ガバナンスシステムと財務報告の関係

ここでは「会社法²⁷に基づくインサイダー・コントロールシステム²⁸」と「市場

²⁶ ガバナンスシステムとは、株主、監査役(社外を含む)、取締役(社外を含む)と経営者の関係の捉え方であり、企業全体の価値を高める仕組みを意味する。

²⁷ 会社法は、会社に関係する者の私的利益の調整を目的として、会社の設立や組織の運営および管理に関する基本的なルールについて定める法律である(森田哲彌・宮本匡章編著(2008)『会計学辞典・第5版』中央経済社、p.54)。

²⁸ インサイダー・コントロールシステムとは、“インサイダー”による企業価値を高める仕組みである。メインバンクに代表される債権者による人材派遣や、株式の相互持ち合いによる経営監視のように、経営の内部の事情に精通できるポジションを占めることのできる関係者によるガバナンスシステムである(田中, 1998)。

法²⁹に基づくアウトサイダー・コントロールシステム³⁰」に区分して、内容を整理したい。

まず、会社法に基づくインサイダー・コントロールシステムとは、会社法をその基盤として意思決定の大部分を組織内部で行うガバナンスシステムを意味する。かかる状況においては、組織内部のステークホルダー間の利害をいかに調整するのか、すなわち「利害調整」（計算）が財務報告の主たる目的となる。しかし、近年、金融市場が次第に拡張する中で会社法の体系に変化の兆しが現れ、インサイダー型のコントロールシステムに対してアウトサイダー（機関投資家や社外役員など）化が進展する状況がみられはじめている。

続いて、金融商品取引法に基づくアウトサイダー・コントロールシステムとは、金融商品取引法に基づき、企業外部とのコミュニケーションによって意思決定を行うガバナンスシステムを指す。近年の傾向を見ると、現在の株主を含む将来の株主を対象として投資家に等しく情報提供を行うとともに、社内における内部統制などにも重点を置く傾向が見られる。このような状況においては、企業外部のステークホルダーに対する「情報提供」（開示）が重視されることになり、企業外部のステークホルダーの監視によって企業を統制するシステムが志向される。

3. 市場とガバナンスを巡る財務報告の類型化

それでは、なぜ「市場」と「ガバナンス」を基軸として財務報告を類型化するかについて説明しておきたい。市場とガバナンスを基軸とする類型化は、各財務報告基準の設定主体が依拠する経済環境において、個別企業を対象として財務報

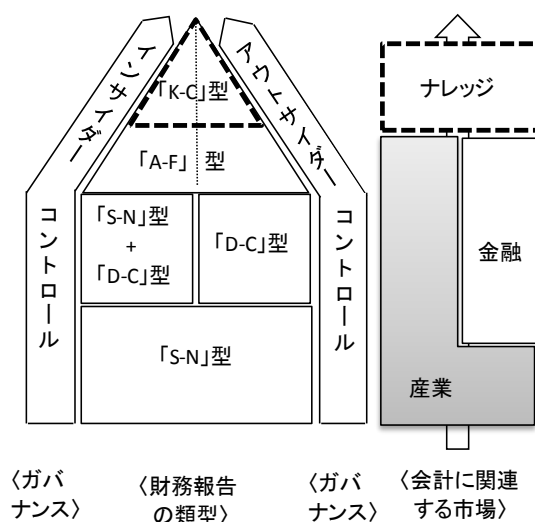
²⁹ 市場法は金融商品取引法を指し、企業内容等の開示の制度を整備するとともに金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引等の公正かつ有価証券の流通の円滑化、さらには資本市場機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図り、国民経済の健全な発展と投資者の保護に資することを目的とする（森田哲彌・宮本匡章編著、前掲書、p.54）

³⁰ アウトサイダー・コントロールシステムとは、多くの利害関係者がモニタリングに参加し、ガバナンスを機能化させる仕組みである（田中，1998）。そこでは「情報提供」（開示）が重視されることになる。企業側は外部とのコミュニケーションによって意思決定を行うことになる。

告基準の設定を行うことに起因している。

そもそも財務報告は市場経済のもとではじめて機能する仕組みであり、事業活動の状況を財政状態と経営成績という両側面から明らかにする役割を担う。すなわち、企業の経済実態を可視化することを主目的とする財務報告の体系に接近する場合、証券市場を対象としながら企業内外のステークホルダーとのコミュニケーションを通して事業活動をコントロールする企業の実態把握を試みなければならぬ。このように考えると、企業活動の外部要因である「市場」と内部要因である「ガバナンス」の両面から類型化に関わる課題を検討する必要がある。

図 1 市場とガバナンスを巡る財務報告の類型化



(出所)筆者作成。

上記にしたがって財務報告をタイプ別に分類すると、図 1 のように類型化できる。まず、産業資本市場を対象として利益計算に重点を置く財務報告モデルは、ステークホルダーとの関係性を重視しながら分配可能利益の算定を目指す。ここでは企業内部のステークホルダーとの関係性を強く意識したインサイダー・コントロールシステムに基づく利益計算モデルが志向されるが、本章ではこうした特徴を有する財務報告のタイプを、「S-N (Stewardship-Net income)」型財務報告モデルと定義する。

次に金融資本市場を対象として企業価値評価に重点を置く財務報告モデルは、投資家への情報提供、すなわち企業外部のステークホルダーであるアウトサイダーとのコミュニケーション（監視）によって意思決定を行うことに主眼を置く。したがってこのような特徴を有する財務報告のタイプは、「D-C (Decision-usefulness-Comprehensive income)」型財務報告モデルと定義することが可能である。さらに、中長期的な市場を対象として情報提供と利害調整という2つの目的が併存する財務報告モデルは、企業内外の幅広いステークホルダーを対象としながら計算と開示という2つの機能の両立に主眼を置く点に着目し、「A-F (Accounting-Finance)」型財務報告モデルと定義したい。当該モデルは時代の変遷に伴ってインサイダーとアウトサイダーの両面のガバナンスシステムが接近し交錯する点に特徴が見られる。

最後に、現在の財務報告は従来の有形資産を中心とした報告体系から、知識資産ないしは無形資産をはじめとする財務的な要因がもたらす超過収益力をいかに評価するかが課題とされている。すなわち、「A-F」型モデルの延長線上に、知的資産とキャッシュ・フロー計算との関係を加味した「K-C (Knowledge-Cash-flow)」型財務報告モデルの存在を確認することができる。

以上の考察を通して財務報告基準の設定主体が志向する財務報告モデルを図解化する。図1に示した類型化にしたがい、以下においてそれぞれの財務報告モデルが立脚するポジションの違いに着目して英米日の財務報告モデルの内容を詳しく検討することにした。

3.1 英国における財務報告モデル

経済発展のプロセスに立脚すると、英国における財務会計の発展に大きく寄与した事象は、産業資本主義の基盤としての機能を果たした製造業³¹の固定資産会計（減価償却）にその起源を見出すことができる。つまり、英国では産業資本市場

³¹ 村田によれば、産業の英国における一般製造業に企業形態はパートナーシップであり、そこでの重要課題はパートナーの持ち分の決定であり、会計情報として内部報告が重視されていたと指摘している。(村田直樹(1998)『近代イギリス会計史研究：運河・鉄道会計史』晃洋書房, p.3)

を対象として、ステークホルダーとの関係性を重視するインサイダー・コントロールシステムに基づく利益計算、すなわち「S-N」型の財務報告モデルが成立していたと捉えることができよう。

上記に示した内容からも明らかなように、英国における財務会計の発展に大きく貢献したのは、産業革命が製造業にもたらしたいくつかの変化にあるといえる³²。つまり、企業活動規模の急速な拡大は銀行業務に対する大きな需要をもたらしただけでなく、会社形態を採用する企業の割合を著しく増加させることへとつながる³³。さらに、19世紀中頃の英国会社法は財務報告と監査を義務づけ、封建的荘園制から生まれた領地財務報告モデルが企業の報告義務の基礎を形成する³⁴。このモデルは資本の永久性を仮定し、スチュワードに対して当該領地の収入および支出に関する会計責任を課している。このように財務報告は所有者に対するスチュワードシップ³⁵の意識とともに生成しており、組織内部の関係性を重視しながら分配可能利益の算定を目指す「S-N」型財務報告モデルへの確立へとつながる。

20世紀に入ると、金融資本市場の浸透によって会計計算構造の変化が新たな財務報告モデルをもたらすが、この見解は取得原価主義に立脚した分配可能利益の算定を目的とする「S-N」型財務報告モデルが、この時代に有効に機能していたのか疑問を提起している。この点に関する具体的な考察は第4章で行う。

さらに、1999年に公表された『財務報告原則書』(Statement of Principles for Financial Reporting : SPFR)では、スチュワードシップ目的が導入されている

³² Ryan, B. and Robert, W. S. and Theobald, M. (1992). *Research method and methodology in finance and accounting*, Academic Press. (石川純治他訳 (1995)『会計学・財務論の研究方法』同文館, p.92)

³³ 石川純治他訳, 前掲訳書, p.92.

³⁴ 石川純治他訳, 前掲訳書, p.92.

³⁵ 財務会計の歴史を考えると、その成立をスチュワードシップ (stewardship) 概念に基礎とする会計責任 (= アカウンタビリティ (accountability)) の概念、すなわち、受託者責任のチャージ (発生) とディスチャージ (解除) に関連づけて論じる観点が存在する。これを今日の企業会計にあてはめるならば、株式会社企業の経営者は、株主 (資本主) から拠出された資本 (受託資本) に対する管理・運用の責任を負うことになるが、このような受託資本を管理・運用した結果についての事実 (財務的事実) は財務諸表を通じて株主に報告することにより、受託資本の管理・運用の過程を財務的側面から跡づけ、これを財務情報として開示することにあるといえる。そこでは、財務会計は受託責任者のチャージ (発生) とディスチャージ (解除) の過程を財務的側面から説明する手段として位置づけられる (神戸大学会計学研究室編 (2007)『会計学辞典・第6版』同文館, p.505)

点が注目に値する。そこでは、「財務諸表が取得原価に基づいて作成される場合に限って意思決定有用性と相互に排他的な関係となるが、スチュワードシップの評価には狭義と広義がある。前者は従来のように企業資源の保全と一般的な運用の評価を意味し、取得原価が測定基準として用いられる場合である。後者は一般的な意味での企業資源の保全や運用に加えて効率的運用や収益性をもたらす運用の評価を意味している。SPFR は後者の立場をとっているため、スチュワードシップの評価と意思決定有用性目的が相互排他的になることはない」(Appendix III, par.13) と述べている。

上記の内容をガバナンス(経営の視点)の側面から俯瞰すると、SPFR は広義の立場からインサイダーとアウトサイダー両面のガバナンスを志向していることが伺える。すなわち、産業資本市場から金融資本市場へと市場環境が発展する段階では、幅広いステークホルダーを対象とした利益計算に主眼を置く「S-N」型を中心としながらも、外部のステークホルダーに対して情報提供を行うことの重要性に言及する点に特徴が見られる。このように考えると、市場環境の変化に即応する形で、従来の「S-N」型の体系から「D-C」型モデルへと拡張する流れが確認できよう。

また、2000年に公表された『財務報告基準・第3号』(FRS第3号)は、従来の実現利益と異なる業績を模索している点が興味深い。損益計算書あるいは総認識利得計算書に計上される項目は、いずれも財務業績という包括的な概念のもとであくまでも総認識利得損失の構成要素として規定されており、実現・未実現の基準に基づいて分類されているわけではないとしているからである。

加えて、FRS第3号における財務業績報告の特徴として、①情報セットアプローチ(information set approach)が採用されていること、②リサイクリングが禁止されていることの2点に注目したい。①の情報セットアプローチは、財務業績を構成する複数の重要な要素を強調するアプローチであり、英国会計基準審議会(Accounting Standards Board : ASB)と国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board : IASB)の両者から提出されたマトリックス式の財務業績計算書とも関連している。②は、かつて認識した評価差額が後に実現した

際に純利益へ振り替えることを認めないとしており、従来の純利益を否定して包括利益を重視することにつながる考え方が示されている。

以上概観したように、市場環境の変化が利益計算から企業価値評価へと重点の移行を迫っていること、さらにインサイダーからアウトサイダーへとガバナンスシステムが拡張している点などから、結果として「S-N」型財務報告モデルの存在が否定されはじめていることが明らかとなる。つまり、ASBの業績報告は包括利益へとシフトしはじめており、財務報告が「包括利益」概念を中核に据えた意思決定有用性のための「D-C」型財務報告モデルへと転化している状況が明らかとなる。

また、2005年には金融資本市場が主役となったことからIFRSが採用されはじめており、時価主義と包括利益概念に基づく財務報告の体系へと移行が進んでいる。こうした実態は、投資家（アウトサイダー）を対象として適正な企業価値評価を志向する「D-C」型財務報告モデルの登場と捉えることができる。

英国の個別財務基準の考察から得られた知見を整理すると、「利害調整」と「情報提供」という財務報告目的は、時代の流れに伴って後者により大きくシフトしていることが理解できよう。もし両者に整合性があると考えれば、そうした体系は両者が交錯し収斂する「A-F」型財務報告モデルと位置づける必要がある。この点に関しては、2012年に財務報告評議会（Financial Reporting Council: FRC）が、英国の上場企業の株式を保有する機関投資家に向けて株主としての行動を律するためにJohn, K.による“The Long and the Short of it: A Guide to Finance and Investment for Normally Intelligent People Who are Not in the Industry”は一考に値する。同書は、株式保有における短期志向に傾倒する現状を批判的に検討し、長期指向への転換に関わる提言をはじめとする市場の効率性や経済的な課題などを指摘しているからである³⁶。

以上の検討結果から今後の方向性を検討するならば、英国の財務報告モデルは「D-C」型から「A-F」型財務報告モデルへとシフトしていると受け止められる。

³⁶ John, k (2009) *The Long and the Short of it: A Guide to Finance and Investment for Normally Intelligent People Who are Not in the Industry*, Erasmus, p.14.

さらに、最近の経済状況を勘案すれば、従来の有形資産重視の報告体系では適正な企業評価が行えない等の事由から、知的資産を中心とする無形資産の評価とキャッシュフロー計算との関係に焦点をあてた「K-C」型財務報告モデルという新たなモデルの台頭を看過してはならないであろう。英国の今後の展開は、財務諸表における3つ計算書との関係を再度検討する必要性を提起しており、従来のキャッシュフロー概念をあらためて検討することの重要性を提起していると受け止めなければならない。

3.2 米国における財務報告モデル

19世紀中頃の米国は主として農業中心の経済であったが、19世紀後半から20世紀初頭までに事業の複雑化が進み、英国経済に追いつくまでに成長を遂げる。資本主義における米国の財務報告制度は英国の制度と酷似しており、2国間の歴史的な関係あるいは投資関係の重要性を伺わせる³⁷。米国の言語や法制度が英国からもたらされたように、米国の財務報告制度の基礎もまた英国からもたらされることになる³⁸。にもかかわらず、米国は英国の財務報告の伝統を採用したというより、独自の財務報告制度を発展させていく³⁹。

会計原則と会計基準作成の起源は1930年代の米国にあり、米国会計学会(American Accounting Association : AAA)は1960年代前半ごろまでに「一般認められた会計原則(Generally Accepted Accounting Principles : GAAP)」を公表している。また、この間に米国会計原則の基盤とされたPaton, W.A. & Littleton, A.C.の共著『会社会計基準序説』では、「会計は支出と収入とを対応するのではなくて、努力と成果、取得された用役と供与された用役、取得の価格総計と処分の価格総計とを対応する。これらはすべて『費用』と『収益』また『発生主義会計』(accrual accounting)という言葉の中で理解されているところである」と述べて

³⁷ Lee, H. R. and Sidney, J. G. and Ervin, L.B. (2006). *International Accounting and Multinational Enterprises, 6th Edition*, Susan Elbe, p.62 (小津稚加子監訳 (2007)『多国籍企業の会計：グローバル財務報告と基準統合』中央経済社, p.88)

³⁸ *ibid.*, p.62. (小津稚加子, 前掲訳書, p.88)

³⁹ *ibid.*, p.62. (小津稚加子, 前掲訳書, p.88)

いる⁴⁰。こうした見解に基づけば、当時の米国は産業資本市場を対象とする利益計算に重点を置いており、「S-N」型財務報告モデルと位置づけることができよう。

さらに、Littleton, A.C.の『会計理論の構造』を参照すれば、「企業利益はそれ自体、生産されるべき用役、支払われるべき賃金、受取るべき利息、徴収されるべき租税について、社会的便益を与えているものである。これらの理由から、企業の内部あるいは外部を問わず、利益に関係ある判断は社会的意義を有しており、近時においては支払能力よりも企業利益が強調されているが、経営受託制に関する報告は、損益計算書の方が貸借対照表よりも重視されることを暗示している」⁴¹と述べている。上記の見方に立脚すれば、この間に米国においては、当期純利益による歴史的原価会計に立脚した分配可能利益の算定を目的とする「S-N」型財務報告モデルが成立していたと見る事が可能である。

しかし、米国会計学が1966年に公表した『基礎的会計理論』(A Statement Of Basic Accounting Theory : ASOBAT)では、会計理論の発展の中で会計情報基準として新しく登場したのは「目的適合性」であると指摘する。この目的適合性基準は、「会計情報の意思決定への関連性を重視する立場から財務報告の構築と伝達のあり方を改変することを求めたものである。その改変の方向性はユーザーズ・アプローチ(利用者志向)として特徴づけられる」⁴²と述べている。このような展開の基礎には、少なくとも金融資本市場が浸透しはじめているという実態があり、財務報告モデルが再構築されはじめている点に留意しなければならないであろう。

さらに、1970年代になると経験的研究の採用、とりわけ資本市場研究への関心が高まり⁴³、1980年代に入ると「意思決定有用性アプローチ」が財務会計の問題にも適用されている。こうした研究方法は1980年代の米国において主流となった財務会計の研究を象徴しており、それは「実証的会計研究」として知られるようになる⁴⁴。

⁴⁰ *ibid.*, p.16. (中島省吾, 前掲訳書, p.24)

⁴¹ Littleton, A.C. (1953). *Structure of Accounting Theory*, AAA Monograph No.5. AAA, p.21. (大塚俊郎訳 (1955)『会計理論の構造』東洋経済新報社, p.30)

⁴² 黒澤 清編集 (1980)『会計学基礎理論』中央経済社, p.114.

⁴³ 石川純治他訳, 前掲訳書, p.96.

⁴⁴ 石川純治他訳, 前掲訳書, p.97.

上記の流れを確定される見解として、1973年に米国の財務会計概念基準書（Statement of Financial Accounting Concepts : SFAC）の第1号（para.33）では、財務報告の基本目的として、「経営的・経済的意思決定に有用な情報の提供」を挙げている。すなわち、財務報告は、現在および将来の投資家・債権者およびその他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類する意思決定を行うに際して有用である情報を提供することを主要な目的とする（SFAC1, para.34）。この見解に基づけば、SFAC第1号は基本的には投資家から見た「意思決定有用性アプローチ」を採択しており、従来の歴史的原価会計から時価会計への拡張という財務報告モデルへの進展と受け止められる。上記の観点に照らすと、「D・C」型財務報告モデルの台頭を認識することが可能であり、会計理論の拡張に伴って財務報告モデルの再構築へと進展している実態が明かとなる。

また、この間に財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）が設立され、FASBのステートメントにおける基本目的として、「営利企業の一般目的外部財務報告」という考え方が提示されている。そこでの基本目的は、原則として自分が欲する財務情報を企業に要求する権限をもたないため、経営者が伝達する情報を利用せざるを得ない外部情報利用者の情報ニーズから導出されることになる。さらに、財務報告は内部的側面と外部的側面の両面を備えており、本ステートメントの焦点は外部的側面にあるとされる。経営者は外部情報利用者と同様に、資産、負債、稼得利益およびこれらに関連する構成要素に関する情報に関心を有しており、その中でも、一般に外部情報利用者と同様に、これらの構成要素に関する情報を必要としているのである（par.25）。

このように、経営者は外部財務報告によって提供される情報と同じ情報に関わる主たる利用者と位置づけられるが、外部財務報告における経営者の第一義的な役割は、他の情報利用者が用いる情報を伝達することにある。そのため、経営者は外部財務報告のコスト、妥当性および理解可能性に直接的な関心を有することとなる（par.29）。

以上の内容を整理すると、米国における財務報告の理論の展開は、20世紀前半は「利害調整」目的と「意思決定有用性」目的とが混在しつつ、20世紀中期以降

には徐々に「意思決定有用性」目的へと傾注していく実態が明らかとなる。しかし、2010年にFASB/IASBにおける共同プロジェクトの立ち上げに至る経緯や、金融資本主義への反省の機運が高まる米国経済を概観すると、今後の方向性はアウトサイダーが次第にインサイダー化する現象が確認されており⁴⁵、情報提供と利害調整という2つの目的が併存する「A-F」型財務報告モデルから中長期的な市場を対象とした新たなモデルへと移行する傾向にあるように思われる。つまり、現在、英国と米国などの金融市場を前提として財務報告基準を設定してきた国々は、有形資産から無形資産の評価へとその関心が移行する傾向にあり、そうした重点の移行が「K-C」型財務報告モデルへとどのように展開されるのか、市場とガバナンスの動向を注視しながらさらなる詳細な検討が求められることになる。

3.3 日本における財務報告モデル

日本における財務報告の目的は、産業資本主義を中心とするインサイダー・コントロールに基づく「S-N」型財務報告モデル、すなわち歴史的原価会計に準拠した分配可能利益の計算に主眼を置く利害調整にある。日本の制度会計における財務報告の目的観は、背景となる経済基盤の環境変化に対応しつつ、「金融商品取引法－意思決定有用性」と「会社法－ステewardシップ」という2つの目的観の相剋と妥協の歴史であった⁴⁶。これまで日本の「企業会計原則」は4回⁴⁷の修正がなされているが、これは財務会計情報の開示が重要視されてきていることと密接な関係がある。

「S-N」型財務報告モデルの特徴である歴史的原価会計に基づいて計算される処分可能利益には、すべての企業は利益を目指して活動を行い会計はこれを測定し伝達することをその主要な職能とするという重要な意味がある。したがって、利益がどのように発生し、それがどの程度の金額に達したかを確かめることは会計

⁴⁵ 辻山栄子（2013）「現代会計のアポリア：対立する2つのパラダイム」『早稲田商学』第434号，p.188.

⁴⁶ 古賀智敏（2014）「財務会計の概念フレームワークと2つの会計目的観：ステewardシップ会計と意思決定有用性会計の相剋と相互交渉」、『同志社商学』第65号第6号，p.83.

⁴⁷ 制定から5年後の昭和29年の第1次修正，昭和38年の第2次修正，昭和49年の第3次修正，そして昭和57年の第4次修正である。

の重要な任務であり、「S-N」型財務報告モデルにおける会計の本質は、企業の損益計算（成果計算）にあるといえる⁴⁸。こうした視点に基づいて、「S-N」型財務報告モデルに関して、代表的な見解を参照しながら検討を加えておきたい。

黒澤（1974）によれば、会計情報の目的は、企業における資本および利潤の定期的測定を通じて把握された財務的情報（financial information）を企業の利害関係者に伝達する役割と定義する。財務情報とは、処理された資料が情報に固有の属性が付与された状態であり、具体的には企業の財政状態および経営成績に関する情報を指す。つまり、利用者層の拡大化によって会計情報の開示も変化を余儀なくされるが、株主への報告から投資者一般に対する情報提供、さらにはその他の利害関係者に対する情報開示などのディスクロージャーの拡大が時代の方向として選択されることとなる⁴⁹。

この点に関して井尻（1976）は、歴史的原価会計による財務諸表には過去の実際の取引がすべて記録されているという暗黙の保証があると指摘する⁵⁰。また、「主体の過去の活動を記録することは、現代の経済会計の基礎たる会計責任が適切に目的するために不可欠である。歴史的原価のデータがないと、経営者は株主から委託されている財を適切に運用したということを証明するのが非常にむずかしくなるであろう」⁵¹などの点も指摘している。

以上の見解からも明らかなことは、会計システムの公平性を確保するには会計情報は情報作成者から独立的でなければならず、情報の「客観性」と「検証可能性」が重視された結果として歴史的原価会計が支持されることになる⁵²。上記の見解に基づけば、日本の財務報告モデルは企業外部のステークホルダーとの関係性を強く意識しながらも、インサイダー・コントロールシステムに準拠して利益計算を行う「S-N」型財務報告モデルを中心として展開されたことが理解できよう。

しかし、経済環境の変化に伴う事後の実績利益が市場の全体事前の予想利益か

⁴⁸ 黒澤 清（1974）『新訂・会計学』青林書院新社，p.128.

⁴⁹ 黒澤 清，前掲書，p.114.

⁵⁰ 井尻雄士（1976）『会計測定の論理』東洋経済新報社，p.129.

⁵¹ 井尻雄士，前掲書，p.129.

⁵² 古賀智敏，前掲稿，p.82.

ら乖離する度合が大きくなるほど、企業業績の不確実性の程度が大きくなるという結果をもたらす。こうした状況を受け、企業は利害関係者に対する会計情報の開示制度⁵³が必要となる。つまり、社会経済環境の変遷に伴い、「S-N」型財務報告モデルは利害関係者に役立つ報告内容の観点から変容を迫られることになる。

この点については、2006年に示された『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』（以下『討議資料』）が示唆に富む見解を提示している。『討議資料』で示された考え方を参照すると、「投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示することである（第2項）」と規定しており、やはり「情報提供」目的にその重心をシフトさせているように思われる。加えて、利益概念に関しても当期純利益とその他の包括利益の両者を含む新たな概念を規定しており、その結果として損益計算書と包括利益計算書によって業績を管理する「二計算書方式」を推奨し、「評価」（資産負債観）と「配分」（収益費用観）を両立させる新たな財務報告モデルを提唱している。こうした対応は、市場環境が著しく変貌を遂げる中で財務報告も多様化する経済システムに基づく新たな視点が求められる結果を反映したものであり、「S-N」型と「D-C」型財務報告モデルが1つの体系の中で共存する姿が垣間見られる。

現在、日本で導入が検討されている『修正版国際会計基準』（Japan's Modified International Standards : JMIS）を採用した場合にも、これまで純利益の報告を中心としてきた財務報告が包括利益の報告をメインとした体系へと変化する可能性がある。もしそうなれば、これまで日本が維持してきた分配可能利益である「純利益」概念を基本とする利害調整目的と、「包括利益」概念を中核に据えた企業価値評価の体系を重視する情報提供目的とをいかに調整するのか、日本は抜本的な改革を余儀なくされてしまうであろう。

上記の考察内容を踏まえると、従来の歴史的な原価会計における適正な期間損益計算とは、「企業の成果計算（処分可能利益）」にあり、こうした思考は日本の現

⁵³ 開示制度は、企業と企業を巡る利害関係者の行動を情報の提供を強制することにより、公正に保つことを目的とする。開示制度が企業に関する重要な情報をステークホルダーに対して広く明らかにするとすれば、そのために公示の手段が用いられるのは当然のことといえる。（黒澤清編集（1982）『財務会計論』中央経済社、pp.72-73.）

状を考えると財務報告の第一義的な目的であることが理解できる。一方、財務情報の開示という視点を重視すれば、投資家が求める意思決定に有用な情報である公正価値会計の必要性も看過できない。

このような市場環境の変化を前提とすれば、今後の日本の財務報告モデルは、中長期的な市場を対象としながら、情報提供と利害調整という 2 つの目的が併存する「A-F」型財務報告モデルへの変化は必然ともいえる。さらにここで留意すべきは、現在、情報提供の重要な要素として非財務情報の存在が各所で指摘されている。企業外部のステークホルダーの情報要求に資するという目的に照らした場合、こうした非財務的な要因をどのように定量化し開示へと導けばよいのか、財務報告は新たな課題に直面することになる。

英米の財務報告モデルは「A-F」型の延長線上に「K-C」型財務報告モデルの台頭する実態が少しずつではあるが明らかとなっている。しかし、英米のそうした実態と比べて日本では必ずしも「K-C」型モデルの存在が明らかとなっていない点に違いが見られる。日本の財務報告のあり方を考える際には、現在注目を集める「K-C」型財務報告モデルという新たな動向に着目した検討が求められることになろう。

4. まとめ

本章では財務報告目的の意義と役割を整理すべく、英米日の財務報告モデルの進化の過程に関する理論的な検討を行った。今日の財務報告を巡る問題は、利害調整を目的とする分配可能利益の「計算」と、意思決定に有用な情報提供の「開示」という 2 つの目的観の対立に起因している。

したがって、目的観の対立と会計責任の遂行とをどのように両立させるかが、本論文が担うべき今後の課題であり、そのための足掛かりとして本章では今後想定される財務報告モデルの構築に向けた検討を行い、以下の知見を得た。英米の財務報告設定主体が提案するモデルが「D-C」型から「A-F」型、「K-C」型へと移行している点と、日本モデルが「S-N」型から「D-C」型、「A-F」型へと進化して

いる点である。さらに、今後の研究の方向性として、日本において財務報告が「K-C」型へ進むと仮定した場合（金融〈投資家〉資本市場への移行）、既存の財務報告体系の延長線上で議論をどのように展開して新たな財務報告モデルを導出するかが問われる点を指摘した。そこでは、会計責任を遂行するための財務報告のあり方が問題となる。

第 4 章 英米における財務報告モデルの理論的考察

1. 問題の所在

近年、財務報告は市場環境の変化に伴い、従来の体系は大きな変革を迫られている。これまでは自国の財務会計に主眼を置いて財務報告のフレームワークを考えればとくに問題は生じなかったが、市場環境がグローバル化した今日、国際的調和化が財務報告の重要なテーマとして浮上してきた。

こうした状況の中、経済社会において事業活動を展開する個々の企業の活動状況を忠実に描写し、各種の利害関係者（ステークホルダー）に対して伝達する財務報告は、その立ち位置をどのように定めればよいのだろうか。とりわけ、従来から財務報告の目的と位置づけられてきた「利害調整（利益計算）」と「情報提供（情報開示）」とをどのように調整して市場環境と企業活動とのバランスを図れば良いか、あらためてこれら 2 つの財務報告目的の位置づけを検討する必要がある。

上記の課題に照らして、本章ではこれまで会計学をけん引してきた英国と米国における財務報告の目的観を「市場」と「ガバナンス」という枠組みから検討する。このような検討を通して、現在、金融資本主義に傾斜しつつある英国と米国の財務報告のあり方を明らかにするとともに、今後の財務報告の方向性を模索し、グローバル化が進展する日本における今後の財務報告のあるべき姿の探求へとつなげることを本章の目的として検討を行う。

2. 研究方法

本章の主題は英国と米国の財務報告の史的変遷プロセスに沿って「市場」と「ガバナンス」の 2 つの要因から理論的に考察するとともに、今後の財務報告のあり方を理論的な側面から検討する点にある。具体的な流れとしては、経済システムの多様性に基づく財務報告の諸類型に基づいて検討を進めるが、財務報告の特徴

と利益測定に関わる相違点⁵⁴を明らかにすべく、企業活動の外部要因である「市場」と内部要因である「ガバナンス」の両面から財務報告を4モデルに分類し、それぞれのタイプがどのようなプロセスを辿って今日に至ったのか検討を加える。

上記の視点に基づいて「市場」と「ガバナンス」の観点から財務報告の類型化を行うと、以下の4つのモデルに分類することが可能である。

- 「S-N」 (Stewardship-Net income) 型財務報告モデル
- 「D-C」 (Decision usefulness-Comprehensive income) 型財務報告モデル
- 「A-F」 (Accounting-Finance) 型財務報告モデル
- 「K-C」 (Knowledge-Cash flow) 型財務報告モデル⁵⁵

まず、「S-N」型財務報告モデルは産業資本市場を対象として利益計算に重点を置く財務報告の形態であり、企業と関わりを有する各種のステークホルダーの利害を視野に入れ、最終的には株主への分配可能利益の算定を目指すタイプである。その特徴は、組織内部者とほぼ同等に位置づけられる有力な債権者や株主が相互監視的に企業のかじ取りをモニターしている点である。

次に、「D-C」型財務報告モデルは金融資本市場を対象としながら企業価値評価に重点を置く。意思決定に焦点をあてた投資家を中心とするアウトサイダーとのコミュニケーションに資する投資「情報提供」を目的とする特徴を有する。

さらに「A-F」型財務報告モデルは、中長期的な市場を対象として「利害調整」と「情報提供」という2つの目的が併存する形態を指し、各種ステークホルダーを対象としながら「計算」と「開示」機能との両立に主眼を置く点に特徴がある。

そして最後に、近年、従来の有形資産重視の報告体系では適正な企業評価が行えない等の事由から、知的資産を中心とした無形資産の評価とキャッシュ・フロー情報との関係に焦点をあてる「K-C」型財務報告モデルの存在を想定することが

⁵⁴ 利益測定に関する典型的なタイプには、「原価主義」と「時価主義」の2つがある。前者は「当期純利益」によって歴史的な原価会計に立脚した分配可能利益を受託責任解除の手段とした財務報告である。後者は、実態開示思考に立脚して時価測定による「包括利益」の開示が意思決定に資する財務報告である。

⁵⁵ 高 欽虹 (2015) 「経済システムの多様化を巡るグローバル財務報告の構築に関する研究：『市場』と『ガバナンス』に基づく財務報告のモデル分析」『経営会計研究』第20巻第1号，pp.35-46.

できる。

それでは、これら 4 モデルが立脚するポジションの違いに着目して英米における財務報告の史的変遷プロセスを概観し、英米両国の財務報告がどのような経緯を辿って今日に至っているのか考察することにしよう。

3. 英米における財務報告の理論的考察

英米の財務報告の進化のプロセスに関わる検討結果を整理すると、財務報告はまず「S-N」型財務報告モデルがその端緒となって形成され、その後、「D-C」型、「A-F」型へとその内容が移行し、現在はその延長線上に「K-C」型財務報告モデルが台頭する状況が次第に明らかとなっている。

上記の内容を踏まえて、「S-N」型、「D-C」型、「A-F」型、「K-C」型という 4 つの財務報告モデルに関わる課題を、「市場」と「ガバナンス」の両面から財務報告基準を設定してきた英米両国の変遷過程に沿って検討し、整理したい。

3.1 「S-N」型モデルの成立

はじめにその端緒と位置づけられる「S-N」型財務報告モデルの生成過程について、英国と米国の先行研究を参照しながら検討を行いたい。本章では、会計学の生成過程において重要と思われる株式会社が成立する 18 世紀以降に焦点をあてて考察を行うことにする。「S-N」型財務報告モデルは、産業資本市場を対象としながら利益計算に重点を置いたタイプである。そこでは歴史的原価主義に基づく「純利益」計算を中心に議論がなされてきたが、そうした点を踏まえて財務報告の体系と産業資本市場がいかに結びつくのか、さらにはガバナンスとどのような関係を有しているのか、英国における史的変遷プロセスを辿りながら理論的な側面からその特質を紐解くことにしたい。

まず、会計学を実証理論から検討した Zimmerman, V.K. は、英国会計学の発達

と英国経済の発展との間には特定の相関関係があると指摘している⁵⁶。それでは、市場環境の変化は財務報告に対してどのような影響を及ぼしたのであろうか。

18世紀以前の英国では、経済活動の大部分が共同形態企業（パートナー）による小規模な集団によって支配されていたとされるが、パートナーは毎年の利潤からその分け前を受け取ることや、その一部分ないしはすべてを企業活動において利子という形で稼ぐこともできたと言われている⁵⁷。しかし、18世紀の初頭には利子率が低下する傾向が見られ、その結果、自らが蓄積した資本を利用して投資を拡大するという傾向が高まり、企業活動で必要とされた資金の大部分は自己資金で賄っていたようである。

この点に関しては、例えばウスターシャー州（Worcestershire；イングランド・ウェスト・ミッドランズにある州の1つ）の製鉄業者であるエドワード・ナイト・エンド・カンパニーが、1720年代から30年代のはじめにかけて未配分利潤に対して5%の利子率を各パートナーの貸方に記入している点が参考になる⁵⁸。すなわち、当時の事業者が投下した資本の回収期間計算において、利子率が5%のケースでは資本を20年間で償還し得る場合には投資を行う価値があり、もし4%であれば25年まで、また3%であれば33.3年程度を要するケースまで投資が拡大できるなど利子率の低下がもたらす投資拡大の状況が示されている⁵⁹。

この点に関してもう少し掘り下げると、Ashton, T.S.は、典型的な綿紡績業者や製鉄業者は多分に自己金融的であり、あまり目先の収益を考えずに節約し得る限りのものを自分の事業に再投資していると述べている⁶⁰。さらに、Court, W.H.B.は当時の企業に長期投資を行っていたのは銀行家ではなく、その多くは地主ないしは産業資本家の役目であったとの指摘にもあるように⁶¹、大部分の資金は固定化

⁵⁶ Zimmerman, V.K. (1954). *British Backgrounds of American Accountancy*, University Microfilms. (小澤康人・佐々木重人共訳 (1993)『近代アメリカ会計発達史：イギリス会計の影響力を中心に』同文館, p.225)

⁵⁷ Ashton, T.S. (1948). *The Industrial Revolution 1760-1830*, Oxford University Press (中川敬一郎訳 (1953)『産業革命』岩波文庫, p.10.)

⁵⁸ 中川敬一郎, 前掲訳書, p.10-11.

⁵⁹ 中川敬一郎, 前掲訳書, p.11.

⁶⁰ 中川敬一郎, 前掲訳書, p.11.

⁶¹ Court, W.H.B. (1938). *A concise economic history of Britain : from 1750 to recent time*, Cambridge At university Press (荒井政治・天川 潤 (1957)『イギリス近代経済

され長期的に運用されていたと推察できる。

以上のような資本の回収方法を可能としたのが、会計計算としての有形固定資産の減価償却(定額法)の考え方である。この点については、Littleton, A.C. (1933)が英国では減価償却を株式会社の長期資産の維持に関連させた計算方法であると述べており⁶²、Woolf, A.H. (1912)も減価償却計算を組み込んだ複式簿記システムは大企業にとっては有効な処理方法であったとの記述も興味深い⁶³。つまり、当時の複式簿記システムにおける減価償却計算は利益算定と密接な関連性を有しており、そうした枠組みを基本として取得原価主義や実現主義などの会計思考が醸成されていったものと思われる。かくして、上記の会計思考と取得原価主義に基づく「資本と利益」に関わる「S-N」型財務報告が次第に定着していったものと思われる。以上の見解を踏まえると、長期的な費用性資産⁶⁴を巡る株式会社の内部組織を重視するインサイダー・コントロールシステムに加え、利益計算に主眼を置く財務報告モデルが生成していたと捉えることができよう。

一連の考察内容をまとめると、小規模な企業集団から大規模な企業への転換を図る際に株式会社制度が重要な役割を果たしていた点が注目される。すなわち、英国の伝統的なパートナーから大企業へと発展を遂げた株式会社制度の背後には、十分な資本蓄積があり、それらを活用した自己金融的な株式会社制度の存在があったといえる。したがって、当時の出資者に対する受託責任を負うという考え方は、Littleton, A.C. (1953)が指摘する「貸借対照表はスチュワードシップ(経営受託制)に関する財務報告である」⁶⁵という見解とも一致しており、従来の財務報告とガバナンスが密接に連係した形態であったと推察される。この点に関しては今福が指摘する「英国モデルは取締役会による所有者への財務報告が企業経営の

史』ミネルヴァ書房, p.108)

⁶² Littleton, A.C. (1933). *Accounting evolution to 1900*, University of Alabama Press.
(片野一郎訳 (1952)『リトルトン会計発展史・増補版』同文館, p.327)

⁶³ Woolf, A.H. (1912). *A Short History of Accountants and Accountancy*, Gee & Go. (片岡義雄・片岡泰彦訳 (1981)『ウルフ会計史』法政大学出版局, p.146)

⁶⁴ 費用性資産とは、棚卸資産や固定資産など、将来費用化(売上原価や減価償却費)される資産である。資本循環の過程において、現在収益獲得のための企業活動に投下された段階にあるものをいい、将来費用化するものであるため取得原価で評価される。

⁶⁵ Littleton, A.C. (1953). *Structure of Accounting Theory*, AAA Monograph No.5. AAA.
(大塚俊郎訳 (1955)『会計理論の構造』東洋経済新報社, p.43)

一部分であるとみなされている。…（中略）…英国モデルでは、利益と同程度に資産中心であり、将来のリスクは財務報告の基礎となる広範な企業統治のフレームワークによって緩和されるような仕組み」⁶⁶を採用している点から、「ガバナンスと財務報告が直接的に連係したモデル」であったといえよう。

以上の考察を通して得られた知見は、英国は 18 世紀から 19 世紀初頭までには産業資本市場が定着しており、そうした環境のもとで長期志向的な計算体系に基づく財務報告が醸成されたと推測される。すなわち、英国においては、産業資本市場を前提とした費用配分に基づく会計計算と、組織内部の関係者への会計責任の遂行を目的とする「S-N」型財務報告モデルが確立されていたことが理解できよう。

ところが、19 世紀後半には英国経済が急速な発展を遂げ、産業構造の転換を図りながら企業規模を拡大しはじめる。その結果、企業活動を自己資金で賄うことが困難な状態となり、資金調達方法が次第に組織内部から外部へと移行する傾向が確認されている。以上の状況を勘案すると、多額の資金をどのように調達するのか、さらには財務報告がそうした影響を受けてどのように変容するのか、という点に注意を払いながらその後の動向を検討する必要があるだろう。

18 世紀の米国の経済発展はヨーロッパからの援助に依存しており、とりわけ英国資本が米国の経済発展に大きな役割を果たしたことが明らかとなっている⁶⁷。こうした市場経済状況の中、米国でも英国と同様に産業資本市場を対象とした利益計算に重点を置く「S-N」型財務報告モデルが登場するに至る。以下において米国で「S-N」型財務報告モデルが確立された史的変遷を概観することにしたい。

海外の資本に依存しながら発展を遂げた米国経済は、大規模商企業形態というよりはむしろ小規模な企業体から発展する。このような実態は「英国だけで資本合計の 23%を海外に投資し、そのうちほぼ 20%が米国に向けられたことと、英国の投資家が自らの投資状況に関わる報告を提出させるべく英国の会計士を米国へ

⁶⁶ 今福愛志（2008）「会計基準のグローバル・ガバナンスへの展開：財務報告と企業統治の関係の再構築をめぐるコンバージェンス」『會計』 第 174 巻第 4 号， p.3.

⁶⁷ 小澤康人・佐々木重人，前掲訳書， pp.129-136.

派遣した事実が公式な記録にも残っていること」⁶⁸からも明らかである。すなわち、米国産業の資金調達方法は地主や産業資本家が自己資金で賄うという形態ではなく、第三者からの借入金に依存した資金調達方法を用いていたと推察できる。

加えて、米国では「南北戦争（1861年～1865年）以前の時代は小規模な製造工業企業の黄金時代であり、その時期には典型的な企業者、同族もしくは一握りの株主によって所有されていた」⁶⁹との記述もあり、南北戦争後（1870年代）に米国で起った小企業の合同による大企業化を、産業革命がもたらした結果であると Faulkner, H.U.は指摘した⁷⁰。一連の発展は株式会社形態の採用によって大いに助長され、当時の米国では株式の仕組みを利用して多額の資金を調達していたのである。この点について Faulkner, H.U.は、「1887年から1897年までの期間には、トラスト⁷¹が最も好まれた企業合同の形態であった。そして、1897年から1904年に至るまでの持株会社は⁷²、企業合同の最大の時期に用いられた支配的な形態であった」という現象が見られたと指摘している⁷³。しかし、トラストは単なる連合体ではなく、利害関係者の集合体という意味合いが含まれる。さらに、持株会社の場合も同様の形態を採用しており、それらの企業形態の特質として独占は避けることはできない状況にあったものと推察される⁷⁴。すなわち、こうした企業形態によって資金調達は容易になり、市場価格を支配しやすくなったが、この時点における展開を企業と関わりを有する各種のステークホルダーへの分配可能利益算定を目指すという「S-N」型財務報告モデル本来の意味合いに照らすと、米国モデルが「S-N」型であったと位置づけることはできない。

そこで、上記の点に関してもう少し史的変遷を辿って考察を行うことにしたい。

⁶⁸ 小澤康人・佐々木重人，前掲訳書，pp.136-137.

⁶⁹ Faulkner, H.U. (1964). *American economic history 8th Edition*, HarperCollins (小原敬士訳 (1971)『アメリカ経済史』至誠堂，pp.549-551)

⁷⁰ 小原敬士，前掲訳書，p.551.

⁷¹ トラストとは、トラスト協定 (trust agreement) を結んだ株主がその株式の支配部分を受託理事会 (board of trustees) に預託し、その代りにトラスト証券 (trust certificates) を受け取るという組織形態を指す (小原敬士，前掲訳書，p.557)。

⁷² 持株会社というのは、他の株式会社の株式の全部もしくはある部分を所有して支配することによって作り出される組織である (小原敬士，前掲訳書，p.558)

⁷³ 小原敬士，前掲訳書，pp.557-558.

⁷⁴ 小原敬士，前掲訳書，p.566.

20世紀初頭の米国は製造業の発展が目覚ましく、製造業の規模が拡大しつつあった。具体的には、「1919年までに米国全企業数の25分の1弱を占める製造業によって、米国の全賃金労働者の半分以上が雇用されていた。さらに、この同じ25分の1に相当する製造企業は、この国の総製品の3分の2を製造した」と記述されるように⁷⁵、企業規模の拡大に伴って設備投資も増加の一途を辿ることになるが、こうした変化を巡っては資金調達問題が重要な鍵を握っていたものと推察される。この点に関して、Littleton, A.C. (1953) は、「1920年代以後、米国の企業は資金の主な源泉として短期銀行借入金について従来ほど関心を払わなくなり、代わりに株式や社債のような長期証券を利用することを選ぶようになった」と指摘している⁷⁶。すなわち、米国においては大企業（とりわけ、製造業）がその中心的役割を担うとともに、そうした製造業を中心とする産業構造は短期から長期へと資金調達手法を変化させるに至り、その結果として「S-N」型財務報告モデルへとつながる流れが形成されたと見るべきであろう。そうした流れもあり、1929年に米国で勃発した大恐慌後には、その教訓から会計原則が歴史的な原価主義へ傾倒していくことになった。

大恐慌後、米国の証券市場は会計規制による多大な影響を受けることになり、連邦政府は証券取引や投資家保護を規制するために1933年の証券法と1934年の証券取引法を制定するに至る⁷⁷。これらの規制と財務報告との関係について、今福は「米国における財務報告は証券二法による連邦規制、企業統治（ガバナンス）は州法で規定され、両者は分離されている。財務報告は証券市場の売り手と買い手の株式売買に情報の非対称性が生じないためのものであり、証券の流通市場を対象とするものであり、市場の価格決定モデルとされる」と指摘した点には留意が必要である⁷⁸。つまり、米国の財務報告は市場の価格決定モデルに資することを重視したために上記の規制を制定するに至り、その結果として単純な「S-N」型財

⁷⁵ 小澤康人，佐々木重人，前掲訳書，pp.172.

⁷⁶ 大塚俊郎，前掲訳書，p.132.

⁷⁷ Radebaugh, L.H and Gray, S.J and Black, E.L. (2006). *International Accounting and Multinational Enterprises 6th Edition*, Susan Elbe. (小津稚加子監訳 (2007)『多国籍企業の会計：グローバル財務報告と基準統合』中央経済社，p.89)

⁷⁸ 今福愛志，前掲稿，p.3.

務報告モデルではなく、「財務報告とガバナンスとが分離した『S・N』型財務報告モデル」が確立されたと捉えなければならない⁷⁹。

しかし、米国では大規模な株式会社の所有と経営の分離の進行を契機として、株主が経営者の受託責任の遂行状況を評価すべく、経営者の株主に対する財務報告が不可欠となった。この点に関して、米国会計学会（American Accounting Association : AAA）が1936年に公表した『会社報告諸表会計原則試案』⁸⁰が、以下の内容から構成されていた点は注目に値する。

- (1) 諸取引は時価ではなく、「原価」によって記録すること（1.-7.）。
- (2) 損益計算書は包括主義の概念によって作成すること（8.-13.）。
- (3) 払込資本と利益剰余金の明確な区分を行うことである（14.-20.）。

上記の流れは1940年に刊行されたPaton, W.A. & Littleton, A.C.の共著である『会社会計基準序説』によって具体化されるが、同書では取得原価を会計計算構造の中心に位置づけており、かかる点が「S・N」型財務報告モデルの特徴と合致する。

さらに、AAAが1948年に刊行した『会社財務諸表会計諸概念および諸基準・改訂版』では、会社財務諸表の潜在的利用者は政府の諸機関、短期および長期の債権者、労働団体、株主、および潜在的投資家を含んでおり、これらの利害関係者の情報要求は重要な相違点は存在しないという見解に照らせば、株主グループの情報要求に重点を置くことは健全であると述べている⁸¹。ここでは財務報告の作成に際して株主に焦点を合わせることで、その他の各種ステークホルダーの情報要求にも資することが可能となる点が示されており、これらの点から「利害調整」目的に焦点をあてる「S・N」型財務報告モデルを重視する傾向を垣間見ることができよう。上記の見方に立脚すると、19世紀以降の米国においては歴史的な原価主義会計に立脚した分配可能利益の算定を目的とする「S・N」型財務報告モデルが成立

⁷⁹ 今福愛志，前掲稿，p.3.

⁸⁰ AAA (1948). *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements and Supplements*, AAA. (中島省吾訳 (1957) 『A.A.A 会計原則：原文・解説・訳文および訳注』中央経済社，pp.25-32)

⁸¹ 中島省吾，前掲訳書，p.119.

していたと判断することができよう。

3.2 「D-C」型モデルへの移行

以上概観したように、英米における財務報告の生成期にはそのプロセスに違いはあるものの、結果的に「S-N」型財務報告モデルとしてその機能を果たしていたことが明らかとなった。しかし、今日のように金融資本市場が次第に浸透する実態に照らして考えると、財務報告目的が「利害調整」から「情報提供」へとその重点を移行しはじめる傾向が伺える。かかる状況を背景として、財務報告の体系が「包括利益」概念を中核に据えた意思決定有用性に資する「D-C」型財務報告モデルへと進化する実態を明らかにしたい。

産業革命後の19世紀中葉、英国には近代的な株式会社制度が定着していく。先行していた金融資本制度と相まって、金融資本市場を対象とする意思決定有用性（情報開示）に重点を置く財務報告への移行が現実味を帯びはじめることになるが、これは英国の財務報告の主目的が投資家の情報ニーズへと移行することを意味する。すなわち、20世紀の後半、英国の製造業は衰退し始めたのに対し、金融業や流通業が次第に発展を遂げていく。かかる市場経済の変化に直面する財務報告は、それまで中心的役割を果たした「S-N」型財務報告モデルの問題点が次第に顕在化し、そのあり方にも変化の兆しが見られるようになる。

1929年以降の英国では、取締役の作成した会計帳簿の会計的真実とは何かが争点となったロイヤル・メール社事件⁸²を契機として、コーエン委員会⁸³が指摘する「計算書類で何を開示すべきか」という問題に注目が集まる⁸⁴。すなわち、債権者よりもむしろ株主や投資家に対する情報開示が重要であるという認識のもと、コ

⁸² ロイヤル・メール事件で告発されたのは、営業利益の赤字を不要となった税金引当金（秘密積立金）を取り崩して純利益に加算し配当を続け、1926年に「税金引当金の調整を含む」と修正して公表した貸借対照表が、虚偽表示にあたるかどうかということであった。しかし、問題の核心は目論見書に記載された「平均利益」という表示にあった（山浦久司（1993）『英国株式会社会計制度』白桃書房，pp.187-231.）

⁸³ コーエン委員会は、会社法の改正問題を検討するために1943年設置され、1945年に報告を提出している（Takeovers, P. (1945). *Report of the Committee on Company Law Amendment (Cohen Committee 1945)*, HMSO, p.39.）

⁸⁴ 大矢知浩司・佐々木秀一，前掲書，p.41.

一エン委員会は「最も完全で実際的な開示」を基礎とした財務報告に関する勧告を行っている⁸⁵。ここでは財務報告の真実性問題が問われることになるが、その主な理由としては投資家主としての市場外部からの圧力がその背景にあったといわれている。こうした側面から投資家の意思決定に焦点をあてる「D-C」型財務報告モデルが要請されるに至り、同時に企業外部からのガバナンスも強化される方向へと進むことになる。

20世紀後半からは英国の大企業の衰退の状況が明らかとなり、その結果として物的な生産活動が減少し、その代わりとして企業の M&A や海外投資などの金融活動へと転換が図られる。一連の経済環境においては「S-N」型財務報告モデルの特徴である取得原価主義に基づく資産評価では実体資本が考慮されず、現実と適合しない評価方法であるとの指摘がなされるに至り、時価主義に基づく財務報告の体系へと移行する流れが進展する。すなわち、そうした状況は投資家（アウトサイダー）を対象として、適正な企業価値評価の実践によって意思決定に資する情報提供を行う「D-C」型財務報告モデルの登場と捉えることができよう。この点について、以下の事例を通して検討を加えてみることにしよう。

1980年代の英国では、サッチャー政権による金融ビック・バンの恩恵を受けて証券市場の国際化が進むとともに、金融や商業会社に加え多国籍企業の台頭が見られた。当時は M&A が活発に行われており、資金調達方法が変化されたが、こうした状況を斎藤(2006)は「取得原価を中心として部分的に時価を適用するという1980年代の測定システムに対する批判が存在していた。... (中略) ...価値変動によって生じる利得を損益計算書上に認識するために、資本維持概念が議論された」と述べている⁸⁶。すなわち、それまで中心的役割を果たしてきた「S-N」型財務報告モデルが抱える各種の課題に対処すべく、新たな視点が提起されている。

英国では財務会計概念フレームワークとして1995年12月にASBから公表された公開草案 SPFR には、財務諸表の目的を「広範囲⁸⁷の利用者が経営者のスチュワ

⁸⁵ 大矢知浩司・佐々木秀一，前掲書，p.41.

⁸⁶ 斎野純子（2006）『イギリス会計基準設定の研究』同文館，p.13.

⁸⁷ 広範囲の情報利用者としては、現在の投資者および潜在的投資者、貸付者、取引相手、債権者、従業員、顧客、政府とその機関および一般大衆が列挙されているが、主要な利用

ードシップを評価したり、経済的意思決定（経営者のスチュワードシップの評価に基づいた経済的意思決定を含む）を行ったりするために有用である企業の財務業績や財政状態についての情報を提供することである」と規定している（para.1.6）。この規定に関しては、経営者の受託責任の評価が第一義的に重視されているとの見方がある（菊谷 2002）⁸⁸。

上記の見解を整理すると、英国の財務報告はスチュワードシップを広義に捉え、市場環境の変化と相俟って企業外部からのガバナンスの強化が引き金となり、財務報告の目的である「スチュワードシップ」目的に「意思決定有用性」目的が内包されたように思われる。つまり、英国では財務報告とガバナンスが連携する「S-N」型財務報告モデルを基本としながら、その目的観を次第に拡張させていると見ることができる。以上のように、英国ではこの時期に利害調整を主たる役割とするスチュワードシップ目的に情報提供（開示）という投資家のための目的が付加され、その結果として「D-C」型財務報告モデルが形成されたと解することができよう。

米国における会計理論の展開は、20世紀前半までは「スチュワードシップ」目的を中心とする「S-N」型財務報告モデルを中心として発展を遂げ、その後「意思決定有用性」目的が加わる「D-C」型財務報告モデルの台頭によって両者が混在する状況にあったといわれている。そこで、そうした財務報告モデルの史的変遷のプロセスを明らかにしたい。

米国では1970年代からの金融の自由化に伴い、財務報告の目的が「意思決定有用性」を重視する方向へと傾注していく実態が明かとなっており、20世紀後半から「S-N」型財務報告モデルの特徴である「実現」概念から「実現可能性」概念へと拡張する傾向が確認されている。この点を検討すべく、1962年に米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：AICPA）が公表した『企業会計原則試案』を参照すると、「従来の取得原価主義会計を強く批判し、また従来の『実現主義』を会計の本質を衝いたものでないと論評して、原価主義

者は投資家を想定している。

⁸⁸ 菊谷正人（2002）『国際的会計概念フレームワークの構築：英国会計概念フレームワークを中心として』同文館，p.140.

と時価主義（市場価格主義）会計を強調しており、今日の一般会計理論や会計実務とはかなり違った見解を採っている」との見解にも示されるように⁸⁹、歴史的原価主義に立脚する「S・N」型財務報告モデルの目的に関する問題点が議論の出発点にあったようである。すなわち、当時の米国の市場経済を俯瞰すると、財務報告の目的が「利害調整」から「情報提供」へと転換する兆候が見受けられる。

さらに、第3章に述べたように、AAAが1966年に公表した『基礎的会計理論』（ASOBAT）では、会計情報の質的特性として「目的適合性」に着目している。そこでは情報の重要性が強調され、とりわけ外部利用者の「意思決定有用性」目的に会計基準が適合しているかが問われることになる⁹⁰。このような展開の基礎には少なくとも金融資本市場の浸透という実態があり、財務報告の再構築が要請される点に留意する必要があるだろう。Ball & Brownの実証研究⁹¹も公表されている。そうした観点に照らして考察を加えると「D・C」型財務報告モデルへの変化がさらに明らかとなり、会計理論の拡張に伴って財務報告モデルの再構築へと進展する実態を認識できる。

加えて、1973年に独立機関として設立された財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）が発行した『一般に認められた会計原則』（Generally Accepted Accounting Principles : GAAP）では、会計基準の設定権限がSEC（公的セクター）からFASB（民間セクター）へと移行しているが、かかる変化は大恐慌の影響を受けて会計基準への不信感が高まり、民間団体や投資家の情報要求を充足するために民間セクターであるFASBへと権限が委譲されたことが主な要因と考えられる。また、同年、AICPAから公表された『財務諸表の目的』には、『『経済的意思決定の役に立つ情報を提供する』という基本目的は、広範な経済環境の中で適用される。経済は、資源の効果的な配分を求めて構成さ

⁸⁹ AICPA (1961). M. Moonitz, *The Basic Postulates of Accounting*, AICPA Accounting Research Study No. 1. (佐藤孝一・新井清光共訳 (1962)『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社, p.20)

⁹⁰ AAA (1966). Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement Of Basic Accounting Theory*, AAA. (飯野利夫訳 (1969)『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房, p.31)

⁹¹ Ball, R.J. and Brown, P. (1968). "An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers," *Journal of Accounting Research*, Vol.6, No. 2 Autumn, pp.176-177.

れている。この資源配分は、行政行為と市場での私的行為、あるいはこれらの両者の結びついたものによって影響を受ける」との記述があり、そうした点も非常に興味深い⁹²。以上のような財務報告目的が求められた背景には、市場経済の変化と投資家保護という志向の高まりがあり、一連の状況を重く受け止めた結果として会計情報の「開示」面に重点に置く「D-C」型財務報告モデルが形成されたと推察できる。

さらに、FASB は『財務会計諸概念に関するステートメント』（Statement of Financial Accounting Concepts : SFAC）において、財務報告目的と質的特性に関する明確な概念フレームワークの開発を行い、投資家に対する「情報提供」を第一義的な目的と位置づけている点も看過できない⁹³。また、Beaver が理論と実務の両面において経済的利益の観点から情報提供を重視する傾向⁹⁴へと財務報告目的の移行が進んだと指摘している点などからも、当時の財務報告が「D-C」型財務報告モデルへと進展しつつある状況が確認できる⁹⁵。

上記の見解をまとめると、米国の財務報告は 19 世紀中頃からは市場環境の影響に伴って投資家から見た「意思決定有用性」目的を採択し、積極的に情報開示を行う姿勢が確認されており、前述した財務報告とガバナンスが分離した投資家を

⁹² AICPA (1973). *Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements*, AICPA. (川口順一訳 (1976)『アメリカ公認会計士協会・財務諸表目的』同文館, p.9)

⁹³ FASB (1985). *Elements of Financial Statements; Statements of Financial Accounting Concepts .No.6*, FASB. (平松一夫・広瀬義州 (1994)『FASB 財務会計の諸概念・改訂新版』中央経済社)

⁹⁴ 財務会計基準審議会 (FASB) の財務会計諸概念ステートメント第 1 号 (1978) では、情動的観点を次のように定義する。「財務報告は、現在および潜在的な投資家や債権者その他の利用者が将来の現金収入の金額、時期および不確実性を評価するのに有用な情報を提供するものでなければならない。... (中略) ...投資家や債権者個人のキャッシュ・フローは企業のキャッシュ・フローと関連をもつものであるから、財務報告は投資家、債権者その他の利用者が当該企業の正味キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性を評価するのに資する情報を提供するものでなければならない。」(viii 頁)

⁹⁵ Beaver によれば、こうした重点移動には少なくとも 2 つの理由が存在するという。(1) 企業の資産と請求権がひとたび不完全市場にさらされると、経済的利益概念はたちまちその明確性を失ってしまう。(2) 請求権 (例えば市場性ある持分証券) のためのレリバンタな市場が存在するような状況においても、経済的利益観点のもとでは財務報告の“最良の”方法が何かについて合意に達することは不可能であるように思われる。Beaver, W.H. (1981). *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, Prentice-Hall, p.4. (伊藤邦雄訳 (1986)『財務報告革命』白桃書房, p.8)

中心とするモデルを採用していることが明らかとなった。以上検討した実情を勘案すると、従前の取得原価主義会計から意思決定有用性を重視する時価主義会計へと拡張する「D-C」型財務報告モデルへの進展と受け止めることが可能であろう。

3.3 「A-F」型モデルへの進展

これまでの考察内容を踏まえると、「利害調整」（「S-N」型財務報告モデル）から「情報提供」（「D-C」型財務報告モデル）へと財務報告の目的が重点移行していること、さらに投資家が多様化する現象を通して意思決定有用性を重視する財務報告へとつながる傾向が確認された。すなわち、「利害調整」目的と「情報提供」目的は時代の流れに伴ってより後者へとその重点が移行していることが理解できよう。

しかし、今日のグローバル化する市場経済を見るとその形態は多様化しており、財務報告基準の国際的調和の観点に照らせば、2つの財務報告目的のバランスを図った財務報告が求められてることになる。したがって、こうした調和化を目指す財務報告の体系は外部投資家の情報要請に傾倒する「利害調整」目的と「情報提供」目的が交錯し収斂する「A-F」型財務報告モデルと位置づけられる。以上の観点に基づきながら、現在進行しつつある「A-F」型財務報告モデルへの変化のプロセスを考察したい。

前節でも述べたように英国モデルは財務報告とガバナンスが関係している点を踏まえると、「A-F」型財務報告モデルへとシフトする流れが現実味を帯びてくる。

そこで、上記の点について、英国では損益計算書に示される内部情報の詳細を、秘密的または私的資料として扱うという Littleton, A.C. (1953) の指摘をもとに検討する⁹⁶。これは英国固有の考え方を示したものであり、英国では会計資料、とりわけ損益計算に関わる資料を秘密にしていた⁹⁷。すなわち、財務報告は組織内部管理としてのスチュワードシップ（個人企業の内部報告）のためのものであり、英国では目先の収益ではなく、節約しうる限りのものを自社に再投資しており、

⁹⁶ Littleton, A.C. (1953). *Structure of Accounting Theory*, AAA Monograph No.5. AAA. (大塚俊郎訳 (1955)『会計理論の構造』東洋経済新報社, p.43)

⁹⁷ 大矢知浩司・佐々木秀一, 前掲書, p.89.

当時の英国では受託責任を重視しながら持続可能な企業投資を行う方法に存在していたのである。この点を見る限り、「意思決定有用性」目的は以前から「スチュワードシップ」目的に含まれていたと解釈することができるが、そうした体系は2つの財務報告目的が交錯し収斂する「A-F」型財務報告モデルと位置づけることができよう。

この点に関して英国の財務報告評議会（Financial Reporting Council : FRC）は、2010年にスチュワードシップ・コードを策定している点が特筆に値する。本コードには、スチュワードシップ目的は最終的な資本提供者も繁栄できるような方法で会社の長期的成功を促進する内容が盛り込まれているからである。例えば、同コードの原則1には「機関投資家は、スチュワードシップ責任をどのように果たすかについての方針を公に開示すべきである」とし、原則3には「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである」との指針が示されている⁹⁸。ここで留意すべきは、同コードは法的側面から見た財務報告目的の変化ではなく、市場環境の変化が色濃く反映され、機関投資家に対して情報提供を行う財務報告とガバナンスとが連係するモデルを求めているという点である。すなわち、英国モデルは財務報告目的として基本的にはスチュワードシップ目的に主眼を置いているが⁹⁹、そこではスチュワードシップ目的を強調しながらも、市場経済の変化を踏まえて意思決定有用性目的と併存する「A-F」型財務報告モデルの形成へと進展しはじめている点に留意しなければならない。

上記の考察を通して、スチュワードシップ目的が狭義の概念から広義の概念へと変化を遂げる実態が明かとなったが、そうした結果としてスチュワードシップ目的に意思決定有用性目的が内包され共存する体系を形成していると解することが可能であろう。すなわち、市場環境の変化を巡って2つの財務報告目的が交錯し、収斂する財務報告の形態が確立され、その結果として「A-F」型財務報告モデ

⁹⁸ 日本投資環境研究所「英国スチュワードシップ・コードについて」

〈<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/siryou/20130918/01.pdf>〉2015年10月30日参照

⁹⁹ 今福愛志，前掲稿，p.9.

ルが成立すると捉えることができる。

米国でも英国と同様に経済の進展度合を反映し次第に金融資本主義が浸透しており、そうした市場経済を呼応しながら財務報告は「A-F」型財務報告モデルへと重点を移行する。「A-F」型財務報告モデルは、中長期的な市場を対象としながら利害調整（計算）と情報提供（開示）という 2 つの財務報告目的が併存する体系への移行を意味しており、これらの点を明らかにするにはさらなる具体的な検討が求められる。

そこで、FASB が 1997 年 6 月に公表した公開草案 SFAS 第 130 号の『包括利益の報告』を参照すると、企業は収益と費用については単一の計算書、もしくは 2 つの計算書で表示することを選択できるが、これに対して 1 組の財務諸表の中で前期首の財政状態を示す計算書（貸借対照表）の表示が要求される。そこで、同草案によって「S-N」型（計算）と「D-C」型（開示）の財務報告モデルをいかに調整して 1 つの体系の中で共存できるか考えてみたい。具体的には、同草案で示された内容を「ガバナンス」と「市場」を基軸として「計算」と「開示」とが併存する「A-F」型財務報告モデルと位置づけられるか否か、以下に掲げる見解を参照しながら明らかにしてみたい。

米国ではエンロン事件やワールドコム事件などで問題となった企業会計不正に対処すべく、2002 年 7 月に米国企業改革会計法（サーベンス・オクスレー法：SOX 法）が制定されるが、その内容は投資家を保護するために財務報告プロセスの厳格化と規制の法制化を目的としたものであった。さらに、2008 年のリーマン・ショックの影響を受けて米国では時価会計を一時凍結しているが、市場経済の変化に伴って「意思決定有用性」目的を重視する「D-C」型財務報告モデルに対していかなる変化を求める結果に至ったのか、さらなる検討が求められる。ここで重視すべき点は、どのようにして財務報告とガバナンスとの関係を再構築するのかという問題である。

上記の課題に対して、2010 年に IASB と FASB は財務会計の概念フレームワークの共同開発をはじめており、2015 年 5 月には IASB が公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』（Exposure Draft Conceptual Framework for Financial

Reporting :「概念 ED」) を公表した。ここで着目した点は、概念 ED の第 1 章『一般目的財務報告の目的』に関する修正提案において、「受託責任」と「主要な利用者」という 2 点に関して見直しを行い、受託責任について次の変更を提案していることである¹⁰⁰。

(1) 現行の概念フレームワークでは明示されていない「受託責任」(stewardship) という用語を新たに用いて、受託責任の考え方(企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたか)を説明する(1.3)。

(2) 現行の概念フレームワークにおいて、受託責任に関する情報は「企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性(見通し)に関する評価」に必要な情報の一部とされていたが、両者を並列的な扱いとする(1.3 および 1.4)。

(3) 受託責任を果たすうえで必要な情報に関する説明を移動したうえで、一部追加する(1.4、1.22 および 1.23)。

上記の流れに沿って米国モデルは従来の財務報告とガバナンスを分離する考え方を見直すことになり、企業外部のコントロール機能を意識した財務報告の設定基準を策定する方向へと進むことになる。以上のように、今日の米国モデルは「計算」と「開示」という 2 つの機能が混在する様相を呈しており、「A-F」型財務報告モデルが米国に浸透しつつある状況が確認できる。

4. 新たな動向 : 「K-C」型モデルの登場

ここまで概観したように産業資本主義から金融資本主義へと市場経済が発展する実態とガバナンス体制の変遷を踏まえた検討結果から、英国モデルは財務報告とガバナンスが連係した「計算」機能を重視する点が確認された。さらに、米国

¹⁰⁰ IASB (2015). *Exposure Draft Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, p.22-23.

モデルは財務報告とガバナンスが分離した「開示」機能を重視する考え方に基づいて形成されてきた点も明らかとなった。しかし、財務報告に関わる目的は、組織内部の関係性のみを重視するのか、もしくは外部者である投資家の意思決定のための情報提供目的を重視するのか、という観点からではなく、「計算」と「開示」という両者の関係の調整に配慮することが重要と考える。今後の財務報告の展開を模索するには、現在直面する「市場」と「ガバナンス」の変化を踏まえ、「開示」と「計算」とのバランスを図る新たな財務報告モデルを想定しなければならないであろう。

そこで、まず「市場」の側面を対象として課題に接近すると、現在、市場経済は有形資産を中心とした事業活動から知識資本をはじめとする無形資産を中核に据えた新たな活動形態へと移行している点に着目しなければならない。かかる実態を踏まえて財務報告として類型化を試みれば、知的資本を中心とする無形資産の評価とキャッシュ・フロー計算との関係に焦点をあてた新たなタイプとして「K-C」型財務報告モデルに関する検討を加える必要がある。すなわち、こうした新たな考え方は、古賀が指摘する「新時代の会計理論は、プロダクト型経済からファイナンス型経済へ、さらにナレッジ型経済への移行を踏まえ、有形財、金融財および無形財の経済的実態を忠実に写像する必要がある。つまり、新時代のディスクロージャー（開示）は、従来の財務報告を、企業の価値創出能力の評価に役立つ非財務情報・定性的情報を加味する形で拡張された事業報告であるとともに、Webなどの電子メディアを活用した即時的な情報提供を可能にする必要がある」¹⁰¹との見解にも明確に示される。

また、武田（2007）は「プロダクト型市場経済の特徴は、プロダクトの生産量以上の消費は行われることはないという枠組みの中で経済活動が行われているのであるが、ファイナンス型市場経済においては『信用創造機能』があるため、実体を超えた状況が現出する可能性が高く、その限界の枠組みが不明確な取引財で

¹⁰¹ 古賀智敏（2009）『財務会計のイノベーション：公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造』中央経済社，p.14.

ある」¹⁰²と述べ、新たな市場においては財務報告が企業の外部者である投資家や機関投資家の投資意思決定に資する情報提供に主眼を置くべきことを訴える。同様の視点に立つ David, H. (2013) は、伝統的資産（固定資産）と無形資産（知的財産）の両者の価値は現在の生産の収益性によって支えられており、それらはともに「生産それ自体による資本価値」を形成すると指摘している¹⁰³。

しかし、上記の内容に「ガバナンス」の側面を加えて財務報告に関わる目的観について考察を加えれば、これまで以上に組織内部との関係性を重視すべきではないか。こうした見方に立脚する倍（2015）は、「組織内の情報フローと財務報告を含む情報開示のあり方が密接不可分の関係にあるとすれば、組織内部における横断的かつ双方向の会計情報フローの実現には、情報伝達に関わる組織構造の見直しと全社的な情報フローを体現できる仕組みの再構築は欠かせない。したがって、組織内の会計情報フローの再編成に向けたコーポレート・ガバナンス改革に関わる議論と財務報告の基盤を形成する諸概念との結節点を明らかにする試みは、持続的な価値創造に資する新たな財務報告の展開にとって重要な意味を有することになる」と財務報告とガバナンスの関係性について強調している¹⁰⁴。すなわち、持続的な企業価値創造に資するには、その基盤となる市場経済の変化だけでなく、組織内部の企業統治機能にも配慮した新たな財務報告が求められることを示唆するものと受け止められよう。

さらに、「市場」と「ガバナンス」の変化を踏まえた新たな財務報告モデルを想定する場合、企業価値評価をキャッシュ・フロー情報に限定するのではなく、投資意思決定に有用となる非財務情報の開示も考慮しなければならない。すなわち、上記に示したキャッシュ・フロー情報を中核に据えた新たな財務報告に加え、近年市場において注目を集める社会的責任投資（Socially Responsible Investment：SRI）やその評価指標である ESG 要因（Environment, Social,

¹⁰² 武田隆二（2007）『産業経済の変化』に伴う『会計のあり方』：新社会法と会計のあり方（その二）『會計』第 171 巻 2 号，p.149.

¹⁰³ David, H. (2013). *The Failure and the Future of Accounting: Strategy, Stakeholders, and Business Value*, Gower Pub Co., p.4.

¹⁰⁴ 倍 和博（2015）「持続的な価値創造に資する財務報告の今後のあり方」『會計』第 188 巻第 5 号，p.47.

Governance) などの非財務情報をどのように扱うか検討が求められることになる。この点に関して古賀（2015）は、「統合報告のスタンスを巡る『投資者－ビジネス』指向と『ステークホルダー－サステナビリティ』指向という根元的論点」の重要性を訴える¹⁰⁵。

一連の考察内容を整理すると、現在の財務報告は従来の有形資産を中心とした報告体系から知識資産ないしは無形資産がもたらす超過収益力をいかに評価するかが課題として提起される。すなわち、事業活動を適正に評価するには知識資本をはじめとする無形資産を中核に据えた新たな尺度が求められている。したがって、今後の財務報告のあり方を考えるに際しては、無形資産（K）とキャッシュ・フロー（C）とを関係させた「K-C」型財務報告モデルへと進展するプロセスを十分に見極めなければならないであろう。

以上のように、今後の財務報告の方向性は「K-C」型財務報告モデルへと変化を遂げる兆候が見受けられるが、そうした方向性を見定めるには財務報告に関わる目的の位置づけを明らかにするとともに、会計責任（アカウントビリティ）¹⁰⁶の重要性についてあらためて検討が求められることになる。英米両国の財務報告が今後「K-C」型財務報告モデルへと収斂すると予測するならば、「市場」と「ガバナンス」という 2 つの要素をより具体的に考慮した具体的な検討が求められることとなる。

5. まとめ

本章の目的は、今日に至るまでの財務報告を巡る状況を財務報告の設定主体が依拠する経済環境を基盤として、英米両国の財務報告の史的変遷プロセスを踏まえながら両者の特徴点を見出すことにある。そうしたプロセスを経て現在の市

¹⁰⁵ 古賀智敏（2015）「統合報告研究の課題・方法の評価と今後の研究アジェンダ」『会計』第 188 巻第 5 号，p.8.

¹⁰⁶ 倍（2015）は、アカウントビリティは特定の委託者ではなく多様なステークホルダーに対象とした公共性を重視する概念へと拡充される傾向にあり、今日注目を集める統合報告という報告媒体への展開を通して、構造化され体系化された仕組みによって説明責任を遂行する新たな動向につながる可能性を秘めていると指摘している。（倍，前掲稿，p.49）

場社会で受容される財務報告の目的を探るとともに、財務報告の今後のあり方を考える視点を明らかにすることに本章が担うべき課題があった。

本章では「市場」と「ガバナンス」を基軸として財務報告を類型化して英米モデルの比較検討を行ったが、英国はガバナンス面において財務報告とガバナンスとが連係するモデルであり、内部の関係者に対する会計責任を目的とする「計算」目的を中心した体系となっている点が明らかとなった。一方、米国は市場における外部関係者に対する情報提供、すなわち「開示」目的に主眼を置く財務報告とガバナンスが分離されたモデルであることが明示された。

しかし、金融資本市場が浸透する英米両国ともに「D-C」型から「A-F」型の財務報告モデルへと移行する実態が確認されている。具体的には、投資家のための財務報告が主流となっていること、さらにガバナンスの面で財務報告との関連性が強化される方向へと舵を切り始めていることも明らかとなった。したがって、ガバナンス面におけるインサイダーとアウトサイダーの双方が接近し交錯する現実を重く受け止めるならば、その後の展開として「K-C」型財務報告モデルへと舵を切り始めた新たな財務報告の方向性が次第に明確となり、環境要因の異なる財務報告をいかなる視点に立って再構築すべきか、その方向性をあらためて模索しなければならない。

第4章で提起された英米モデルの展開を踏まえると、現在直面する市場とガバナンスのあり方に照らしながら、新たな視点から会計責任を遂行できる財務報告をいかに導出するかが次なる課題となる。この点については、第3章で一部検討した日本型の財務報告モデルの動向も踏まえ、第5章でさらなる検討を行う。

第 5 章 日本における財務報告モデルの理論的考察

1. 問題の所在

日本における財務報告モデルが「S-N」型から「D-C」型、「A-F」型へと進化している点が第3章で検討された。そこに「A-F」型で示された考え方を参照すると、損益計算書と包括利益計算書によって業績を管理する「二計算書方式」を推奨し、「評価」（資産負債観）と「配分」（収益費用観）を両立させる新たな財務報告モデルを提唱している。こうした考え方が2006年に公表された『討議資料』を支えてきた2つの財務報告目的である。こうした対応は、市場環境が著しく変貌を遂げる中で財務報告も「ガバナンス」と「市場」に基づく新たな視点が求められる結果を反映したものである。

以上のように本章の目的は、これら2つの目的の整合性を踏まえて現在注目が集まる利益概念について検討を加える。具体的には、第一に「利害調整」目的と「情報提供」目的とはいかなる点に整合性を有するかを検討する。第二に、これらの目的と利益概念との関係性はどのようになっているのかという点を明らかにすることにある。

2. 「利害調整」から「情報提供」への移行

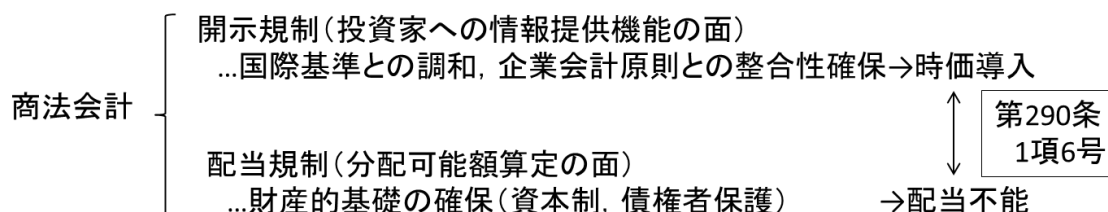
現実の経済環境を概観すると産業主義と金融主義とが混在した状態となっており、どちらかの市場経済に準拠した財務報告では現実的な対応は難しくなっている。こうした背景となる経済基盤の環境変化に対応しつつ、日本の制度会計における財務報告の目的観に焦点をあてて議論を進めていきたい。

2.1 2つの財務報告目的を巡って

財務報告目的として掲げられる「利害調整（利益計算）」と「情報提供（情報開示）」を下敷きにする「会社法—スチュワードシップ」と「金融商品取引法—意思決定有用性」の緊張関係から現状を直視すると、日本ではいかなる「S-N」型財務報告モデルに主眼をおくべきかを検討する必要がある。

まず、法的なレベルから「利害調整」目的を解釈すると、商法第 218 条の規定により、日本の株式会社の会計は会計年度毎に会社はその年度に獲得した利益の発生事由と年度末における会社財産の状況を株主総会に報告し、その承認を受けることによって当該年度の取締役の受託責任は解除され、取締役の提案した利益の処分案を総会が議決することによって利益処分の執行を含む次会計年度の受託責任を賦課される仕組みでなければならないことを法制度として確立したものであると記している¹⁰⁷。また、斎藤（2016）日本の商法の会計制度は株主や債権者に会社の情報を伝えるための開示規制の観点と、債権者と株主の間で利害を調整する（株主への会社財産の分配が債券の当初の価値を希薄化しないようにする）ための配当規制の観点との両方を同時に備えていると指摘している¹⁰⁸。このように第 2 章で指摘している「S・N」型財務報告モデルにおける会計の本質は、企業の損益計算（成果計算）にあるといえる。

図 2 商法における時価評価導入－開示規制と配当規制の調整方式－



(出所)石川純治(1999)『時価会計の基本問題:金融・証券経済の会計』, p.125.

図 2 で示したように、商法第 290 条 1 項 6 号における商法会計は、投資家への情報提供に目的の面を強調しながら分配可能額算定の面も維持している。しかし、商法会計はあくまでも受託責任および債権者保護、さらには利害調整に目的があるため、「公正な会計慣行」を解釈する場合商法会計の目的に縛られると指摘している¹⁰⁹。それに対して、証取法の会計制度は、潜在的な資金提供者を含む投資家

¹⁰⁷ 片野一郎（1976）「商法制定の日本会計制度史上の意義」青木茂男編『日本会計発達史：わが国会計学の生成と展望』, p.66.

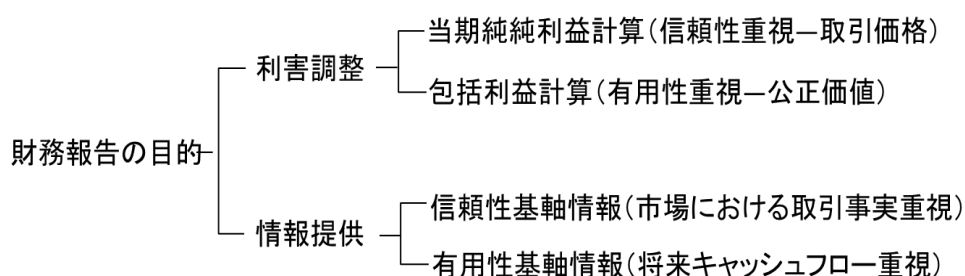
¹⁰⁸ 斎藤静樹（2016）『企業会計入門：考えて学ぶ [補訂版]』, p.230.

¹⁰⁹ 江部秀義（2006）『『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』（1998）の意義』『現

への情報開示が主題となる¹¹⁰。つまり、商法の立場から議論を進めると、財務報告に関わる目的を処分可能利益の計算を基本とする「利害調整」目的に見出すことが可能であり、「受託責任（スチュワードシップ）」は日本型株式会社の特性であることが理解できる。すなわち、日本の財務報告モデルは企業内部でコントロールしていたガバナンスの体系を強く意識し、インサイダー・コントロールシステムに準拠して利益計算（「S-N」型）の中心としてになっている。

しかし、図 2 に示した商法会計には情報提供目的が存在しており、金融商品を時価評価する必要性がでてくる。このことは商法における従来からの取得原価主義の会計から金融商品を時価評価することが必要であることを主張し、商法会計に対して新たな制度の導入を促しているといえることができる¹¹¹。すなわち、財務報告に関わる「利害調整」目的に見出すことは現状に不適切な結果を招くことになり、市場の要請が高まる「情報提供」の側面を重視すると財務報告の体系を変化する（図 3 を参照）。

図 3 財務報告の目的の分類



(出所) 渡辺泉(2016)『帳簿が語る歴史の真実:通説という名の誤り』, p.142 により一部修正。

つまり、一般に、現在の財務報告の目的において情報提供（「D-C」型財務報告モデル）への傾倒は、利害調整（「S-N」型財務報告モデル）への関心を低減させてきたといえる。こうした視点を踏まえながら、市場環境の変化は「利害調整」から「情報提供」へに移行するに際してどのような影響を及ぼしたのか、代表的な見解を参照しながら検討を加えておきたい。

代社会文化研究』第 37 号, p.223.

¹¹⁰ 斎藤静樹, 前掲書, p.230.

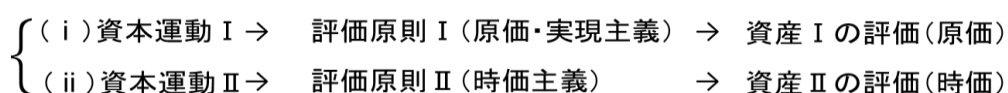
¹¹¹ 江部秀義, 前掲稿, p.223.

2.2 「利害調整」と「情報提供」との関係

これまでに述べた「利害調整」(「S-N」型財務報告モデル)から「情報提供」(「D-C」型財務報告モデル)へとシフトする理由を考えると、まず財務報告をとり巻く市場環境の変化に着目して検討を加える必要がある。

まず、石川(1999)は「原価・実現主義会計の枠組みは、(i)生産・商品資本の循環運動(資本運動Ⅰ)に即した会計的捕捉の枠組みであり、(ii)貸付・擬制資本の循環運動(資本運動Ⅱ)までもともに補足する枠組みをもっていないのではないか。後者の資本運動はそもそも原価主義会計の枠組みとは別枠のもとで捕捉すべきではないか。それを仮に原価・実現主義(評価原則Ⅰ)と区別して評価原則Ⅱとしてみる。そして、前者との区別から特定の会計評価を導く論理を展開してみる。仮に、その原則Ⅱから何らかの時価評価が主張されるなら、現行の財務会計の枠組みは次の2つの評価原則から構成されることになる」として図4を示す現代の財務報告の枠組みを分析している¹¹²。

図4 現行の財務報告の枠組み



(出所)石川純治(1999)『時価会計の基本問題:金融・証券経済の会計』, p.15.

また、武田(2007)は、20世紀の後半から21世紀になると産業構造が大きく変化し、物財(実物資本)を保有するということだけでは十分な収益を期待できなくなり、それを有効に利用して利益を上げるために市場経済において他企業との差異性を作る必要があると述べている¹¹³。この差異の創出のためには、物的資産と互いに作用する「人の力」、とりわけ人的資源が保有する知識という「無形資

¹¹² 石川純治, 前掲書, p.15.

¹¹³ 武田隆二(2007)『産業経済の変化』に伴う『会計のあり方』:新社会法と会計のあり方(その二)『會計』171巻2号, p.141.

産」に頼らなければならないことを指摘する¹¹⁴。さらに、金融財を取引対象とするセクターがそうした性質を有するようになってきていることの現れから、一企業がプロダクト生産と金融財取引との 2 つの経済セクターから成り立つとき、そこで機能する経済ルールは自らの抱くコンテンツが異なることから、異なる会計ルールによってこれら 2 つの経済セクターを描写しなければならないことを主張している¹¹⁵。

これら異なる会計ルールに関して、石川（2014）は計算主体が企業内の経営者であり（経営者本位会計）、さらに実物資産（実物経済、現実資本）に関わる資本維持（実物資本維持）を基軸とした時価会計問題（資産評価と費用計上の問題）と、実物ではなく金融優位の経済（金融>実物）という経済的基礎を受けた時価会計との交錯として現象化している¹¹⁶。こうした現象化を現行の財務報告はどう受け止めどうのように対応すべきなのであろうか。

さらに、辻山（2013）は「資金を投下して商品を購入し、それをより高い金額で販売するビジネスモデル、あるいは生産設備や原材料に資金を投下して製品を製造・販売するビジネスモデルのようなゴーイング・コンサーンを前提としたいわゆる実体経済に根差した産業資本的な経済社会のもとでは、伝統的に資金の回収は商製品の販売によって達成されるのが常であった¹¹⁷。一方、現代の金融経済を前提にした金融資本主義的な経済社会のもとでは、従来型のいわゆる伝統的な事業投資とは異なる視点で投下資金の運用・回収がはかられている¹¹⁸。このビジネスモデルのもとでは、ある意味では従来の外部投資家（アウトサイダー）がいわば内部（インサイダー）化しているとみることができるかもしれない」との分析結果を示している¹¹⁹。

このように考えると「S-N」型と「D-C」型財務報告モデルは 2 つの異なる企業

¹¹⁴ 武田隆二，前掲稿，p.141.

¹¹⁵ 武田隆二，前掲稿，p.148.

¹¹⁶ 石川純治，前掲書，p.111.

¹¹⁷ 辻山栄子（2013）「現代会計のアポリア：対立する 2 つのパラダイム」『早稲田商学』第 434 号，p.180.

¹¹⁸ 辻山栄子，前掲稿，p.180.

¹¹⁹ 辻山栄子，前掲稿，p.180.

活動と対応しているが、とりわけ「利害調整」は財務報告の第一義的な目的であることが理解できよう。一方、近年、市場の要請が高まる「情報提供」の側面を重視するならば、投資家の求める意思決定に有用な情報である公正価値会計の必要性も看過できない。したがって、市場環境が著しく変貌を遂げる現状を勘案すると、財務報告に対しても多様化する経済システムに準拠した新たな視点が求められることになり、「利害調整」と「情報提供」の両側面を1つの体系の中で共存させる体系が求められることになろう。すなわち、「S-N」型と「D-C」型財務報告モデルが1つの体系の中で共存する姿が見られる。

言い換えれば、株式市場の変容など経済環境の変化に伴って財務報告へのニーズに差異が生じた場合には、利用者ごとに異なる会計情報を提供しなければならないが、こうした異なる会計情報をどのような考えに基づいて計算し、どのような形態で提供するかが問われることになる。そこで、以下においては利益の質の違いに着目し、財務報告モデルのあり方を考察してみたい。

3. 財務報告モデルと利益概念との関係：利益の質の違い

財務報告モデルを巡る問題は、利害調整を目的とする分配可能利益の「計算」と、意思決定に有用な情報提供の「開示」という2つの目的観の対立に起因している点はこれまでの指摘の通りである。前者は原価主義¹²⁰に基づき、産業資本主義を前提として歴史的な原価会計に立脚した「当期純利益」の算定目的を堅持し、そこで算定される分配可能利益を受託責任解除の手段としての会計情報開示することを財務報告の目的とする。後者は時価主義¹²¹に基づき、金融資本市場を前提としながら公正価値会計の導入による実態開示思考を一層強め、時価測定によって把握される「包括利益」を会計情報として開示することが意思決定に有用であるとする財務報告の目的である。

¹²⁰ 企業の期間損益と期末資産額の測定を価値（取得原価）に基づいて行う会計測定の枠組みを指す。

¹²¹ 原価主義との対比において、時価主義は資産と費用またはそのいずれかについて公正価値評価を原則とする体系と見ることができる。

これら 2 つの利益概念は、『討議資料』において資産と負債の評価が純利益計算の結果として導かれている場合には事業投資は原価、金融投資は時価で評価しても純利益と包括利益の間に差異は生じないと主張している¹²²。しかし、資産と負債の評価ルールが純利益計算とは別の視点から独立して導き出されている場合には両者は一致しないと指摘している¹²³。この点を解明するために、利益の質の違いに着目してさらに掘り下げて考察を行いたい。

3.1 「計算」から「開示」へ

まず、利益情報に求められる情報の質の特性は、当期純利益と包括利益のそれぞれがその測定段階で有する特徴によって影響を受ける。包括利益の測定の特徴は資産と負債の公正価値評価と直結していることであり、当期純利益の測定の特徴は企業が実践した市場取引の成果が集計される点にある¹²⁴。それでは、どのような経緯を辿ってこのような結果に至っているのか考察することにしよう。

企業会計はその成立の当初は企業主また企業の所有主のために、彼の所有する財産の管理目的のために行われたとみられる¹²⁵。その場合、その会計計算の結果は企業主に対して報告することとしており、また企業会計そのものの目的も主として企業主のために彼の所有する財産の状態を明らかにする点にあった¹²⁶。

会計学は財産変動の「結果の計算」と「原因の記録」と「結果と原因の対照」という 3 つの手続きから構成されるが¹²⁷、この 3 つの手続きから「計算」が中心に据えられ、会計学の利益計算を支える計算構造としての複式簿記の第一義の役割は、損益計算にあると主張されてきた¹²⁸。

日本の商法は、昭和 38 年に改正されるまでは財産評価いわゆる時価以下主義を

¹²² 辻山栄子（2007）「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解討議資料・財務会計の概念フレームワーク（第 2 版）』中央経済社，p.145

¹²³ 辻山栄子，前掲稿，p.145

¹²⁴ 桜井久勝（2010）「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』第 62 巻第 1 号，p.45.

¹²⁵ 阪本安一（1976）「戦後日本会計学の発展」青木茂男編『日本会計発達史：わが国会計学の生成と展望』，p.116.

¹²⁶ 阪本安一，前掲稿，p.117.

¹²⁷ 岩田巖（1955）『利潤計算原理』同文館，p.13.

¹²⁸ 渡辺泉，前掲書，p.144.

とり、純財産増加税に基礎を置く利益概念を採用してきた。これに対して、今日の資産評価は原則として原価主義を採用すると規定されているが、これは企業の経営的努力の結果として生じる経済的効果を意味する。こうした経済的効果を目的とする会計処理上の原則としては「費用収益対応の原則」の存在がある。この原則によって企業会計は企業財産の増減を引き起こす主たる原因となる企業の経営活動を対象として、これを原因と結果との両側面から記録する複式簿記の技法を用いて解明することをその役割とするに至っている¹²⁹。このように、企業会計の主目的は財産計算目的から損益計算目的に移るに至り、損益をその発生原因別に把握する方向に移行していくことになる。企業会計上の損益計算書に基づく「純利益」を重視する傾向がこの段階で始まったことを意味する。

しかし、鎌田（2011）は、1968年までの一部の包括利益の構成要素を損益計算書で表示すべきか、あるいは剰余金計算書で表示すべきかが大きな論争点になっている点を指摘している¹³⁰。加えて、包括利益は今日定義されている純利益のほかに、損益計算書をバイパスする利益と損失の要素が含まれる点も指摘する¹³¹。つまり、現在、実現していない一部の利益として認識すべきことが提案されている。この「一部の利益」とは『討議資料』では、「実現可能」概念と解釈されており、実現可能なもののうちのどこまでが利益に算入されるべきか、さらには投資の成果と考えてよいかという点をより明示的に表現した概念である。さらには、実現可能概念を実現概念の拡張と捉えると、投資家に対して極めて重要な情報であると受け止められる。

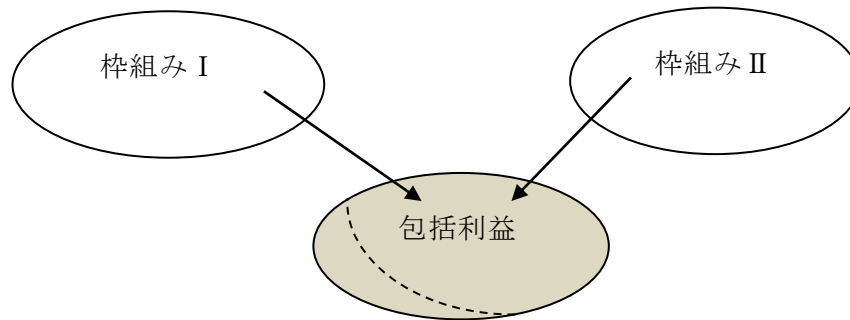
そこで、包括利益のうち純利益に算入されない部分を「その他の包括利益」の繰越額として純資産の一部に含め、それがやがて純利益すなわち投資の成果としての適格性を備えることになったときに、「その他の包括利益」からマイナスして純利益に繰り入れるリサイクリング（再分類）が必要となってくる。図5に示したように包括利益に関して2つの計算枠組みが想定理解できる。

¹²⁹ 阪本安一，前掲稿，p.122.

¹³⁰ 鎌田信夫（2011）「キャッシュ・フローによる収益の測定：包括利益の導入に関連して」『南山大学紀要・アカデミア／社会科学編』新編第1号，p.4.

¹³¹ 鎌田信夫，前掲稿，p.5

図 5 2つの計算枠組みに関する包括利益



(出所) 石川純治(1997)「時価会計と損益計算: 包括利益計算書を中心にして」『経営研究』第48巻第1号, p.45.

周知のように、有価証券取引の会計処理については、売買目的のものと売却可能なもの利益計算上の扱いが2つに分かれている。いずれも実現可能であるにも関わらず売買目的の方は利益に算入されるが、売却可能の方は利益に算入されず、「その他の包括利益」に含まれる。

この点に関して、辻山(2007)は、「純資産の期間差額である包括利益を客観的に導き出すためには、純資産が客観的に測定されている必要がある。そのためには、まず企業の保有するすべての資産と負債が客観的に測定(評価)されていなければならない」と述べている¹³²。したがって、包括利益を測定するに際しては、「評価の恣意性」という壁を避けて通ることはできなくなる。財務会計の国際的調和化の問題がIFRSという形で迫っている今日、公正価値基準を全面的に否定することもできないのも事実である。そのため、現在の日本は自国基準を維持したうえで、国内事情などに配慮しながらできる限りIFRSに近づけるアプローチを採用しているのが実情である。そこで、利益概念を巡る2つのアプローチ議論を深めていきたい。

3.2 利益概念を巡る2つのアプローチ

まず、本課題を検討するにあたってその歴史的な経緯としては、収益費用アプ

¹³² 辻山栄子(2007)「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』第19巻第11号, p.33.

ローチに依拠して利益計算を行う場合の収益や費用の期間配分の恣意性を極力小さくすべく、経済的資源ではないものを無制限に将来に繰り延べたり、経済的義務ではないものを無制限に見越し計上することに歯止めをかけるために、資産負債アプローチが収益費用アプローチの補完的な役割を担ってきた点から考察を行う必要がある¹³³。つまり、初期の資産負債アプローチは、キャッシュ・フローの存在を前提として、発生主義会計の枠組みの中でキャッシュ・フローの配分を行っていく際の、繰延べコストの資産性と見越しコストの負債性を、資産・負債の定義に照らして判断するというアプローチであった¹³⁴。

上記の問題に対応するために、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan : ASBJ）は 2010 年 6 月に企業会計基準 25 号『包括利益の表示に関する会計基準』を公表しており、その中で「包括利益」の名称の導入と包括利益情報の表示形式として「一計算書形式」と「二計算書形式」を用いることを規定した。当該基準の公表により、ASBJ は IASB を中心とする包括利益情報の開示を受け入れる姿勢明らかにしたと考えられる。

企業会計基準第 25 号における「その他の包括利益」とは、包括利益のうち当期純利益および少数株主損益を含まれない部分をいう。その他の包括利益は、個別財務諸表においては包括利益と当期純利益との間の差額であり、連結財務諸表においては包括利益と少数株主損益調整前当期純利益との間の差額である。連結財務諸表におけるその他の包括利益には、親会社株主に係る部分と少数株主に係る部分が含まれる。

また、その他の包括利益はその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定等の項目ごとに表示するとされる（第 7 項）。そして、それぞれの項目ごとに税効果を控除した後金額で表示するか、税効果控除前の金額から税効果を控除する形式で表示することになる（第 8 項）。また、当期純利益を構成する項目のうち、当期または過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分を組換え調整額といい、これをその他の包括利益の内訳項目ごとに注記することになっ

¹³³ 辻山栄子（2013），前掲稿，p.141.

¹³⁴ 辻山栄子（2013），前掲稿，p.141.

ている（第9項）。

上記の見解に見られるように、その他の包括利益と当期純利益に関する情報と併せて利用するは、投資家に対して情報の全体的な有用性を高めることに主目的がある。この見解を踏まえると、その他の包括利益の存在意義も明らかとなり、一計算書方式もしくは二計算書方式の採用によって「その他の包括利益」も企業業績を測定する尺度として重視されるようになった背景が明らかとなる。

このように、利益の質の違いを巡る問題は資産負債アプローチ（資産負債中心観）と収益費用アプローチ（収益費用中心観）のいずれかを中心に据えて利益を導き出す場合に生じる問題であることが理解できよう。すなわち、「情報提供」目的は「短期」的な将来キャッシュ・フローの予測、「利害調整」目的は「中・長期」的な将来キャッシュ・フローを予測することに主眼を置いており、投資意思決定に有用な情報を提供することは投資者と企業との利害の調整を意味している点を踏まえれば、「情報提供」目的は「利害調整」に含まれると解釈することが可能である。したがって、「S-N」型と「D-C」型財務報告モデルは排他的関係ではなく、相互に内容を補完し合う共存共栄の関係と捉えなければならないであろう。こうした理由から「A-F」型財務報告モデルが登場してきた。

4. まとめ

本章は日本における財務報告モデルの整理から分析にとり掛り、そこから財務報告目的を達成するための利益の質の違いに議論を進めて考察を行った。その結果、「利害調整」目的は長期的な観点に基づく投資戦略に適した考え方であり、「情報提供」目的は短期志向に基づく考え方と位置づけられる。このように2つの財務報告目的を位置づけると、両者は二律背反的ではなく、共存共栄の関係にあると捉える必要がある。

今日の市場経済的環境を考慮すると、2つの利益概念はお互いを補完し合う共存共栄の関係にあり、『討議資料』で提示されたハイブリットな利益概念（「純利益」と「包括利益」の混合モデル）は、「A-F」型財務報告モデルに反映されていると

受け止めることができる。次なる検討課題は、「A-F」型財務報告モデルを基本としてキャッシュ・フロー情報を中核に据えた枠組みと、評価損益などを含む「包括利益」概念、すなわち実現利益としての当期純利益計算を重視する計算構造から一部未実現利益を含む計算の構造の新たな財務報告の枠組みの検討が要請される。

第6章 会計上の利益概念とキャッシュ・フロー情報の意義と役割

1. 問題の所在

現在、従来の損益計算書のボトムラインに位置づけられた「純利益」から IFRS が提案する包括利益計算書に表示される「包括利益」へと移行が進んでいる。それでは、これら 2 つの利益概念とキャッシュ・フロー情報とをどのように連携させれば「利害調整」（計算）と「情報提供」（開示）という 2 つの財務報告目的を充足できるのだろうか。すなわち、「A-F」型財務報告モデルが有するインサイダーとアウトサイダーの両面のガバナンスシステムが接近し、交錯する点はどのような部分にその特徴があるのか確認する必要がある。

本章の目的はこの点を明らかにすることであり、具体的には会計上の利益概念とキャッシュ・フロー情報との関係性と利益の測定方法について検討を加えることにより、「市場」と「ガバナンス」を基軸とした財務報告の今後の方向性を提示することにある。

2. 2 つの利益概念を巡る諸問題

それでは、会計上の利益概念とキャッシュ・フロー情報との関係性を検討するあたり、まず純利益と包括利益の概念の整理からとり掛かる。さらに、2 つの利益概念の有用性に焦点あててその特徴を明らかにしたい。

2.1 Hicks の利益概念の検討

既に述べたように、利益概念は財務報告として重要な位置を占めているが、利益に関する多様な定義を再検討すると 2 つの類型に大別できる。それらは従来の収益費用アプローチに基づく「純利益」概念と資産負債アプローチに基づく「包括利益」概念の 2 つの類型である。この包括利益は、斎藤（2013）によると経済的な意味での所得にあたるといわれたり、資産や負債を時価ないし公正価値¹³⁵で統一的に評価すればするほど経済的所得¹³⁶（以下「経済上の利益」という）に近づくとみられたりすること

¹³⁵ 公正価値（fair value）という語は、市場価値、将来収入の割引現在価値、ときには数理モデルによる資産・負債の評価額を表す。

¹³⁶ 本章では、「会計上の利益」と対比して説明するために、経済上の利益（経済的利益＝経済

も少ないと述べている¹³⁷。この点を踏まえ、こうした経済上の利益は IFRS が主張する「包括利益」概念の土台を形成するものなのかどうか考えてみたい。

まず、経済学の観点に立つ経済上の利益について考えると、英国では Hicks の経済上の所得概念（所得＝利益¹³⁸、以下、「利益」と言い換える）に基づいて理想的な利益測定の構築が試みられてきた。Hicks の利益概念は 3 つに分けて整理されているが、本博士論文では第 1 と第 2 の利益概念に絞って議論を行うことにする。

第 1 の利益概念は、「もし（貨幣額としての）見込収入の資本価値を増減なく維持するという期待があるべきならば、1 期間のうちそれ以上を費消することのできない最大額」と定義され¹³⁹、「資産価値維持¹⁴⁰」を利益概念の中心として捉えている。続いて第 2 の利益概念は、「個人が今週に費消し得て、しかもなおこれに続く各週に同じ額を費消しうることを期待できるような最高額」と定義される¹⁴¹。Hicks の第 1 の利益概念は利子率¹⁴²が一定の場合、事前（事後）資産価値、収入および割引率の関係は、次の公式のように表わせる。つまり、事前利益、事後利益、期待収入はすべて同額となるが事前の利益は期待利益と呼ばれ、事後の利益は実現利益に等しくなる。ここにウィンドフォールが生じないとき、「収入＝利益」となる。ウィンドフォールとは、「期待外の要素」という意味を持つ。

$$\text{事前（事後）資産価値} = \frac{\text{収入}}{\text{割引率}} \dots\dots\dots (1)$$

このような計算思考に関して、図 6 を参照しながら考察と加えると、斎藤（2013）は次のように説明している。「もし将来の予測が完全で事後の事実が事前の予想どおりに生起する状況を前提とすれば、 $V_1 = E_0(V_1)$ かつ $V_0 = E_1(V_0)$ となるから事前の利益と事後の利益は等しくなり、いずれも期首（ $t=0$ ）・期末（ $t=1$ ）それぞれの市場価

的所得)の言葉という用語を用いる。経済的利益 (economic income) とは割引現在価値で評価した企業純資産価値 (資本) の一期間における増加額である。(神戸大学会計学研究室編 (2007)『会計学辞典・第 6 版』同文館, p.336)

¹³⁷ 斎藤静樹 (2013)『会計基準の研究・増補改訂版』中央経済社, p.86.

¹³⁸ 辻山栄子 (2004)「国際会計基準の争点: 2 つの利益概念をめぐる意見対立」『商学研究科紀要』第 59 号, 早稲田大学, pp.1-14. 本博士論文における「所得」と「利益」は同じ意味で用いている。

¹³⁹ Hicks, J.R (1964): *Value and Capital*, Clarendon Press, second edition. (安井琢磨・熊谷尚夫訳 (1995)『資本と価値』岩波書店, p.306.)

¹⁴⁰ 本博士論文の資産価値はキャッシュ・フローを意味する。

¹⁴¹ 安井琢磨・熊谷尚夫, 前掲訳書, p.307.

¹⁴² Hicks の第 1 の所得概念が完全市場の前提にある場合には、利子率と割引率は同じである。

格で測った実際の資本価値増分「 V_0-V_1 」で表される。このケースだけはウィンドフオールがなく、最近の表現を使えば最近『公正価値』で測定した純資産の変動分にあたる包括利益がそのまま経済的所得の指標になるのである¹⁴³。ここでいう「純資産の変動分」とは、資産そのもの（ストック）の価値増分であり、貸借対照表に基づいて算定される資産価値の額を指す。

[取引例1]¹⁴⁴（単位：円）

- ①期首に期待されている平均利益率＝10%。
- ②市場の利子率一定、および物価変動率はゼロで期待通りである。したがってウィンドフオールはない。
- ③期首、商品（@100×10個）を現金購入。これ以外に資産、負債はない。
- ④期末の販売市場の価額は1個110で、合計1100のキャッシュ・フローとして流入し、企業にとどまる。
- ⑤ 収入は $1100-1000=100$ である。

つまり、公式（1）に基づき、「事前（事後）資本価値＝ $(100/0.1=1000)$ 」期待される1000の将来のキャッシュ・フローの現在価値が計算できる。これは100消費しうる最大額である。この点について藤田（2011）は、資本価値のマネータームの維持は当時にリアルタームから見ても維持つながっているから、マネータームとリアルタームが一致すると指摘する。すなわち、このタイミングで図6に示すようにウィンドフオールは存在せず、資本価値増分は「 V_0-V_1 」で表されることとなる。

こうしたウィンドフオールが存在しないことを前提とすると、利子率が一定であるという理想的状況下において、経済上の利益概念である Hicks の第1の利益概念と IFRS が主張する「公正価値」で測定した「包括利益」は計算思考が一致していることができよう。

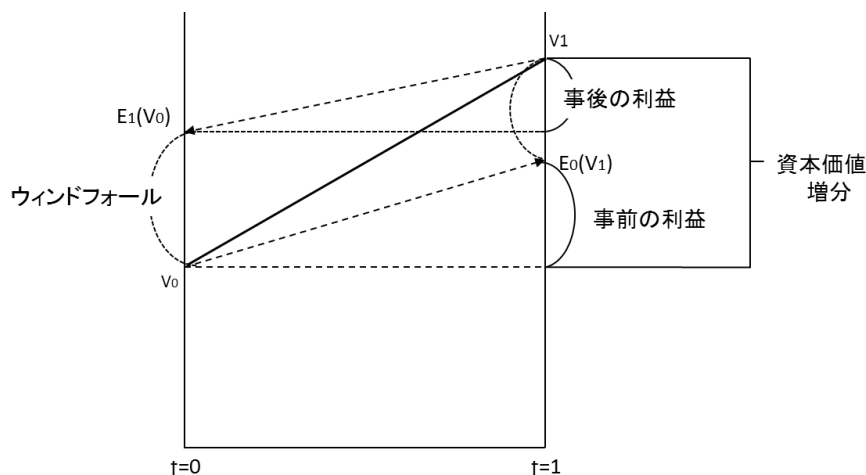
しかし、予測が不完全で期待外の価値変動があるときは、事前・事後いずれの利益も市場価格からは得られない現実に直面した場合、事前の利益と事後の利益の数字が

¹⁴³ 斎藤静樹（2013）『会計基準の研究・増補改訂版』中央経済社，p.91.

¹⁴⁴ 藤田昌也（2011）「ウィンドフォールの行方」『熊本学園会計専門職紀要』第2巻，p.4を参照。

一致するとは限らないという点が顕在化する¹⁴⁵。この点について、「取引例 2」を用いて考察してみよう。

図 6 事前・事後の利益とウィンドフォール



(出所) 斎藤静樹 (2013) 『会計基準の研究 (増補改訂版)』中央経済社, p.90.

[取引例2] ¹⁴⁶ (単位: 円)

- ①期首に期待される平均利益率=10%、物価の上昇率はゼロ。
- ②期待された平均利益率は期待に反して20%であった。
- ③期首に500の資本価値を有する商品 (@100×10個) を購入。これ以外に資産、負債はない。
- ④平均利益率は20%であるので、期末の販売市場の価額は1個120、合計1200のキャッシュ・フローをもたらした。
- ⑤収入は1200-1000=200である。200になるということは、事前の期待利益100とウィンドフォール100もこの収入に含まれることにある。

取引例 2 から事前の利益と事後の利益の数字が不一致となることが明かとなり、Hicks の第 2 の利益概念という消費し得る最大の額は 200 ということになる。ここでウィンドフォール 100 を明らかにするにはどのような利益を採用すべきなのかもう少

¹⁴⁵ 斎藤静樹, 前掲書, p.91.

¹⁴⁶ 藤田昌也, 前掲稿, p.5 を参照。

し検討を加えると、最終的には損益計算書に基づく純利益に辿り着くことになる。

2.2 Beaver の利益概念の検討

上記の Hicks が提唱した経済上の利益概念に対して、1960 年代の終わりに Beaver は発生主義の会計上の利益概念を提唱し、次のように少なくとも 2 つの理由を述べている¹⁴⁷。

- ①企業の資産と請求権がひとたび不完全市場にさらされると、完全市場¹⁴⁸を前提にした経済的利益概念はたちまちその明確性を失ってしまう。例えば、確実性という単純なケースでは、企業の価値は将来キャッシュ・フローの現在価値によって表わされる。現在価値モデルは、事実上、多期間のキャッシュ・フローを現在価値と呼ばれる 1 個の数字に折りたたんでしまう。完全市場はキャッシュ・フローというベクトルを 1 個の数字によって表わすことを十分に可能とする。しかし完全市場が存在しないならば、そうした折りたたみ操作の特性がハッキリしなくなる。すなわち、財務諸表に報告される資産と請求権の多くが不完全市場に置かれると仮定すれば、経済上の利益概念はその明確性を失うことになる。したがって、財務諸表データが表わそうとする“理想”は概念的にハッキリしなくなってしまう。
- ②請求権（例えば、市場性ある持分証券）のためのレリバントな市場が存在するような状況においても、経済上の利益概念のもとでは財務報告の“最良の”方法が何かについて合意に達することは不可能であるように思われる。経済上の利益概念を採用するときに明らかとなる利害よりも、実際にもっと多くの利害が財務会計基準の設定をめぐる存在しているように思われるからである。すなわち、株主、債権者、財務アナリスト、規制機関（例えば財務会計基準審議会や証券取引等監視委員会）、経営者、そして監査人のようなさまざまな集団もしくは財務報告環境の構成母体が、財務報告基準や規制をいかに選択するかによって異なる影響を受けることになる。したがって、いかなる基準や規則が選択されるかということに利害関係をもっている。こうした利害は、経済上の利益概念の枠組みの中には組み込まれていない。経

¹⁴⁷ Beaver, W.H. (1981). *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, Prentice-Hall, p.4. (伊藤邦雄訳 (1986)『財務報告革命』白桃書房, p.8)

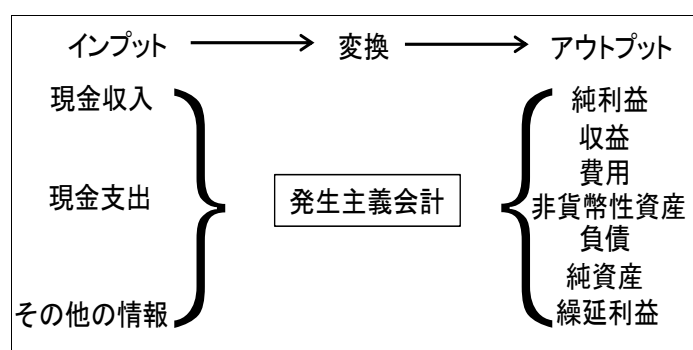
¹⁴⁸ 完全市場の概念は確実性下と同じであり、商品や請求権の売買が取引費用ゼロで行われる。完備市場とは将来キャッシュ・フローに対する商品や請求権を売買するための整備された豊富な市場が存在することを意味する。これに対して不完全・完備市場は、基本請求権の中では取引できないものも存在する (伊藤邦雄, 前掲訳書, p.107-124)

済上の利益概念は、財務報告基準がどうあるべきかについて合意を導くことはできず、またそうした合意が得られない理由もこの概念ではうやむやになってしまう。

上記の 2 つの理由を踏まえて、発生主義の会計効果の問題をどのように捉えるのか検討すると（図 7 を参照）、「発生主義会計は将来のキャッシュ・フローに対する経営者の期待を反映しており、それは過去・現在のキャッシュ・フローよりも包括的ともいえる情報システムを基礎とする。発生主義会計は必然的に将来に関わる非明示的もしくは明示的な予測を伴うことができ、発生主義会計は現金収支に含まれない情報を伝達できるのである」との記述にも示されている¹⁴⁹。

すなわち、ここでは発生主義に基づく将来のキャッシュ・フローに対する経営者の意図を考慮した会計上の利益概念の有効性が明示される。そこで、発生主義に基づく項目（減価償却費など）の計算において、均等に費用配分することができ、適正な期間損益を把握することができる点に着目したい。このことはもし継続的な事業活動を財務報告年度別に正確に測定しなければならないものとするならば、必要なのは仮定であることを Edward & Bell は訴えている¹⁵⁰。つまり、企業の将来コストを確実に把握することによって、長期的な持続的成長につながると考えられるからであり、ウンドフォールが存在する不完全市場においては Beaver が提案する会計上の利益概念は有効に機能すると考えられる。

図 7 発生主義会計のプロセス



(出所)伊藤邦雄, 前掲訳書, p.11 より一部修正.

¹⁴⁹ 伊藤邦雄, 前掲訳書, p.11.

¹⁵⁰ Edwards, E.O. and Bell, P.W. (1961). *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press. (中西寅雄監修, 伏見多美雄, 藤森三男訳 (1964) 『意思決定と利潤計算』日本生産性本部, p.18)

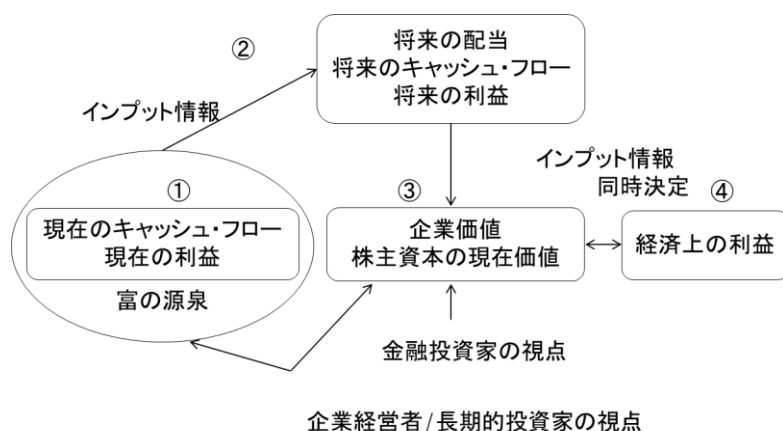
以上のように、Beaver の見解はキャッシュ・フローの配分・繰延情報が企業の持続性と結びつくと考えられ、利益がすでに期間配分され平準化されている。すなわち、この考え方は財務諸表の比較可能性を確保する観点から導出されたものであり、損益計算書に基づく会計上の純利益の重要性を明示するものと受け止められる。さらに、こうした会計上の純利益は株主への分配可能利益の算定という目的と密接不可分の関係にあると推察される。こうした特徴は「S-N」型財務報告モデルにみられるものであり、組織内部のステークホルダー間の利害をいかに調整するのかがこの財務報告の主たる目的であった。

2.3 日本に求められる利益概念

上記の Hicks、Beaver の提唱した利益概念を整理すると、今日の議論が展開されるかなり以前から会計上の「包括利益」と「純利益」という異なる 2 つの利益概念が存在していたことが明らかにされた。では、次なる課題としてこれらの利益概念に照らしながら、日本における現代の会計学に求められる利益概念に関して検討を加えたい。

現在、金融資本市場が浸透する経済環境を直視すると、桜井（2014）が指摘するように「事後の実績利益が市場の全体事前の予想利益から乖離する度合いが大きければ企業業績評価の不確実性の程度が大きいことを意味しており、会計上の利益情報の提供が必要である」ということになる¹⁵¹。つまり、現在不確実的要素が生じている状況において、会計上の利益情報の提供というのは純利益と包括利益が両者ともを含意しており、さらなる確実性の高いキャッシュ・フロー情報の重要性が一層高まる。

図 8 ストックとフローの規定関係



¹⁵¹ 桜井久勝（2014）「財務会計のイノベーションの回顧と展望」『會計』第 185 巻第 1 号，p.2.

(出所)辻山栄子, 前掲書, p.13 より筆者作成。

そこで、辻山（2015）が提示した図8の「ストックとフローの規定関係」に照らして、キャッシュ・フロー情報を中核に据えた③の企業価値評価のあり方について検討を行いたい。図9に示したように、①は企業ないし富の源泉（経済資源）から現在生み出されているフロー（純利益）を示し、②は当該経済資源から生み出される将来のフローを表し、④は当該資源（ストック）の価値を表し、資産の増減額（包括利益）を表している。

図8を参照しながら、「純利益」と「包括利益」とがどのように反映されているのか検討すると、投入される富の源泉は実物商品を対象としながら①から③で示された企業活動を行い、そこでどの程度のキャッシュ・フローが生み出されたのか忠実に描写すべく、各種のステークホルダーに対して情報を正確に伝達する点にある。このことは Beaver が示した会計上の利益（フロー思考に基づく純利益）が発生主義に基づくキャッシュ・フロー配分・繰延情報と一致している点と符合する。一方、導入される富の源泉は金融商品を対象としながら④の経済上の利益（包括利益）と連動するが、ウィンドフォールを考慮しない Hicks の第1の利益概念が示す「資産価値維持」はそのまま包括利益概念へと結びつく。

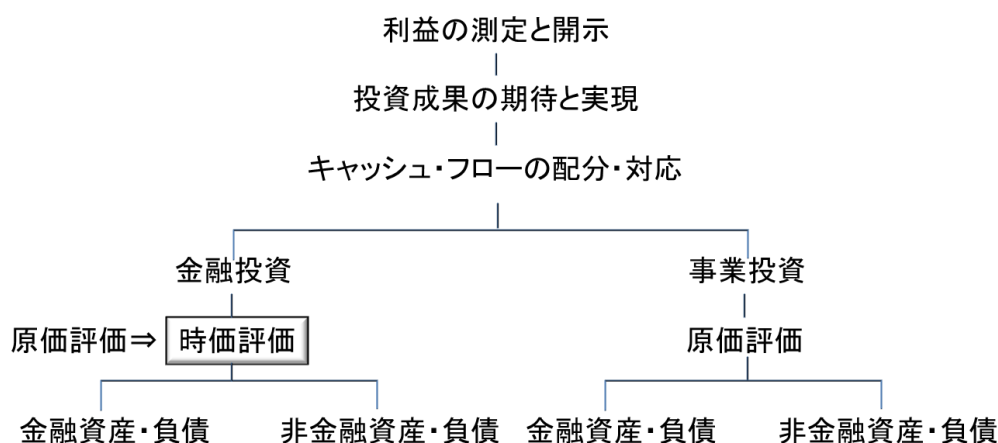
しかし、図8の③が示す矢印に沿って考えると、企業経営者および長期的投資家の視点から、株主資本の現在価値ないし企業価値を求めていることが理解できる。すなわち、損益計算書に基づく純利益を中心として「株主資本の現在価値」（配分）と貸借対照表に基づく包括利益に主眼を置く「企業価値」（評価）という2つの利益観が「融合」した形となっていることが明らかとなり、両者が交錯し収斂する「A-F」型財務報告モデルと位置づけることができる。

以上の新たな考え方を踏まえ、斎藤（2013）が提示した図9の「財務報告の仕組みの新たな構造」に照らして「A-F」型財務報告モデルが有する機能の1つであるキャッシュ・フロー情報を中核に据えた財務報告の構造について検討を行いたい。

図9に示したように、利益の測定と開示は投資成果の期待と実現に関して実際の売買（「事業投資」と「金融投資」）を要求するという立場から、「金融投資」については

その価格変動を成果としてのキャッシュ・フローと見るように再構成される¹⁵²。斎藤（2013）はそうした財務会計システムは原価配分とはいえず、キャッシュ・フローをアンカーとした事業投資と共通する期間配分のメカニズムに包摂されるものでもあると指摘する¹⁵³。すなわち、新たな財務報告の仕組みの構造—「実現利益」と「未実現利益」の双方を報告すること—は、企業価値形成のプロセスをキャッシュ・フロー情報の側面から捉えるモデルであり、こうした考え方は今後の財務報告のあり方を考えるうえで非常に有益といえる。キャッシュ・フロー情報はすべての利用者が等しく関心を寄せるグローバル企業の財務業績や安定性、さらには流動性に関して洞察を与えるものと位置づけられる¹⁵⁴。

図 9 財務報告の仕組みの新たな構造



(出所)斎藤静樹(2013)『会計基準の研究・増補改訂版』中央経済社, p.430。

したがって、今後の財務報告の方向性を考えるに際しては、従来の 2 つの財務諸表とキャッシュ・フロー計算書を連係する 3 次元的な発想に基づく「A-F」型財務報告モデルの構造を検討しなければならないであろう。ここでいう「A-F」型財務報告モデルの構造とは、「営業」概念の純化を図り、純粋な営業活動における利益とキャッシュ・フローとの関係を示すことに主眼を置く財務報告モデルを指す。こうした考え方

¹⁵² 斎藤静樹 (2013) 『会計基準の研究・増補改訂版』中央経済社, p.430.

¹⁵³ 斎藤静樹, 前掲書, p.430.

¹⁵⁴ Radebaugh, L.H and Gray, S.J and Black, E.L. (2006). *International Accounting and Multinational Enterprises, 6th Edition*, Susan Elbe. (小津稚加子監訳 (2007) 『多国籍企業の会計：グローバル財務報告と基準統合』中央経済社, p.275.)

に基づけば、包括利益を生み出す「純資産」とキャッシュ・フローを示す「利益」とを連係させ、企業価値を把握できる財務報告モデルの展開を模索する必要がある。

もしも 2 つの財務報告の目的観が交錯する「A-F」型の構造であるとするれば、実物商品を原価評価してフロー配分の枠組みである金融商品を時価評価するストック評価型の枠組みであり、「配分」と「評価」が併存して全体を構成しているという見方になる。こうした「配分」と「評価」を巡る利益測定モデルの構造変化に着目して、「純利益」と「包括利益」の有用性を比較・検討を行いたい。

3. 2 つの利益概念の有用性

日本の学界ではここ 10 余年、「純利益」と「包括利益」の有用性の問題をめぐり活発な議論がなされてきた。

その有用性を巡って、高（2011）は包括利益の有用性に関する仮説モデルを設定し実証的な分析と検討を行った¹⁵⁵。包括利益の構成項目と株式収益率の相関について分析を行ったが、包括利益関連（期首からの会計期間）の項目と純利益の開示された 1 年間の日経 225 企業を対象として、「株式収益率」と「包括利益情報」の関連性を検討した。会計情報を開示する日経 225 企業を対象を限定したために 1 年間という限定された小規模サンプルのもとでの検討作業となったが、検討結果は「純利益」に加え「その他の包括利益」という構成項目を付け加えた方が株式収益率にとってはプラスに作用するとの結論が得られている。

以上の結果を踏まえて考えると、新たな「その他包括利益」概念のうちどの範囲までが実現利益に算入されるべきか、さらには投資の成果と考えてよいか、利益の測定問題に関してさらなる検討が必要となる。

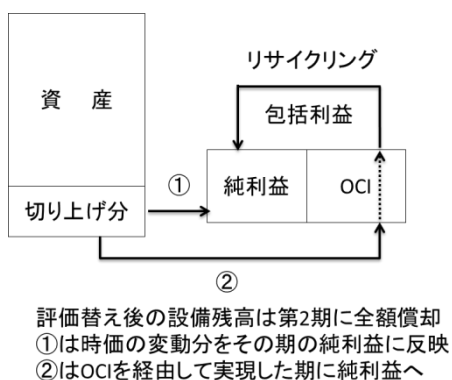
3.1 利益を巡る測定問題

資産負債アプローチと収益費用アプローチに基づく利益の測定メカニズムは、何を中心に据えて利益を導出するのかという考え方である。2006 年に公表された『討議資料』では、純利益を「何をもちて投資の成果と考えるのか」というルールに支えられ

¹⁵⁵ 高欽虹（2011）「財務報告論としての業績評価の方向性：包括利益情報の有用性をめぐって」『平成 24 度麗澤大学大学院国際経済研究科修士論文集』を参照。

た計算結果であると規定している¹⁵⁶。これに対して包括利益は、「資産と負債をどのような金額で認識測定するのか」というルールによって支えられた計算結果である¹⁵⁷。純利益は投資の成果のプラス要因とマイナス要因をグロスで捉えたものであり、両者の差額が投資の正味の成果、すなわち実現利益となる¹⁵⁸。このような流れで実現した利益を損益計算書に計上し、実現していない一部の利益をその他の包括利益として繰り越すこととなる。

図 10 包括利益と純利益との関係



(出所) 斎藤静樹(2016)『企業会計入門: 考えて学ぶ[補訂版]』有斐閣, p.24.

図 10 に示したように、①は資産の切り上げ部分をその期の「純利益」に反映させる。つまり、包括利益のうち、すでにキャッシュ・フローが確定してリスクから解放されている分が「純利益」となり、まだその条件を満たしていない部分が「その他の包括利益 (OCI)」となる¹⁵⁹。②はそれまで「OCI」に分類されていたものが、条件を満たして実現した期に「純利益」に算入されるプロセス、すなわち投資の成果としての適格性を備えたときに、「OCI」からマイナスして「純利益」に繰り入れるリサイクリング（再分類）の仕組みを意味する。

上記の考え方を有価証券の事例で考えてみると、「売買目的のもの」と「売却可能なもの」の利益計算の扱いが区分されている点には注意が必要であろう。いずれも実現

¹⁵⁶ 辻山栄子 (2009) 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」 斎藤静樹編著『詳解・討議資料: 財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社, p.145.

¹⁵⁷ 辻山栄子 (2009) 前掲稿, p.145.

¹⁵⁸ 辻山栄子 (2009) 前掲稿, p.146.

¹⁵⁹ 斎藤静樹 (2016) 『企業会計入門: 考えて学ぶ [補訂版]』有斐閣, p.178.

可能ではあるが、売買目的の方は「純利益」に算入され、売却可能の方は「純利益」に算入されずに「OCI」に含まれるからである。

以上のように、2つの利益概念は財務報告を行う上で相互補完の関係にあり、上記の考えに基づいて計算された利益概念は、「業績評価」と「企業価値評価」を巡る新たな財務報告の体系の扉を開く可能性を秘めている。

3.2 顧客との契約から生じる収益

近年の傾向として日本基準に基づく世界標準へのコンバージェンスが加速しており、収益の認識については2018年度から新基準が適用となる可能性がある¹⁶⁰。IFRSにおいて収益認識基準への対応については、2001年4月に国際会計基準審議会（IASB）はIAS第11号「工事契約」及びIAS第18号「収益」を採択した。両者とも当初は国際会計基準委員会（IASC）が1993年12月に公表したものであった。IAS第11号は、IAS第11号「工事契約の会計処理」（1979年3月公表）の一部を置き換えたものであった。実際に、2008年12月にはIASBとFASBが共同で討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」を公表している。

2009年1月にまでにいくつかの基準が公表されたが、IASBはIFRIC第18号「顧客からの資産の移転」を公表した。この解釈指針は、解釈指針委員会が、顧客から有形固定資産の移転を受ける企業による当該移転の会計処理に適用するために開発した。2014年5月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を、財務会計基準審議会の「会計基準コード化体系」へのTopic 606の導入とともに、公表した。IFRS第15号はIAS11号とIAS第18号などを新装して作成された基準であり、顧客との契約から生じる収益の認識に関する包括的な枠組みを提供している。

まず、IFRS第15号の中心となる原則は、企業が収益の認識を、拘束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように行わなければならないとするものである。企業は、以下のステップを適用することにより、この中心となる原則に従って収益を認識する¹⁶¹。

¹⁶⁰ 日本経済新聞 2016年1月26日朝刊の報道により。

¹⁶¹ IFRS 財団編・企業会計基準委員会監訳（2015）『2015 国際財務報告基準』中央経済社、p.596。

- (a) ステップ 1：顧客との契約を識別する
- (b) ステップ 2：契約における履行義務を識別する
- (c) ステップ 3：取引価格を算定する
- (d) ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- (e) ステップ 5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

新たな収益認識基準は現行の実現・稼得過程アプローチによる収益認識と比較すると、契約を基礎とした収益認識モデルといえる。契約ポジションと顧客との契約は、企業に顧客から対価を受け取る権利をもたらすとともに顧客へ（商品またはサービスの形で）資産を移転する義務を課している。このような契約上の権利と義務の組み合わせ、すなわち権利と義務の正味の契約ポジションは、企業の権利と義務の関係に応じて単一の資産または負債を生じさせるが、もしも残りの権利の測定値が残りの義務の測定値を超えていればその契約は資産となる。同様に、残りの義務の測定値が残りの権利の測定値を超えていれば、契約は負債である。こうした「契約資産」または「契約負債」は、企業の残りの権利と義務に対する契約における正味の契約ポジションを反映する（para.2.23）。

斎藤（2013）は、「事業投資の成果に関心を移して稼得ないし実現という伝統的な収益認識の基準から脱却し、資産と負債の認識・評価だけで利益をはじめ会計情報のすべてがきまる仕組みに作り変える」¹⁶²議論を検討している。続けて「リスクのある収益（事業投資を回収するキャッシュ・フロー）がリスクから解放されて確定稼得過程を、基本的にはアウトプットの販売といった市場のテストで裏づける実現のルールは、収益ないし利益を必ずしも資産や負債の変動から独立にとらえるわけではないが、それでも追加的な要件を設けている点で資産・負債アプローチとしては不徹底ということであろう。利益の認識にとって資本取引によらない純資産の変動が必要条件というだけでなく、十分条件でもなければならぬというのなら、確かにそうした議論が出てきても不思議はない」と指摘している¹⁶³。すなわち、収益は期間にわたって認識することを否定できないと解することができる。

このように収益の認識に関しても、従来の収益費用アプローチから脱却し、資産負

¹⁶² 斎藤静樹（2013）『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社，p.248.

¹⁶³ 斎藤静樹，前掲書，p.248.

債アプローチを採用する流れが加速しており、継続企業を前提とする分配可能利益（純利益）計算ではなく、会計期間のリセットを前提とした企業価値評価の枠組みが財務報告制度に次第に色濃く反映され始めている。しかし、すべての取引が資産負債アプローチで処理できるかどうかは、極めて難しい問題ではないだろうか。こうした点を勘案すると、資産負債アプローチと収益費用アプローチのいずれか 1 つの体系ではなく、両者が併存する「A・F」型財務報告の枠組みが必要とされるのではないかという結論に至る。

4. まとめ

本章においては、2 つの財務報告目的を充足できる「A・F」型財務報告モデルの方向性を探った。具体的には財務報告の利益概念とキャッシュ・フロー情報の意義と役割が今後の展開に重要な役割を果たすこと、資産負債アプローチと収益費用アプローチのいずれか 1 つの体系ではなく、両者が併存する形の財務報告の枠組みを提案した。すなわち、多様化する市場経済のもとで、従来の財務会計の本質である収益費用アプローチに基づく分配可能利益（純利益）の算定と、継続的な企業活動（一定期間）を支援する財務報告のあり方を維持しながら経済環境に応じて資産負債アプローチに基づく包括利益の必要性も視野に入れることにつながる。

第 7 章 終論

1. 従来の財務報告の枠組みとの比較

本論文全体の考察を通して、財務報告の再検討とは、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの混合アプローチに基づく純利益と包括利益、そしてキャッシュ・フローの三者が連携する「A・F」型財務報告モデルの特徴を具備する必要があることが明らかとなった。つまり、財務諸表の構成要素すべてに単一の測定基準を適用するのではなく、多様化する市場環境やガバナンスのあり方に配慮しながら、さまざまな測定方法を許容する財務報告の枠組みが現代社会には求められているのではないかと考えられる。

本章は本論文の全体を総括し、従来の財務報告の枠組み（現行の日本会計基準に基づく財務報告と『討議資料』に基づく財務報告）と博士論文として提出する「4つの財務諸表の連携関係」を比較・検討することにより、新たな財務報告のあり方を提案することを目的とする。本博士論文における利益の検討を通じた「A・F」型財務報告モデルの提案を行うにあたり、まず(1) 現行の日本会計基準に基づく財務報告と、(2) 『討議資料』に基づく財務報告の枠組みを検討し、「市場経済の変化」と「ガバナンスのあり方」の両面からどのような部分に問題点があるのか、明らかにすることからとり掛かりたい。

1.1 現行の日本会計基準に基づく財務報告との比較

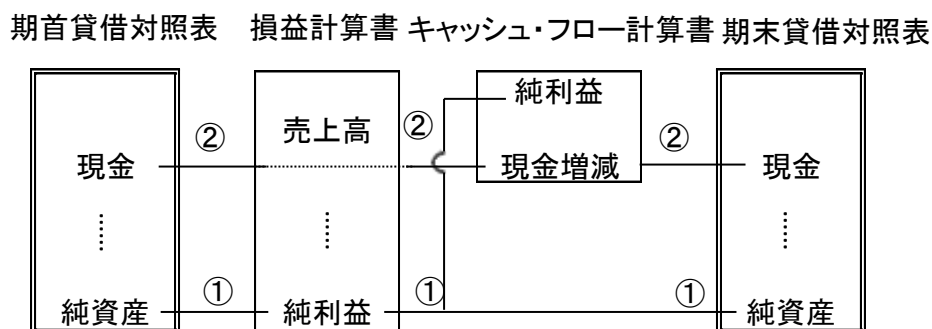
まず、従来の財務報告の枠組みである日本の会計基準に基づく財務報告の枠組みは、図11に示すような体系から構成されている。この枠組みにおいては、番号①で示されるように、期首貸借対照表の純資産を基点としながらその資産の増減額を損益計算書の「純利益」で計算・把握し、純利益を期末の貸借対照表の純資産の部に振り替える流れを採用している。

日本の会計基準に基づく財務報告は収益費用アプローチによるフロー思考による「純利益」概念を採用しているが、企業活動から得られた成果は正味のキャッシュ・フローと一致することになる。しかし、経済発展等の環境変化により、収益・費用の発生とキャッシュ・フローとの乖離が進むこととなると、必ずしも純利益が当期キャッシュ・フローをもたらすとは限らない。つまり、純利益とキャッシュ・フローとの関係を明らかにする必要性はこうした点に理由があり（図11の番号②を参照）、キャッシュ・フロー計算書に注目が集まる現状を踏まえると、今日、キャッシュ・フロー

情報がこれまで以上に企業業績評価の指標として重視されるようになってきたことが理解できよう。

番号②は、損益計算書の「純利益」とキャッシュ・フロー計算書の「純利益」部分が連携していることを示している。現行の日本会計基準ではキャッシュ・フロー計算書の「営業活動におけるキャッシュ・フロー」計算において「間接法」を採用する点に特徴があり、「純利益」をキャッシュ・フロー計算書のトップラインに配置して段階的にキャッシュの増減原因を明らかにする。

図 11 従来の会計基準に基づく財務報告の連係関係



注: 実際の間接法に基づくキャッシュ・フローの計算書は「税引き前当期利益」を計算している。(出所)筆者作成。

しかし、IFRS で提案された資産負債アプローチによるストック思考に基づく「包括利益」概念の登場により、上記に示した財務報告の連係関係は打破されることとなる。つまり、日本の会計基準では産業資本主義を前提として企業の継続性を重視するため、株主に対する分配可能利益を計算する必要がある、その結果として原価主義に基づく「純利益」概念を重視しなければならないのである。ところが、英米を中心とする国々においては経済環境が金融資本主義に移行しつつある中で、「純利益」概念を中心とする財務報告の体系では適切な企業価値評価は行えないとの批判を受ける結果を招くことになり、以下で検討するような資産負債アプローチと収益費用アプローチに立脚したハイブリットな財務報告が提案されることになる。

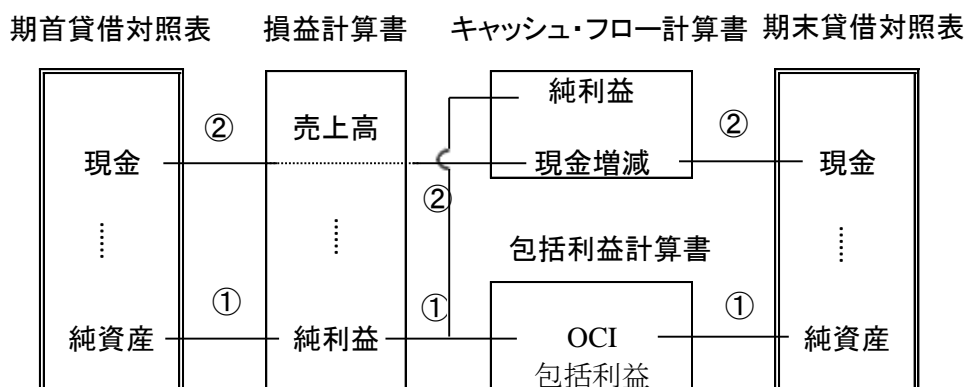
1.2 『討議資料』に基づく財務報告との比較

近年、日本においても英米などと同様に、『スチュワードシップ・コード』や『コーポレートガバナンス・コード』などが発行され、これまで企業内部でコントロールしていたガバナンスの体系を企業外部の圧力によってコントロールすべきであるとの流れ(アウトサイダー・コントロール)が高まっている。加えて、ROE(株主資本利益率)を重視した経営など、株主を中心とするステークホルダー(インサイダー、アウトサイダーともに)が企業経営に積極的に参画する現状は、これまで企業の継続性に主眼を置いて運営してきた日本企業にとっては転換期ともいえる時期に差し掛かっているといえるであろう。

財務報告問題に目を転じると、上記に示した状況に直面する日本は、IFRSの登場により日本会計基準に基づく財務報告に対する批判を受け、資産負債アプローチと収益費用アプローチに立脚したハイブリッドな財務報告のあり方に注目が集まることになったが、すでに日本では2006年に『討議資料』という形でハイブリッドな財務報告が提案されている。つまり、『討議資料』の枠組みでは、図12の番号①で示すように、期首貸借対照表の純資産を基点としながら正味資産の増減額を損益計算書の「純利益」で計算・把握し、包括利益計算書において純利益にその他の包括利益累計額を加算して「包括利益」を計算する。そして、その他の包括利益累計額は期末の貸借対照表の純資産額に反映され純資産の増加をもたらす。すなわち、「純利益」に「OCI」を加算して「包括利益」を表示する方法である。『討議資料』で示されたハイブリッドな計算構造により、2つ利益概念を「融合」という「A-F」型財務報告モデルが提示されている。

番号②で示されたように、従来の会計基準に基づく財務報告と同様に、キャッシュ・フロー計算書は損益計算書における「純利益」を基点として計算を行う「間接法」を採用している。発生主義に基づく収益と費用の対応関係としてはキャッシュ・フローの裏付けに主眼を置いていることが理解できよう。以上のように、資産負債アプローチによる計算構造を収益費用アプローチに基づく計算構造が内包している体系であると受け止められる。

図 12 『討議資料』で提示された財務諸表の係関係



注: 実際の間接法に基づくキャッシュ・フローの計算書は「税引き前当期利益」を計算している。(出所)筆者作成。

第 6 章において 2 つのアプローチに基づいて計算された利益は相互補完の関係にあると結論づけたように、資産負債アプローチと収益費用アプローチという 2 つのアプローチは相互排他的なものではないものと考えられる¹⁶⁴。すなわち、『討議資料』に基づく財務報告の体系の特徴は、発生主義に基づく将来のキャッシュ・フローに対する経営者の意図を考慮した「純利益」概念と、キャッシュ・フローを伴わない資産の評価益が含まれる「包括利益」概念が混合される点にある。

しかし、このような財務報告の体系は多様化する「市場経済」と「ガバナンスのあり方」を考慮した財務報告の仕組みといえるかどうかさらなる検討を要する。つまり、著者が提示した 2 つのアプローチの対立問題を解決するために、「4 つの財務諸表の連携関係」に基づく新たな財務報告の作成を採用し、さらにキャッシュ・フローを両アプローチの連結環として機能させる仕組みの構築である。

2. 本博士論文の提案：4 つの財務諸表の係関係

「1」では従来の日本基準に基づく財務報告と『討議資料』に基づく財務報告について考察を行ったが、ここでは本博士論文で提案する「4 つの財務諸表の係関係」に

¹⁶⁴ 辻山栄子 (2007) 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」 斎藤静樹編著『詳解 討議資料・財務会計の概念フレームワーク (第 2 版)』中央経済社, p.142.

ついて上記 2 つの財務報告の相違点を明らかにしつつ説明したい。

加えて、上記の混合アプローチ（「直接法」を採用して営業活動における個々のキャッシュ・インフローとアウトフローによって「営業活動におけるキャッシュ・フロー」を計算する方法）に合理性があるかどうかを検討するために、英国の Lee, T.A. (1984) が提案する利益とキャッシュ・フローの計算の仕組みを参照して財務諸表の連係関係を明らかにするとともに、本博士論文で提案する「A-F」型財務報告モデルの意義を明らかにしたい。

2.1 4 つの財務諸表の連係関係

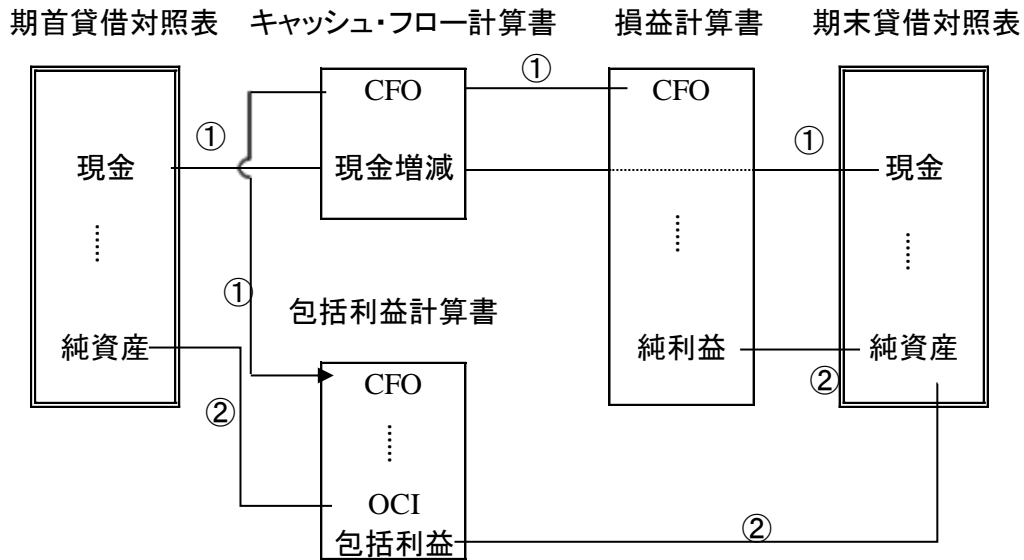
ここで提案する「4 つの財務諸表の連係関係」に基づく「A-F」型財務報告モデルの枠組みの中核をなす部分は、キャッシュ・フロー計算書との連係部分にある。現在、一般的に貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の 3 つ財務諸表が開示され、投資家や債権者などに会計情報を提供している。キャッシュ・フロー計算書の作成方法には「間接法」と「直接法」の 2 つの計算方法がある。「1」で考察した現行の日本会計基準や『討議資料』など大部分の会計基準では「間接法」を採用しており、「営業活動におけるキャッシュ・フロー」の計算方法は純利益に当期のキャッシュ・フローを伴わない収益・費用を加減して求める方法を採用している。

しかし、収益費用アプローチに基づく「純利益」計算では擬制項目（繰延資産）や費用計算においても経営者の恣意性が介在するなどの問題が生じてしまい、2 つのフロー計算の仕組みの連係では客観的な会計情報を得ることはできない。かかる状況では、組織内部のステークホルダー間の「利害調整」（計算：インサイダー・コントロール）が財務報告の主たる目的となるが、市場外部のステークホルダーに対する「情報提供」（開示：アウトサイダー・コントロール）が充足できないなどの問題が生じてしまう。

上記の問題を解決するために、著者は「直接法」を採用し、営業活動における個々のキャッシュ・インフローとアウトフローによって「営業活動におけるキャッシュ・フロー」を計算する方法の採用を提案する（「直接法」採用の可能性に関しては、次節で検討を行なう）。さらに、「直接法」によって計算されたキャッシュ・フロー情報と本博士論文に基づく財務報告の体系が連携する仕組みを構築することにより、フローとストックの両面から客観的かつ意思決定に有用な会計情報を提供したいと考えてい

る。

図 13 4つの財務諸表の係関係



注：営業活動からの現金有高 (Cash from Operating : CFO) その他の包括利益 (Other Comprehensive Income : OCI) (出所)筆者作成。

以上の見解を踏まえて、日本の財務報告において開示されてきた「純利益」とキャッシュ・フローを伴わない資産の評価益が含まれる「包括利益」との間に存在する問題を解決すべく、「4つの財務諸表の係関係」を2つのグループに分けて検討する必要がある (図 13)。この図は「計算」と「開示」の仕組みが併存して全体を構成するという混合アプローチに基づく構造であり、新たな財務報告の体系といえる。つまり、前者において収益費用アプローチに基づいてキャッシュ・フローが期間配分されるプロセスを明らかにし、後者では資産負債アプローチに基づいて評価損益がどれだけキャッシュ・フローに結びついたかという点を明示する「A-F」型財務報告の枠組みである。

このような枠組みの採用により、「包括利益」のうち「純利益」から除かれた「その他の包括利益 (OCI)」は、貸借対照表上の残高項目である「その他の包括利益累計額」に加減されることになる。

まず、期首貸借対照表の現金有高に基づき、期中の現金正味増減額を決定する。図

13の番号①の矢印が示すように、期首貸借対照表の現金有高を基点としながら、キャッシュ・フロー計算書において期中の増減額を計算・把握した後に期末貸借対照表の現金有高を確定する。期末貸借対照表の現金増減額は、直接法によるキャッシュ・フローの金額と連係する。続いて、キャッシュ・フロー計算書の「CFO」と「包括利益計算書のCFO」、「損益計算書のCFO」を連携させる。これらの連携関係から適正なCFOの計算が可能となるが、財務諸表の内部構造において「営業」概念の純化を図り、純粋な営業活動における利益額とキャッシュ・フローとの関係を明示することに主眼を置いている。キャッシュ・フローは企業の継続性を確保するための純利益計算に主目的があり、収益費用アプローチに基づく財務報告の基礎情報である純利益と連携する。

この点に関して斎藤（2013）は、「そもそも包括利益が資産・負債の変動だけから導かれるのであれば、資本取引の影響はともかく、その指標には資産や負債の認識と評価を超える新たな情報は含まれない。したがって、包括利益の情報価値を問うのは、バランスシートの情報価値を問うのと基本的に変わらないはずである」と指摘している¹⁶⁵。それゆえ、図13に示されたように、「CFO」における計算の始点では同一の事業活動を反映するために財務諸表を連携させる必要がある。

営業活動以外の項目は図13「……」の枠内に示されるが、それらの項目の増減額をそれぞれの計算書に計上される。その後、番号②の流れに沿って計算された正味金額に「OCI」を加減することによって包括利益を計算する。番号②は「OCI」がキャッシュ・フローとして実現するのを待って「純利益」に振り替えられるが、「純利益」は損益計算書で処理された項目を加味して期末の貸借対照表の純資産額へと振り返られる。一連の計算プロセスは、金融投資と事業投資を行う企業の価値評価へとつながる。

以上の連携関係において、価格変動を金融投資の成果としてのキャッシュ・フローとみるよう再構成されているが、それは事業投資と共通する期間配分のメカニズムに包摂されるものでもある。すなわち、「4つの財務諸表の連携関係」において「計算」（純利益）と「開示」（OCI）が併存しながら全体を構成することが可能となり、その裏付けとしてキャッシュ・フローの重要性が示されることとなる。

¹⁶⁵ 斎藤静樹（2013）『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社、p.45.

2.2 「直接法」に基づくキャッシュ・フロー計算の可能性

それでは、「営業活動におけるキャッシュ・フロー」の計算を行う際には相当な事務負担がかかるなどの問題点が内在すると指摘された「直接法」を支持する Lee, T.A. の見解と IFRS を参照しながら、「直接法」採用の可能性を検討しておきたい。

Lee, T.A. は伝統的な利益概念の問題点として、同一の経済状況において必ずしも単一の利益が計算されるわけではないことを指摘し、客観的な概念としてのキャッシュ・フローの重要性を主張した点が注目に値する¹⁶⁶。そこで示された財務諸表の構造は、企業価値の形成プロセスをキャッシュ・フローの側面から捉えるモデルであり、今後の財務報告のあり方を考えるうえで非常に有益と考える。

具体的には、伝統的な財務報告の仕組みを「それはいわば過去の支出額の混合物を表すもので、過去の一部ずつ投下された資本の数値であり、価値または富を表すとはいえない。それは、資本の現在の価値合計を表すと考えることはできない」と指摘する¹⁶⁷。これに対してキャッシュ・フロー情報は経済現象をそのまま表しており、客観的かつ会計情報の要件を満たす有用な情報であるとする¹⁶⁸。さらに、さまざまな財務諸表利用者の意思決定のための情報提供と企業存続に関する情報が提供可能であると述べている¹⁶⁹。このように利益の背後にはキャッシュ・フローの存在がある。

そこで Lee, T.A. の提案に照らしながら、従来の財務諸表とキャッシュ・フロー計算書を連係させるための新たな財務報告の仕組みを検討したい。すなわち、本博士論文の分析視角である多様化する「市場経済」と「ガバナンス」のあり方を考慮した財務報告の仕組みを探究するには、4つの財務諸表が連携する「A-F」型財務報告の枠組みを示す必要があり、そのためには「純利益」と「営業活動におけるキャッシュ・フロー」の相違を示す調整過程が必要不可欠な情報といえるからである。以下に、直接法がイメージできる簡単なキャッシュ・フロー計算書を提示している（表3）。

¹⁶⁶ Lee, T.A. 教授の学説については、次の文献を参照のこと。Lee, T.A. (1984). *Cash flow Accounting*, Wokingham. (鎌田信夫・武田安弘・大雄令純共訳 (1985) 『現金収支会計：売却時価会計の結合』創成社。

¹⁶⁷ 鎌田信夫他訳、前掲訳書、p.30.

¹⁶⁸ 上野清貴 (2001) 『キャッシュ・フロー会計論：会計の論理統合』創成社、p.68.

¹⁶⁹ 辻山栄子 (2007) 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」 斎藤静樹編著『詳解討議資料・財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社、p.142.

表 3 直接法に基づくキャッシュ・フロー計算書

X0年4月1日～X1年3月31日	
直接法に基づくキャッシュ・フロー計算書（単位：円）	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	60
棚卸資産仕入支出	-18
利息の受取額	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	48
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
建物購入	-20
投資活動によるキャッシュ・フロー	-20
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入金返済支出	-12
財務活動によるキャッシュ・フロー	-12
IV 現金及び現金同等物の増加額	40
V 現金及び現金同等物期首残高	18
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u>58</u>

（出所）筆者作成。

表 3 にみられる、「営業活動におけるキャッシュ・フロー」の金額が 48 であり、本来はこの段階において「純利益」を発生主義から現金主義に変換するための修正を行うが、ここでは現金主義による「直接法」に基づく営業活動からの現金額 48 が計算される。続いて、国際会計基準（IAS）第 7 号第 19 項では、企業は「直接法」を用いて「営業活動におけるキャッシュ・フロー」を報告することが推奨されている。「直接法」は、将来キャッシュ・フローを見積るうえで有用な方法であり、「間接法」では得られない情報を提供することが可能である。「直接法」では、主要な種類ごとの収入総額と支出総額に関する情報は、次のいずれかの方法によって得ることができるとしている。

(a) 当該企業の会計記録から

(b) 売上、売上原価（金融機関に関しては、受取利息および類似の収益ならびに支払利息および類似の費用）および包括利益計算書に含まれるその他の項目を、次の項目について調整すること

(i) 棚卸資産および営業債権・債務の期中変動額

(ii) その他の非資金項目

(iii) その他の項目で、現金への影響が投資又は財務のキャッシュ・フローなるもの¹⁷⁰

上記の方法を採用することにより、資産を営業活動キャッシュ・フローに関連づけた定義が可能であり、他のすべての財務諸表要素をキャッシュ・フローに関連づけて捉えることができる。この点は包括的利益が持分（純資産）の期間増分で定義されることとも関連している。ただし、包括利益にはキャッシュ・フローを伴わない資産の評価益が含まれるので、「CFO」のような役割は望めない。従来の収益費用アプローチから脱却して資産負債アプローチを採用する「D・C」型財務報告モデルにとっては極めて難しい問題といえるが、本業から得られる「CFO」については損益計算書と包括利益計算書と関係させることによって算出することが可能である。このように「直接法」によって計算されるキャッシュ・フローにより、「純利益」と「包括利益」との間の数値の歪みを克服できる「A・F」型財務報告の枠組みが構築できる。

以上の考察を通して得られた知見として、収益費用アプローチと資産負債アプローチが融合する「A・F」財務報告モデルに基づき、「純利益」、「包括利益」、そして「直接法」に基づく「キャッシュ・フロー」の三者を財務情報として開示することにより、外部要因としての「市場経済」と内部要因としての「ガバナンス」の両面をカバーできる財務報告の方向性を指し示すことが可能となるのではないかという結論が得られた。

3. 本博士論文の結論

本博士論文では、「A・F」型財務報告モデルに求められる会計上の利益概念とキャッシュ・フロー情報の意義や役割から検討・整理を行い、現実の経済社会で活動を行う企業のあり方を忠実に描写できる企業会計のあり方を模索するとともに、投資家をはじめとする各種のステークホルダーにとって有用な財務報告の枠組みとは何かという問題提起を行った（第1章）。

第2章では先行研究の整理を通して現在の経済社会に適合する新たな財務報告のあり方を提案した。具体的には、(1) 資産負債アプローチに基づく財務報告に関わる先行研究、(2) 収益費用アプローチに基づく財務報告に関わる先行研究、(3) 両者を混

¹⁷⁰ IFRS 財団編・企業会計基準委員会監訳（2015）『2015 国際財務報告基準』中央経済社、p.703-704.

合的に採用する混合アプローチに基づく財務報告に関わる先行研究に分けて検討を行った。

第3章では「市場」と「ガバナンス」を基軸として財務報告を類型化し、財務報告目的の意義と役割を整理すべく、英米日の財務報告モデルの進化の過程に関する理論的な検討を行った。その結果、英米の財務報告設定主体が提案するモデルが「D-C」型から「A-F」型、「K-C」型へと移行しており、日本モデルが「S-N」型から「D-C」型、「A-F」型へと進化しているが明らかにされた。

第4章においては「市場」と「ガバナンス」を基軸として財務報告を類型化し、英米における財務報告モデルの比較・検討を行った。英国は財務報告とガバナンスが連係するモデルであり、企業内部の関係者に対する会計責任を目的とする「計算」目的を中心した体系となっている点が明らかとなった。一方、米国は市場における外部関係者に対する情報提供、すなわち「開示」目的に主眼を置く財務報告とガバナンスが分離されたモデルであることが明示された。

続く第5章では、日本における財務報告モデルについて史的変遷を踏まえて考察を行った。従来の歴史的原価会計における適正な期間損益計算とは「企業の成果計算（処分可能利益）」にある。こうした日本の現状を考えると、財務報告とガバナンスが連携するモデルは第一義的な目的であったことが理解できる。一方、市場という視点を重視すれば、財務情報の開示は投資家が求める意思決定に有用な情報である公正価値会計の必要性も看過できない。こうした議論を受け、利益概念に関しても「当期純利益」と「その他の包括利益」の両者を含む新たな利益概念を規定している。その結果、損益計算書と包括利益計算書によって「二計算書方式」を推奨することになり、「評価」（資産負債観）と「配分」（収益費用観）を両立させる「A-F」型財務報告モデルへと進化を遂げることになる。

第5章で考察した日本における財務報告の構造変化を受け、第6章ではキャッシュ・フロー情報を中核に据えた計算構造に加え、評価損益などを含む「包括利益」概念と「純利益」概念が連携する「A-F」型財務報告モデルについて検討を行った。本博士論文では新たな試みとして、異なる会計思考を有する枠組みを融合させ、「利害調整（業績評価）」と「情報提供（企業価値評価）」という2つの財務報告目的が両立し得る「A-F」型財務報告モデルを構築すべく検討を行った。ただし、本博士論文で得られた結論には限界があることも記しておかねばならない。すなわち、本博士論文では知的資産と

キャッシュ・フロー計算との関係に焦点をあてた「K-C」型財務報告モデルの検討は行われていない。この点は、今後の課題と受け止めて、研鑽を重ねて行く所在である。

上記に求められる「A-F」型財務報告モデルを大別すると、①企業活動の業績評価（利害調整）を行うことを主目的とする財務報告モデルと、②適正な企業価値の評価（情報提供）を目的とする財務報告モデルに大別できる。すなわち、前者は従来の財務会計が対象としてきた収益費用中心観に基づく原価主義によって分配可能利益（純利益）を算定し、継続的な企業活動（一定期間）を支援する財務報告のあり方である。一方、後者は一時点における企業が保有する財産価値を適正に評価すべく、それらの財産の一部を時価評価して適正な企業価値評価を行う財務報告のあり方を指す。

上記の 2 つの異なる財務報告モデルはいずれも現在の市場経済において必要不可欠な会計計算の仕組みであり、二律背反的なものと捉えることはできない。すなわち、2 つの財務報告モデルの両立を図ることこそが今日の経済社会に求められる財務報告のあり方ではないかと著者は考える。こうした点を総合的に検討した結果として、本博士論文では新たな試みとして異なる会計思考を有する財務報告の枠組みを融合させ、「利害調整（業績評価）」と「情報提供（企業価値評価）」という 2 つの財務報告目的が両立し得る新たな財務報告モデルを提案した。

以上

引用・参考文献

1. AAA (1948). *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements and Supplements*, AAA. (中島省吾訳 (1957) 『A.A.A 会計原則：原文・解説・訳文および訳注』 中央経済社)
2. AAA (1966). Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement Of Basic Accounting Theory*, AAA. (飯野利夫訳 (1969) 『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』 国元書房.)
3. Littleton, A.C. (1933). *Accounting evolution to1900*, University of Alabama Press. (片野一郎訳 (1952) 『リトルトン会計発展史・増補版』 同文館)
4. Littleton, A.C. (1953). *Structure of Accounting Theory*, AAA Monograph No.5. AAA. (大塚俊郎訳 (1955) 『会計理論の構造』 東洋経済新報社.)
5. ASB (1978). *Objectives of Financial Reporting for Business Enterprises, SFAC No.1*, Stamford, Conn.
6. ASB (1992). *FRS3, Reporting Financial Performance, amended 1993 and 1999*, ASB.
7. ASB (1995). *Exposure Draft, Statement of Principles for Financial Reporting*, ASB.
8. ASB. (1999). *Exposure Draft: Statement of Principles for Financial Reporting*. ASB.
9. ASB (2000). *Financial Reporting Exposure Draft22, Revision of FRS3 ‘Reporting Financial Performance’*, AppendixIV, par.26.
10. Abdel-Khalik, A. R. (2010). Fair value accounting and stewardship, *Accounting Perspectives*. Vol.9 Iss: 4, pp.253-269.
11. AICPA (1961). M. Moonitz, *The Basic Postulates of Accounting*, AICPA. Accounting Research Study No. 1. (佐藤孝一・新井清光共訳 (1962) 『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』 中央経済社, pp.1-104)
12. AICPA (1973). *Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements*, AICPA. (川口順一訳 (1976) 『アメリカ公認会計士協会・財務諸表目的』 同文館)
13. Ball, R.J. and Brow, P. (1968). “An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers,” *Journal of Accounting Research*, Vol.6, No. 2 Autumn, pp.159-178.

14. Beaver, W.H. (1981). *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, Prentice-Hall.
(伊藤邦雄訳 (1986) 『財務報告革命』 白桃書房.)
15. David, H. (2013). *The Failure and the Future of Accounting: Strategy, Stakeholders, and Business Value*, Gower Pub Co.
16. Edwards, E.O. and Bell, P.W. (1961). *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press. (中西寅雄監修・伏見多美雄・藤森三男訳 (1964) 『意思決定と利潤計算』 日本生産性本部.)
17. Faulkner, H.U. (1964). *American economic history 8th Edition*, HarperCollins (小原敬士訳 (1971) 『アメリカ経済史』 至誠堂)
18. FASB (1978): *Elements of Financial Statements; SFAC No.1*, FASB. (平松一夫・広瀬義州 (1994) 『FASB 財務会計の諸概念・改訳新版』 中央経済社.)
19. FASB (1985). *Elements of Financial Statements, SFAC No.5-6*, FASB. (平松一夫・広瀬義州 (1994) 『FASB 財務会計の諸概念・改訳新版』 中央経済社)
20. FASB (1987). *Statement of Cash Flows, SFAS No.95*, FASB.
21. FASB (1997). *Reporting Comprehensive Income, SFAC No.130*, FASB.
22. Hicks, J.R (1964). *Value and Capital*, Clarendon Press, second edition. (安井琢磨・熊谷尚夫訳 (1995) 『資本と価値』 岩波書店.)
23. Paton, W.A. and A.C. Littleton (1940). *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA Monograph No. 3. AAA. (中島省吾 (1985) 『ペイトン=リトルトン 会社会計基準序説・改訳版』 森山書店.)
24. IASB (2001). “*Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement 2001*”, IASB.
25. IASB (2013). *Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
26. IASB (2001). *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement*, IASB.
27. IASB (2013). *Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
28. IASB (2015). *Exposure Draft Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.

29. IASB. (2013). *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
30. IFRS 財団編・企業会計基準委員会監訳 (2015) 『2015 国際財務報告基準』, 中央経済社.
31. John, K. (2009) *The Long and the Short of it: A Guide to Finance and Investment for Normally Intelligent People Who are Not in the Industry*, Erasmus.
32. Lee H. R. and Sidney J. G. and Ervin L. B. (2006). *International Accounting and Multinational Enterprises, 6th Edition*, Susan Elbe. (小津稚加子監訳 (2007) 『多国籍企業の会計：グローバル財務報告と基準統合』 中央経済社.)
33. Paton, W.A. and Littleton, A.C. (1940). *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA Monograph No.3, AAA. (中島省吾 (1985) 『ペイトン＝リトルトン 会社会計基準序説・改訳版』 森山書店.)
34. Richard, G.S. and Myrtle, W.C. and Jack, M.C. (2001) *Financial accounting Theory and Analysis: Text Readings and Cases*, 7th edition John Wiley & Sons, Inc. (加古宜士・大塚宗春「監訳」(2004) 『財務会計の理論と応用』 中央経済社.)
35. Ryan, B. and Robert, W. S. and Theobald, M. (1992). *Research method and methodology in finance and accounting*, Academic Press. (石川純治他訳 (1995) 『会計学・財務論の研究手法』 同文館.)
36. Scott, W. R. (2006) *Financial Accounting Theory, 4th ed.* Pearson Education Canada, Inc. (太田康広・椎葉淳・西谷順平訳 (2008) 『財務会計の理論と実証』 中央経済社.)
37. Storey, R. K. and S. Storey (1998). *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB Special Report. (財・企業財務制度研究会訳 (2001) 『財務会計の概念および基準のフレームワーク』 COFRI 実務研究叢書, 中央経済社.)
38. Takeovers Panel (1945). *Report of the Committee on Company Law Amendment (Cohen Committee 1945)*, HMSO.
39. Lee, T.A. (1984). *Cash flow Accounting*, Wokingham. (鎌田信夫・武田安弘・大雄令純共訳 (1985) 『現金収支会計：売却時価会計の結合』 創出社.)
40. Ashton, T.S. (1948). *The Industrial Revolution 1760-1830*, Oxford University Press. (中川敬一郎訳 (1953) 『産業革命』 岩波文庫.)

41. Zimmerman, V.K. (1954). *British Backgrounds of American Accountancy*, University Microfilms. (小澤康人, 佐々木重人共訳 (1993) 『近代アメリカ会計発達史：イギリス会計の影響力を中心に』 同文館.)
42. Whittington, G. (1983). *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*, Cambridge University Press. (辻山栄子訳 (2003) 『会計測定的基础：インフレーション・アカウンティング』 中央経済社.)
43. Woolf, A.H (1912). *A Short History of Accountants and Accountancy*, Gee & Co. (片岡義雄・片岡泰彦訳 (1981) 『ウルフ会計史』 法政大学出版局.)
44. 青木茂男編 (1976) 『日本会計発達史：わが国会計学の生成と展望』 同友館.
45. 飯野利夫 (1993) 『財務会計論・第3版』 同文館.
46. 石川純治 (1997) 「時価会計と損益計算：包括利益計算書を中心にして」 『経営研究』 第48巻第1号, pp.33-58.
47. 石川純治 (2003) 「手続公正, 予測分離, そして複式簿記：井尻講演の論点」 『企業会計』 第55巻第10号, pp.71-76.
48. 石川純治 (2006) 『変わる社会, 変わる会計』 日本評論社.
49. 石川純治・斎藤正章 (2008) 『現代の会計』 財団法人放送大学教育振興会.
50. 石川純治 (2014) 『揺れる現代会計：ハイブリッド構造とその矛盾』 日本評論社.
51. 伊藤邦雄・桜井久勝編 (2010) 『体系現代会計学第3巻 会計情報の有用性』 中央経済社.
52. 井尻雄士 (1976) 『会計測定の論理』 東洋経済新報社.
53. 今福愛志 (2008) 「会計基準のグローバル・ガバナンスへの展開：財務報告と企業統治の関係の再構築を巡るコンバージェンス」 『会計』 第174巻第4号, pp.1-13.
54. 今福愛志 (2009) 『企業統治の会計学：IFRS アドプションに向けて』 中央経済社.
55. 大矢知浩司・佐々木秀一編著 (1981) 『イギリス会計制度の展開』 同文館.
56. 上野清貴 (2001) 『キャッシュ・フロー会計論：会計の論理統合』 創成社.
57. 鎌田信夫 (2011) 「キャッシュ・フローによる収益の測定：包括利益の導入に関連して」 『南山大学紀要・アカデミア／社会科学編』 新編第1号, pp.1-21.
58. 黒澤 清 (1974) 『新訂・会計学』 青林書院新社.
59. 黒澤 清編集 (1980) 『会計学基礎理論』 中央経済社.
60. 黒澤 清編集 (1982) 『財務会計論』 中央経済社.

61. 菊谷正人 (2002) 『国際的会計概念フレームワークの構築：英国会計概念フレームワークを中心として』 同文館.
62. 高欽虹 (2011) 「財務報告論としての業績評価の方向性：包括利益情報の有用性をめぐって」 『平成 24 度 麗澤大学大学院国際経済研究科修士論文集』
63. 高 欽虹 (2015) 「経済システムの多様化を巡るグローバル財務報告の構築に関する研究：『市場』と『ガバナンス』に基づく財務報告のモデル分析」 『経営会計研究』 第 20 巻第 1 号, pp.35-46.
64. 古賀智敏 (2011) 『グローバル財務会計』 森山書店.
65. 古賀智敏 (2014) 「財務会計の概念フレームワークと 2 つの会計目的観：スチュワードシップ会計と意思決定有用性会計の相剋と相互交渉」 『同志社商学』 第 65 巻第 6 号, pp.77-92.
66. 古賀智敏 (2009) 『財務会計のイノベーション：公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造』 中央経済社.
67. 古賀智敏 (2015) 「統合報告研究の課題・方法の評価と今後の研究アジェンダ」 『會計』 第 188 巻第 5 号, pp.1-15.
68. 神戸大学会計学研究室編 (2007) 『会計学辞典・第 6 版』 同文館.
69. 斎藤静樹編著 (2007) 『詳解討議資料・財務会計の概念フレームワーク (第 2 版)』 中央経済社.
70. 斎藤静樹 (2013) 『会計基準の研究 (増補改訂版)』 中央経済社.
71. 斎野純子 (2006) 『イギリス会計基準設定の研究』 同文館.
72. 桜井久勝 (2014) 「財務会計のイノベーションの回顧と展望」 『會計』 第 185 巻第 1 号, pp.1-14.
73. 佐藤倫正 (1986) 「T.A. Lee : Cash Flow Accountingに関する覚え書き：その損益計算構造の検討」 『岡山大学経済学会雑誌』 第 18 巻 3 号, pp.79-102.
74. 武田隆二 (2007) 「『産業経済の変化』に伴う『会計のあり方』：新社会法と会計のあり方 (その二)」 『會計』 171 巻 2 号, pp.139-152.
75. 田中 弘 (1993) 『イギリスの会計制度—わが国会計制度との比較検討』 中央経済社.
76. 田中正継 (1998) 『日本のコーポレートガバナンス—構造分析の観点から—』 経済企画庁経済研究所.
77. 辻山栄子 (1991) 『所得概念と会計測定』 森山書店.

78. 辻山栄子 (2004) 「国際会計基準の争点：2 つの利益概念を巡る意見対立」『商学研究科紀要』第 59 号, 早稲田大学, pp.1-14.
79. 辻山栄子 (2007) 「2 つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』第 19 巻第 11 号, pp.30-39
80. 辻山栄子 (2007) 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解討議資料・財務会計の概念フレームワーク (第 2 版)』中央経済社, pp.135-153.
81. 辻山栄子 (2009) 「IFRS ディスカッション・ペーパー『財務諸表の表示』及び『収益認識』の解説」日本証券アナリスト協会, pp.1-42.
82. 辻山栄子 (2013) 「現代会計のアポリア：対立する 2 つのパラダイム」『早稲田商学』第 434 号, pp.163-194.
83. 辻山栄子 (2015) 『IFRS の会計思考：過去・現在そして未来への展望』中央経済社.
84. 豊田俊一 (2007) 「2006 年版の変更点と特徴」斎藤静樹編著『詳解討議資料・財務会計の概念フレームワーク (第 2 版)』中央経済社, pp.38-98.
85. 中川仁美 (2014) 「アメリカ的鉄道会社における財務会計の史的展開」竹田範義・相川奈美編著『会計のリラティヴィゼーション』創成社, pp.119-152.
86. 中村宣一郎 (1984) 『利益計算論』同文館.
87. 濱田弘作 (1990) 『アメリカ会計発達史』白桃書房.
88. 広瀬義州 (2010) 『IFRS 財務会計入門』中央経済社.
89. 広瀬義州 (2006) 『知的財産会計』税務経理協会.
90. 藤井秀樹 (2011) 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号, pp.17-40.
91. 藤田昌也 (2011) 「ウィンドフォールの行方」『熊本学園会計専門職紀要』第 2 巻, pp.3-11.
92. 福井義高 (2010) 「ヒックス『価値と資本』の所得概念に関するノート」『ワーキングペーパー』青山ビジネススクール, pp.1-19.
93. 倍 和博 (2013) 「ビジネス・モデル概念に基づく企業価値形成プロセス可視化の動向」『会計』第 184 巻第 3 号, pp.86-98.
94. 倍 和博 (2014) 「非財務情報の開示動向と戦略的活用への視座」『会計』第 186 巻第 3 号, pp.39-51.
95. 倍 和博 (2015) 「持続的な価値創造に資する財務報告の今後のあり方」『会計』第 188 巻第 5 号, pp.43-55.

96. 溝上達也 (2006) 「英国におけるキャッシュ・フロー計算書の位置づけ：利益観に転換を巡る議論から」『会計』第 165 巻第 2 号, pp.94-106.
97. 溝上達也 (2004) 「キャッシュ・フロー計算書における営業概念の意味」『会計』第 165 巻第 2 号, pp.57-71.
98. 村田直樹 (1998) 『近代イギリス会計史研究：運河・鉄道会計史』晃洋書房.
99. 森田哲彌・宮本匡章編著 (2008) 『会計学辞典・第 5 版』中央経済社.
100. 山浦久司 (1993) 『英国株式会社会計制度』白桃書房.
101. 由井敏範 (1997) 『利益とキャッシュ・フロー会計』白桃書房.
102. 日本投資環境研究所「英国ステewardシップ・コード について」
(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/siryou/20130918/01.pdf>) 2015 年 10 月 30
日参照
103. [http://www.ifrs.org/Current-ProjectS-NASB-Projects/Conceptual-Framework/
Documents/June%202015/ED_ConceptualFramework_JPN.PDF](http://www.ifrs.org/Current-ProjectS-NASB-Projects/Conceptual-Framework/Documents/June%202015/ED_ConceptualFramework_JPN.PDF)